

フィリピン革命のリーダーシップに関する

研究（一八九六年八月～一八九八年四月）

池 端 雪 浦

目 次

はじめに

第一部 革命の背景

第一章 革命の原因と舞台——その一

第二章 革命の原因と舞台——その二

第三章 プリンシパリア

第四章 カティブーン

第二部 闘争とリーダーシップ

第五章 蜂 起

第六章 マグダロ人民評議会

第七章 フィリピン共和国の設立

フィリピン革命のリーダーシップに関する研究

第三部 アギナルド政権の性格

第八章 革命諸勢力との関係

第九章 革命を売る者、持続する者

結び

はじめに

一八九六年八月秘密結社カティプトナンによって開始されたフィリピン革命は、三世紀余にわたるスペイン支配に終止符を打ち、九九年一月フィリピン共和国（マロロス共和国）を樹立した。しかし、この過程に介入したアメリカがスペインに替ってフィリピン支配を企図したため、革命はアメリカとの戦争へと発展し、一九〇二年七月アメリカの物量戦の前に敗北した。従ってフィリピン革命は挫折した革命であるが、今日のフィリピン共和国の原点はこの革命によって据えられたのであり、また二〇世紀のフィリピン民族運動は、くり返えしこの未完の革命にエネルギーの源泉を求めてきたのであった。

本稿の主題はフィリピン革命のリーダーシップの解明にある。フィリピン革命についてはすでに多くの研究があるが、リーダーシップの解明を主題とする研究は寡聞にして見当らない。しかし、リーダーシップの分析を抜きにして革命史の全体像を描き出すことは不可能であるから、そのような総合的革命史のなかに参照すべき見解が提出されて

いる。そのなかでとくに注目されるのは、T II A II アゴンシリョとR II コンスタンティノの見解である。フィリピン革命を「民衆の反乱」と規定して革命史研究に画期をもたらしたアゴンシリョは、二冊の大著 (*The Revolt of the Masses: The Story of Bonifacio and the Katipunan*. 1956. *Malolos: The Crisis of the Republic*. 1960) のなかで、革命のリーダーシップの推移を次のように跡づけている。すなわち、フィリピン革命は民衆の結社カティプーナンによって開始されたが、九八年四月、アメリカの介入によってスペイン打倒の展望が見えはじめると、それまで革命に無関心を装ったり敵対していた中間階級 (ミドルクラス) が、闘争に積極的に参加するようになり、革命の主導権はかれらの手に奪われた。しかし九九年二月、アメリカとの戦いがはじまると、中間階級は革命の戦列を離れて和平工作に没頭し、闘いの主導権はふたたび民衆の手に委ねられた、と。アゴンシリョのリーダーシップに関する図式のなかで重要な点は、革命期のフ、イ、リ、ピ、ン、人、社、会、を、民、衆、と、中、間、階、級、の、二、つ、の、階、層、に、区、分、し、前、者、は、一、貫、し、て、革、命、の、遂、行、勢、力、で、あ、っ、た、が、後、者、は、終、始、日、和、見、的、で、あ、っ、た、と、見、て、い、る、点、で、あ、る。

これに対して、コンスタンティノは、フィリピン史を民衆の立場から書き直すことを主張して著した通史 (*The Philippines: A Past Revisited*. 1972) のなかで (第一〇章 (第一五章)、革命のリーダーシップを次のように捉えている。すなわちかれは、フィリピン革命の指導権は一貫して知識階級 (イルストラード)⁽³⁾ の手に握られていたと見る。コンスタンティノによれば、革命期のフ、イ、リ、ピ、ン、社、会、(フ、イ、リ、ピ、ン、人、社、会、で、は、な、い) には三つの社会階層が存在した。まず最上層には支配民族の半島人 (ベニンスラール) が存在し、最下層には原住民大衆が存在した。そしてこの中間にクレオーレ、中国系メスティソ、都会化した原住民から成る広範なプチブルジョワ階級が存在した。その内容を具体的な職業で示すと、地主、インキリーノ⁽⁴⁾、商店主、商人、従業員、職能人など多岐にわたった。知識階級の

社会の一握りの上流階級だけであつたとされるのに対して、コンスタンティノのイルストラードは何よりもまず教養の有無によって規定され、経済力は第二義的な基準になっている。従つてコンスタンティノのイルストラードは、経済力と教養がすでに必ずしも相関性を持ちえなくなつていた首都圏を対象にした場合、とりとめのない広がりを持つてくる。⁽⁸⁾

アゴンシリョとコンスタンティノに代表される革命史研究の現状を前提にする時、革命のリーダーシップを解明するに当つて、われわれがまず取り組まなければならない問題は、革命時のフィリピン人社会の階層構造をあらためて問い直し、その上で、革命の具体的な展開過程に則してリーダーシップの実態を分析することであろう。しかし民族独立革命におけるリーダーシップの問題は、アゴンシリョ、コンスタンティノ両氏によつて提起された階層性の問題に限定されるものではない。リーダーシップの階層的性格がとくに問題にされるのは、革命運動における民衆の役割の再評価、独立革命における社会革命の展望といった問題と深い関わりを持つてゐる。しかし、民族独立革命が他ならぬ民族の革命として実現されるためには、それを導くリーダーシップもまた民族的基盤を持つものでなければならなかつたはずである。リーダーシップの階層的性格と並んで民族的統率力が問われねばならない所以である。本稿ではこれらの課題を踏まえて、以下のような構成で主題の解明を試みた。その場合、最初に断つておかなければならないことは、リーダーシップの分析対象時期を九六年八月から九八年四月までに限定したことである。私見によれば、革命の全期間を通じてリーダーシップは四たび変化した。⁽⁹⁾ 本稿では前半の二期を直接の分析対象とする。

さて本稿は大きく分けて三部から構成されている。第一部(第一章〜第四章)では、革命の背景となる社会・経済状況、階層構造、革命組織を分析し、これを前提として第二部(第五章〜第七章)、第三部(第八章〜第九章)では革

命状況に則したリーダーシップの実態分析を行う。各章ごとの主題を摘記すれば以下の通りである。第一部第一章及び第二章では革命の社会・経済的原因を追究する。その際、第一章ではフィリピン社会全体に共通する問題を、また第二章では革命の主要舞台となったタガログ諸州に特殊な問題を検討し、革命の民族的背景と同時にダガログ諸州の特殊な位置を浮彫りにする。第三章では革命期のフィリピン社会の階層構造を分析する。ここで筆者は、首都圏を分析対象から除外した上で、アゴンシリヨ、コンスタンティノ両氏とは異なる二階層社会を提起する。筆者は革命期のフィリピン社会はプリンシパリアと民衆という二つの基本的階層から成立していたと考える。蜂起開始のごく初期を除いて、本稿の分析対象期のリーダーシップはプリンシパリア階層の手に握られていたというのが、本稿を貫く筆者の主張である。第四章では革命組織カティプーナンの実態を、思想、組織基盤、組織構成の三方面から検討する。そこでの筆者の力点は、創設期のカティプーナ指導部を都市急進主義と規定する点にある。つぎに第二部の実態分析に入って、まず第五章では革命開始時のリーダーシップのありかたが追究される。カティプーナ指導部はどの程度に革命勢力を統率できたのか、また各地で自発的に組織された革命軍の指導者の性格はいかなるものであったのか。以上二点が第五章の中心課題になる。第六章ではスペイン権力を全面的に解体したカビテ州における革命権力の構造化のプロセスが、マグダロ人民評議会をめぐって跡づけられる。プリンシパリアによる革命指導の典型がここに描出されるであろう。第七章ではマグダロ人民評議会を権力基盤とするアギナルドがカティプーナ総裁ポニファシオから、革命の最高指導権を奪取してフィリピン共和国を樹立するプロセスを分析する。ついで第三部に入って第八章では、フィリピン共和国すなわちアギナルド政府とカビテ州以外の革命諸勢力との関係を分析し、アギナルド政府が果して革命諸力の真の指導部たりえたのか否かを検討する。そして第九章ではビアックナバトー和約締結

の経過を分析し、アギナルド政府の体質ともいべきものを浮彫りにする。本稿の構成は以上の通りである。執筆に当っては歴史的事実の定着にとくに留意した。革命史研究の現状を展望するとき、革命史の再解釈に当って今日もつとも求められている仕事は、錯綜した革命資料のなから歴史的事実を発掘し、確定する作業であると考えられるからである。

- 1 アメリカは一九〇一年七月、フィリピン統治の民政移行を発表し、続いて翌一九〇二年七月にはフィリピン平定作戦の完了を発表した。しかし、革命軍のゲリラ戦はさらに数年間にわたって局地的なかたちで続けられた。
- 2 本稿では「原住民社会」と置き換え可能な言葉として「フィリピン人社会」を用いる。このなかにはスペイン系メスティーソ（スペイン人と原住民の間に生まれた混血児）や中国系メスティーソを包摂するが、純粹なスペイン人は本国生まれの者（ペニスラール）もフィリピン生まれの者（インスラールまたはクレオール）もこのなかには含まれない。
- 3 *Ilustrado* 「学識ある人」という意味のスペイン語。
- 4 第二章を参照せよ。
- 5 *Constantino, Renato. The Philippines: A Past Revisited. Quezon City, Tala Publishing Services, 1972, pp. 155-157.*
- 6 コンスタンティノはフィリピン社会を先述のように三階層に区分した上で、さらにフィリピン社会を富を基準にして上・中・下の三階層に区分している。両者の対応関係を見ると、フィリピン人社会の上・中二階層が、フィリピン社会のプチブルジョワ層に入るようである。
- 7 コンスタンティノの二階層区分は厳密には民衆とプチブルジョワ階級である。しかし、民衆と対比してプチブルジョワ階級という言葉が用いられることはほとんどなく、対比して用いられるのはつねにイルストラードである。従ってコンスタンティノはイルストラードという言葉で、プチブルジョワ階級を代表させているものと考えられる。

8 このとりとめのなさは、階層分析を首都と地方とに分けて行うことで、かなりの程度救われる。地方では教養の有無は経済力と相関性を持っていた。

9 私見によればフィリピン革命のリーダーシップは次の四期に分れる。(1)革命の最高指導権がカティブーン指導部にあった時期、(2)それがアギナルドラカピテ州プリンシペリアの手に握られた時期、(3)上層プリンシペリアが革命の指導権を掌握してアギナルド政府を操縦した時期、(4)革命政府が解体した後、各地の一般プリンシペリアが自律的にゲリラ戦を組織した時期。

第一部 革命の背景

第一章 革命の原因と舞台——その一——

フィリピン革命はフィリピンのどの地域を舞台に展開されたのか、われわれは、この単純な問いに改めて明快に答えておく必要がある。なぜならアメリカ支配期に書かれたアメリカ人のフィリピン革命史は、革命の舞台をタガログ地域に限定して、革命の民族的性格を捨象する傾向が強かったのに対して、一九四六年以後にフィリピン人によって書かれた革命史は、革命の民族的性格を強調するあまり、革命を先導したタガログ地域の特殊性や、革命に消極的態度をとったパンパンガ州や西ネグロス州などの問題をないがしろにする傾向が強かったからである。⁽²⁾ 二つの視角はいずれも革命の全体像を歪め、革命のダイナミズムを捉え損ねている。

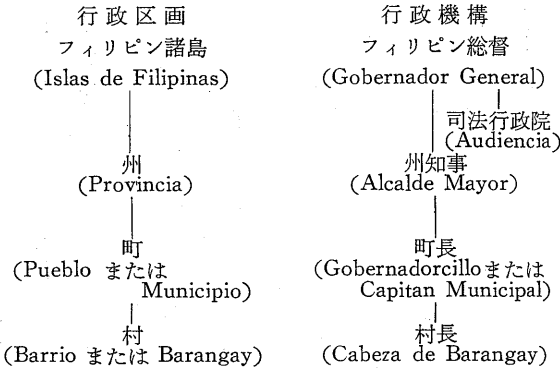
革命の最初の蜂起地は、ルソン島タガログ地域の六州だった。蜂起の最初の雄呼びがあげられた一八九六年八月三〇日、総督ブランロ (Ramon Blanco) はルソン八州が戦争状態に入ったとして、この地域に戒嚴令を發した。⁽³⁾ 八州とは、すなわち、マニラ、ブラカン、パンパンガ、ヌエバ・エシーハ、タルラク、ラグーナ、カビテ、バタンガスの各州である。しかし管見の及ぶ限りでは、パンパンガ、タルラクの二州がこの最初の段階で蜂起したことを誌す史料は見当らない。その後九六年末までに革命の火の手はルソン島内のモロン、タルラク、サンバレス、パタアンなどの州に拡がり、南北両カマリネス及びヒロコス地方でも蜂起の動きがあった。九七年には革命戦線は停滞ぎみであったが、ビアクナバトー和約締結以後九八年に入ると著しい拡大をみせ、アメリカの介入がはじまる五月初旬までには、ルソン島のほぼ全域とセブ、パイナ両島が革命戦線に参加した。そして九九年一月までには従来からスペインの支配下に入っていなかった南部のイスラーム地域と、九八年末早くもアメリカの保護領宣言を自ら行った西ネグロスを除く、フィリピン諸島のほぼ全域が革命軍の手で解放されたのであった。⁽⁴⁾ 従って、フィリピン革命はタガログ六州の先導で開始され、この地域でもっとも果敢に闘われた戦いではあったが、全民族的参加をえた戦いであった。それゆえ、その背景や原因を考察するに当っても、フィリピン社会全体に関わる問題と、首都近辺のタガログ六州に特殊に現出した問題とに区別して検討する必要があるだろう。そこで本章ではまず、程度の差はあれフィリピン社会全体に共通する革命の背景、言いかえれば革命の遠因から検討していくことにしたい。

革命の遠因として考慮すべき問題は多々あるが、ここではとくに従来必ずしも明確なかたちで論ぜられることなかった問題で、しかも革命の背景として核心的と考えられる二つの問題に絞って検討していきたい。一つは、一八三〇、四〇年代からとくに悪化した統治体制の問題、二つは、これに相抗するかたちで世紀半ば頃から進行したフィリ

ピン人知識階級の形成とかれらによる改革運動である。一八三〇、四〇年代以降とくにスペインの統治行政が悪化した直接の原因は、スペイン本国並びにラテン・アメリカ植民地における政治変動であった。スペイン本国におけるめまぐるしい政治勢力の交替とラテン・アメリカ諸国の独立は、フィリピンにさまざまな余波をもたらした。そのなかには自由主義思想や民族主義思想の浸透といった影響も含まれたが、フィリピンの統治行政はこれら二つの世界の政治変動によって混乱と抑圧的傾向を強めたのである。

その筆頭に挙げられるのは、本国政府の無責任な縁故人事がもたらしたマニラ政庁の荒廃であった。ラテン・アメリカの独立以後、フィリピンはスペインに残された数少ない植民地の一つとなった。その結果、従来スペイン植民地の中でもっとも軽視されていたこの島に、植民地での荒稼ぎを求める不心得な官吏が、政府高官との縁故関係を利⁶⁾用して殺到するようになった。マドリッドの絶え間ない政權交替劇はこの縁故人事をいっそう悪化させた。本国における政治勢力の交替は縁故人事の植民地官吏を芋蔓式に移動させたので、マニラ政庁はあたかも不心得な官吏たちが短期間滞在しては移動していく通過駅の如き様相を呈した。その代表的な一例は、フィリピン統治の総元締めである総督の頻繁な移動であった。一八三五年から九七年までの六二年間に五〇人の総督が交替した。総督の移動がこのように頻繁だったとすれば、総督によって任命される下級官吏の運命もまた変動常なかつたと言わねばならない。かくしてマニラ政庁の統治行政は万事にわたって一貫性を欠き、腐敗と非能率がはびこった。しかもマニラ政庁には職を求めると本国人があふれていた⁷⁾ので、フィリピン生まれのスペイン人やフィリピン人知識階級には就職の機会はほとんど閉ざされていた。世紀半ば頃から形成されるフィリピン人知識階級が、スペイン支配に対して最初の批判者となったのは、けだし当然であった。

第1図 19世紀後半の統治組織



フィリピン革命のリーダーシップに関する研究

フィリピン統治を悪化させたもう一つの要因は修道会勢力の強大化であった。ラテン・アメリカの独立とスペイン本国における自由主義の抬頭は、皮肉なことにフィリピンの修道会勢力を強化し、フィリピン統治をいっそう反動的で抑圧的なものとした。修道会は従来からフィリピン統治に絶大な力を振っていた。それは修道神父が教区司祭として町(プエブロ)の統治行政に深く関わっていたからである。一九世紀後半の統治組織は第一図のようになっていたが、このうちスペイン人官吏が担当したのはマニラの中央政府と州政府までの行政で、それ以下のフィリピン人と直接に接触する町及び村(バリオ)の統治行政は、教区司祭の監督下にフィリピン人官吏に委ねられていた。従って教区司祭は住民に密着して植民地支配の安全を監視する番兵の役割を果していた。因みにかれらが干渉した職務を列記すると、次の多きにのぼっている。

小学校の視学、納税監督官、衛生委員会・慈善事業委員会・市街地課税委員会・統計委員会・刑務所委員会の各委員長、公共事業委員会名誉委員長、州評議会委員、国王領下げ委員会委員、町予算監査役、町のフイエスタに原地語で演ぜられる演劇や喜劇・芝居の検閲官、身分証明書(cédula)の発行者、町役員の選挙・刑務所の食事や会計・町評議会・町警察・兵役者選抜などに関する監督官あるいは検査官。⁽⁶⁾

ところで、修道神父が教区司祭に就任することは、本来教会法にもとる行

為であったので、マニラ大司教庁では一八世紀後半これを是正する方針を打ち出した。すなわち、マニラにセミナリオを設けてフィリピン人在俗神父の育成を行い、かれらに教区司祭職を委ねようというのであった。この方針は一七四年の勅令で公認され、以後、教区司祭のポストはしだいにフィリピン人在俗神父の手へ移る傾向にあった。ところが、一八二六年以降この方針はふたたび廃止され、修道神父による教区の支配体制が従来以上に強化されることになった。ラテンアメリカの独立運動で原住民神父が指導者的役割を果たしたことを知ったスペイン政府は、一八二六年、「教区の世俗化」(教区司祭のポストを修道神父から在俗神父の手に移すこと)政策を廃止し、すでに原住民在俗神父の管轄下にある教区も、現任者が死亡しだい修道神父の管轄下に戻すことを決定したのである。⁽⁹⁾ この方針は一八三〇年代後半スペイン本国で生じた一連の修道会解体政策によっていっそう動かしがたいものとなった。

スペインでは一八三六年に自由主義勢力の手で修道院の閉鎖⁽⁹⁾と財産の没収が行われ、翌三七年には全修道会の世俗化が決定された。ところがフィリピンで伝道事業に従事している修道会については、いくつかの例外規定が認められた。すなわち、フィリピンへ派遣する宣教師を育成している修道院は存続を許されること、またフィリピンに存在する修道会経営の学院及びフィリピンで伝道に従事している修道神父は、修道会に対する財産没収令並びに世俗化の規定から除外されるというのがそれであった。⁽¹⁰⁾ 修道会と敵対した自由主義勢力も、フィリピン統治については修道会の役割を認めざるをえなかったのである。こうした一連の事態から、フィリピンはスペイン修道会にとつてきわめて重要な勢力維持の場となった。各修道会は競ってフィリピンへ宣教師を送り込み、一つでも多くの教区司祭職を要求するようにになった。かくして、一八三〇年代後半より修道神父の急激な増加とかれらによる教区の支配体制が進行することになった。

この状況を数字によって跡づけると、一八一〇年当時のスペイン人聖職者数は、現役神父に平修道士を合せてせいぜい三〇〇人程度であったのに対して、フィリピン人聖職者数は正式の教区司祭、臨時の教区司祭、助祭、神学校生徒を合せて一、〇〇〇人を超えた。⁽¹¹⁾ところが一八四二年になると、スペイン人修道士の数は四五〇人に増加したのに対して、フィリピン人在俗神父の数は約七〇〇人と大きく減少した。⁽¹²⁾時代をさらに下って一八七〇年になると、全国の教区総数八〇二のうち六二二がスペイン人修道神父の監督下に置かれ、残り一八一教区がフィリピン人在俗神父の監督下に置かれた。⁽¹³⁾従ってこの年のスペイン人修道神父の総数(司祭以外の平修道士なども含めて)は、かなりの数に上ったとみられる。一八七六年の統計では、スペイン人聖職者総数は一、九六二人に達している。⁽¹⁴⁾スペイン体制最後の⁽¹⁵⁾一八九八年には教区数は全国で九六七に増え、このうち八一七教区がスペイン人修道神父の監督下に置かれ、残り一五〇教区がフィリピン人在俗神父の監督下に置かれた。⁽¹⁵⁾またこの年のスペイン人聖職者総数は一、七〇〇人であった。⁽¹⁶⁾先の七六年に比べてスペイン人聖職者総数が減少しているのは、革命の勃発で本国へ帰国する退役神父らがあったためと見られる。

一八三〇年代後半にはじまる修道神父の増加は、以上のように教区の世俗化を著しく阻害したが、弊害はこれにとどまらなかった。これ以後修道会はフィリピン統治の守護者としての自覚を深め、統治行政にいつそう積極的に介入するようになった。そして本国において修道会の経済基盤を解体した自由主義勢力がフィリピンへも浸透してこないように、警戒と弾圧を強化した。このように一九世紀後半のフィリピン社会は、政庁行政の腐敗と修道会の抑圧的支配という二重の弊害に苦しめられていた。

ところで、一九世紀後半に入るとこの抑圧的植民地支配に異議申し立てを行う新しい動きが形成された。植民者の

文化によって教育されたフィリピン人知識階級の改革運動であった。フィリピン社会に最初に登場した知識階級は、先述の在俗神父であった。その数は一八一〇年には一、〇〇〇人以上に達したが、その後減少して四〇年代初頭には七〇〇人に減少したことはすでに見た通りである。それ以後その規模がどのように変化したかは詳かでないが、一九世紀後半にはふたたび増加したのではないかと思われる。なぜなら教区の世俗化政策が廃止されたにもかかわらずセミノリオの数はそれ以後むしろ増加し、六〇年代初頭には全国で五つのセミノリオを数えるにいたったからである。⁽¹⁷⁾ 八六年度には五つのセミノリオに一、八三四人の学生が在籍した。⁽¹⁸⁾ 修道神父の増加と教区の反世俗化政策は、このフィリピン人聖職者集団にもっとも直截な打撃を与えた。かれらは教区司祭として叙任されるべき正統な資格を有していたにもかかわらず、修道神父にその機会を奪われ、もっぱら修道神父司祭の下で助祭として働かされることになったからである。かくして一八四九年より在俗神父の抗議運動が開始されるにいたった。ペドロ・ペラエス (Pedro Pelaez) 神父を中心とするフィリピン人在俗神父は、マドリッドで発行される新聞に抗議文を掲載したり、抗議のパンフレットを出版したりして、在俗神父に本来認められた司祭昇格の権利を認めるよう訴えた。しかし、かれらの運動はいずれも成果をあげることができず、教区司祭の修道神父化は進展する一方であった。こうした状況のもとで一八六三年、運動の指導権がペラエス神父からホセ・ブルゴス (Jose Burgos) 神父の手に移ると運動の性格も大きく変化した。従来、運動は在俗神父という一聖職者集団の固有の権利を主張することに終始したが、ブルゴスが指導権を握って以後は、フィリピン人在俗神父にスペイン人修道神父と平等の司祭昇格の機会を与えよという方向に主張の力点が移された。⁽¹⁹⁾ 主張の力点がこのように移動した背景には、後述する一般知識階級の誕生と自由主義思想の浸透があった。世紀後半に入って知識階級一般に浸透した自由主義思想の影響を受けて、在俗神父の運動は聖職者集団内部の

権益争いから人種差別に対する闘いへと自己展開を遂げたのである。そしてこの過程で運動の支持勢力も一般の知識階級にまで拡大した。六九年から七一年にかけて運動はこれまでにない高揚をみせた。⁽²⁰⁾しかしこの高揚を最後に、在俗神父の運動は権力の大弾圧を受けて潰滅した。弾圧のきっかけは七二年二月、カビテ兵器廠で勃発した「暴動」にあった。「暴動」の原因はそこで働く労働者がそれまで享受してきた貢税と強制労働の免除特権を廃止されたことにあったとみられているが、かねてこの運動の高揚を危惧していた当局（修道会と政庁）は、「暴動」を口実に在俗神父らの弾圧を行ったのである。⁽²¹⁾すなわち当局は、この「暴動」は在俗神父の運動を推進してきたフィリピン神父と知識人の教唆煽動によって惹き起こされたものであるとして、ゴメス (Mariano Gomez)、ブルネス (José Burgos)、サモラ (Jacinto Zamora) の三人の指導的神父を絞首刑に処し、ほかに神父九人、弁護士六人、実業家四人をマリアナ諸島へ流刑した。また反乱参加者については一名を処刑、残り四七名を無期懲役に処した。⁽²²⁾この大弾圧によってフィリピン社会はその後一〇年近く、閉塞状態に陥った。しかし同時にこの大弾圧——とりわけ三人の高僧の処刑は、フィリピン群島の津々浦々に衝激の波紋を駆け、人種差別に対する怒りを人々の胸中深く植えつけたのであった。

ところで右に述べた在俗神父を別にと、フィリピン人知識階級の形成は一九世紀後半に入ってからのことだった。フィリピンの教育制度は一八六三年の教育令でその基礎が⁽²³⁾つくられた。すなわちこの教育令によって、初等教育制度が整備され、各町に少なくとも男女一校ずつの公立小学校を設置することと、マニラに男子師範学校一校を設立することが決定された。その実施状況を見ると、一八六七年には全国で五九三の小学校が設立され、在籍児童数は約一四万人を数えた。一八九八年には小学校数は二、一五〇に増加し、在籍児童数も二〇万人を超えるにいたった。⁽²⁴⁾

一方、師範学校については一八六五年にマニラに男子師範学校が設立され、続いて一八六八年、七五年にはマニラ及びナガ(Naga)に女子師範学校が設立された。マニラ政庁が一八六〇年代に入って初等教育の普及に着手したのは、マニラ開港以後複雑化した経済機構と統治行政に対応できる人材を養成するためであったと考えられる。それを裏書きするように、教育令第一五条によれば、小学校の設置から一五年後には、スペイン語の会話力と読み書き能力のないものは、町役人(プリンシパリア)に選出される被選挙権を失うことになって⁽²⁵⁾いた。

しかし現実には町の公立小学校でスペイン語の読み書きを習得することはほとんど不可能であったから、それを望むものは首都マニラか、セブ、ハロ(パナイ島)などの大都市にある中等教育機関や、大学に進学しなければならなかった。中等教育機関の主体はドミニコ会やイエズス会などの修道会が経営するコレヒオで、デララカバダーの『フィリピン地誌・統計』によれば一八七〇年当時、フィリピンには首都に四つ(Colegio de Sto Tomás, Colegio de Letran, Colegio de S. José, Arceño Municipal de Manila)とセブとハロの両市に各一つ(名称不明)、合計六つのコレヒオが存在し、在学生総数は二、〇八三名であった⁽²⁶⁾という。コレヒオの歴史は古く、フィリピンで最初のコレヒオ、サンイグナシオが創立したのは一六世紀末年のことであった。しかし初期のコレヒオはいずれもスペイン人植民者のためのもので、フィリピン人には門戸が閉ざ⁽²⁷⁾されていた。コレヒオにフィリピン人が受け入れられるようになった時期は必しも明確でないが、特殊な事例を除いて一般的には、一九世紀後半に入ってからのものであろうと推測される。マニラ開港以後、輸出品作物経済の発展に伴って登場した地主、仲買商人、金貸しといった新興有産階級が経済的実力によってコレヒオ、さらには大学の門戸を開いたので⁽²⁸⁾あった。中等教育機関としては以上のコレヒオのほか、先述の師範学校と次に挙げる職業学校を加えることができるであろう。航海術学院(一八二〇年創立)、商業学

校（一八四〇年創立）、芸術学院（一八四九年創立）、農業学校（一八八九年創立）、工芸貿易学校（一八九〇年創立）など。⁽²⁹⁾このほか女子の中等教育機関として、サントハイサベル学院ほか数校の学院と二校の師範学校が存在した。

以上を総合すると、一九世紀末葉の中等教育機関在学者総数は数千名に達したのではないかと推測される。これらの中等教育機関を卒業した人々がプエブロのエリート層を形成した。第三章との関連でいえば、かれらは一般プリンシパリアのなかの教育ある人々であった。

ところで最高教育機関である大学は、首都にサントトマス大学が一枚存在するのみであった。サントトマス大学は一六一一年にドミニコ会によって創立された私立大学であったが、現実には国の大学に近い性格を持っていた。サントトマスにフィリピン学生が受け入れられるようになった経過も、恐らくコレヒオの場合と同じであろう。

大学の履習コースは一八七五年までは論理学、哲学、教会法、市民法の四つであったが、七五年に医学と薬学が加えられた。⁽³⁰⁾カバダによれば一八七〇年度の在学生数は五四〇人となっているので、七五年以後はこれに二、三百人の増加があると見てよいであろう。しかしいづれにしても、サントトマスに入学した者の多くはスペイン人であったと考えられ、フィリピン人大学生の数はきわめて少数であったと考えられる。このサントトマス大学卒業生と、八〇年代から盛んになるヨーロッパ留学者が、一九世紀末葉のフィリピン人社会で最高の知識階級を形成した。第三章で上層プリンシパリアと呼ばれる階層はまさにかれらを指している。このように一九世紀後半に形成される知識階級には、大別して二つの教育レベルが存在した。

それはさておき、八〇年代に入るとこれら知識階級の間からプロパガンダ運動と呼ばれる改革運動が開始され、革命的思想的基盤が創出された。知識階級が一般民衆に先んじてスペイン支配に批判的立場をとるに至ったのは、かれ

らが首都に遊学してスペイン人社会の腐敗と専横を目の当りに体験したこと、スペイン人と対等の教育を受けたにもかかわらず、それに見合う就職の機会を与えられなかったこと、プエブロの役人層として絶えず上級のスペイン人官吏や教区司祭から侮蔑的な扱いを受け屈辱感を抱いていたこと、スペイン政庁の監視と弾圧がつねにこの階層に集中したこと、などに拠る。加うるにかれらは、こうした不満や屈辱感をスペイン支配の不正として表現する言葉と論理を獲得しはじめていた。開港場マニラには、外部世界の動きや思想がさまざまな人間と物の動きを通じてもたらされた。知識階級はスペイン語という特権的な武器によって、それらの新しい動きや思想を吸収し、新たな認識の世界を構築した。

知識階級の運動の先頭を切ったのは、マルセーロ^{II} H^{II} デル^{II} ピラール (Marcelo H. del Pilar) を中心とするブラカン州マロロス町のプリンシパリーアであった。かれらは八二年フィリピンで最初のタガログ語とスペイン語を併用した新聞『タガログ毎日 Diariong Tagalog』を発行して、植民地改革について発言を開始した。そして八四年から八八年にかけては、マロロス町とマニラ州のその他いくつかの町で教区司祭の権限を制限してフィリピン人プリンシパリーアの主導権を確立する運動を展開し、かなりの成果を収めた。八八年三月にはマニラ市近郊の町長らがマニラ州知事公邸に、マニラ大司教と教区司祭の不正を訴える示威行進を行ったほどであった。⁽³²⁾

ところで知識階級の運動にはいま一つの舞台があった。植民本国スペインである。スペインの首都マドリッドと第二の都市バルセローナでは、八〇年代初頭からフィリピン人留学生や亡命者らによるさまざまな言論活動、すなわちプロバガンダ運動が開始された。初期の運動は、政治意識に富む留学生が時折スペイン・ジャーナリズムにフィリピン改革の論説を著わすといった程度のもにすぎなかったが、八七年にホセ^{II} リサル (José Rizal) が小説『ノリ・

メ・タンヘレ』を著わして以後、プロパガンダ運動はスペイン当局ならびにスペイン知識者の注目を集めるにいたった⁽³³⁾。そして八九年、運動はもっとも充実した最盛期を迎えた。フィリピンで改革運動を指導していたデル・ピラールが、八八年末官憲の弾圧で国外脱出を余儀なくされたのを機に、運動はこの年からフィリピン国内の運動と有機的な連帯を持つにいたったのである。デル・ピラールは国外脱出に当って、フィリピン国内に「プロパガンダ委員会 *Comité de Propaganda*」を組織し、国外での知識人の運動を支援する体制を確立した。そしてかれのスペイン到着後、八九年二月には、隔週刊の運動機関誌『団結』がバルセロナで創刊されることになった。同誌はこれ以後七年間にわたってフィリピン統治の改革を主張し続けた。『団結』誌を中心として展開された改革運動の目標は次の諸点に置かれていた。言論・出版・集会の自由、法の前の平等、議会への代表権、政庁行政への参加権、スペインの一州としての同化、政庁の全分野にわたる改革、教育制度の改革と推進、商業ならびに産業の育成と発展、治安警察軍の職権濫用の停止、行政命令による国外追放の停止、教区司祭の在俗神文化、修道会の諸種の抑圧を廃止すること。一方『団結』誌とは改革路線を異にしたリサルは、独自の文筆活動によって、民族意識の構築に腐心した⁽³⁵⁾。

このようにスペインを舞台とするプロパガンダ運動は、もっぱら言論活動によってスペイン体制内での改革を要求することに終始した。そしてその主張がほとんど実現されないうちに、運動は九五年には衰退に向った。フィリピン国内で運動を支援していた人々が官憲の弾圧に疲れ、また運動の無益さに失望して、運動から離反したためである。プロパガンダ運動は結局、改革運動としては失敗したが、運動がその後の民族運動に与えた影響は無視できないものがあった。なぜなら、この運動によってはじめてスペインの支配体制が全面的に批判され、それを変革する対抗的力として民族意識の自覚的形が追求されるようになったからである。秘密結社カティプーナによって開始される革

命運動はプロパガンダ運動が構築した体制批判の論理と民族意識を思想的拠りどころとして、その乗り越えを求めたものであった。

- 1 その代表的な著者として Le Roy, James. *The Americans in the Philippines: A History of the Conquest and First Years of Occupation with an Introductory Account of the Spanish Rule.* 2 vols. Boston and New York, Houghton Mifflin Company, 1914.
- 2 例えば、前掲 Agoncillo の三冊の革命史や Zaide, Gregorio F. *The Philippine Revolution.* Manila, The Modern Book Company, 1963 (Revised Edition) など。
- 3 *Gaceta de Manila*, Año XXXIV, Num. 230, Domingo, 30 Agosto 1896, p. 965 (Achútegui, Pedro S. de, S. J. and Miguel A. Bernard S. J. *Aguinaldo and the Revolution of 1896: A Documentary History.* Ateneo de Manila, 1972, pp. 14~15 に所収のものに参照)。
- 4 革命の展開過程については Kalaw, Teodoro M. *The Philippine Revolution.* Rizal, Jorge B. Vargas Filipiniana Foundation, 1969, Zaide, *The Philippine Revolution.* Constantino, pp. 167~280. を参照。
- 5 この傾向はメネス運河開通以後、ますます著しくなった。フィリピン在住スペイン人の数は、一八七〇年には一万三千三百三人であったが、一八九八年には三万四〇〇〇人に増加した。Cavada y Méndez de Vigo, Agustín de la. *Historia Geográfica, Geológica y estadística de Filipinas.* Manila, Imp. de Ramirez y Giraudier, 1876, Tomo 1, p. 373, Tomo 2, p. 339. *La Política de España*, VIII, p. 87, 15 de Marzo, 1898.
- 6 Constantino, p. 74.
- 7 本来の教会制度では修道神父が教区司祭を勤めることは禁じられていたが、フィリピンではスペイン人在俗神父の渡来がほ

とんごなかったために、修道神父がこれを代行するといふ変則的事態が生じた。

- 8 Schumacher, John N., S. J. *Father Jose Burgos: Priest and Nationalist*. Quezon City, Ateneo University Press, 1972, pp. 8~11.
- 9 男子修道院についてはすでに述べたが、また女子修道院についても大部分が閉鎖された。Schumacher, *Father Jose Burgos*, pp. 2~3.
- 10 Schumacher, *ibid.*
- 11 Comyn, Tomás de. *Las Islas Filipinas. Progresos en 70 Años*. Manila, Imprenta de la Oceanía Española, 1878, p. 159.
- 12 De Mas y Sans, Simbaldo. *Informe sobre el estado de las Islas Filipinas en 1842*. Madrid, 1843, Tomo I, Estado Eclesiástico, pp. 36~37.
- 13 Cavada, Tomo II, p. 402.
- 14 Comyn, pp. 219~220.
- 15 Majul, Cesar Adib. *The Political and Constitutional Ideas of the Philippine Revolution*. Quezon City, University of the Philippines Press, Ca. 1967 (Revised Edition), p. 102.
- 16 *La Política de España*, VIII, p. 87, 15 de Marzo, 1898.
- 17 Le Roy, I, p. 60.
- 18 Corpuz, O. D. "Education and Socio-Economic Change in the Philippines, 1870-1960's", *Philippine Social Sciences and Humanities Review*, XXXII-2 (June 1967), p. 209. 通称 Le Roy やは片のヨウナリトセトリノドニッ' スドインヤン ヲト(ユガン) セブ' ヌヒンカセニス(ナガ)に各一びぢし存在しつゝるを記せられたるが、Corpuz はセトリラは「校」のフィリピン革命のリーダーシップに関する研究

み存在して、かわりた。ナイ島のハロロ一校存在するを記されてゐる。

- 19 ブルユス神父の思想について、Schumacher, *Father Jose Burgos*. 所収のかれの著述を参照。
- 20 Zaide, Gregorio F. *Philippine Political and Cultural History*, Manila, Philippine Education Company, 1957, vol. II, p. 110.
- 21 カミナ「暴動」について、次の史料集を参照。Schumacher, John N., S. J. and Nicholas P. Cushner, S. J. "Documents Relating to Father Jose Burgos and the Cavite Mutiny of 1872", *Philippine Studies*, XVII-3 (July 1969), pp. 457~529.
- 22 Zaide, *Philippine Political and Cultural History*, vol. II, p. 113.
- 23 一八六三年の教令令、*The Census of the Philippine Islands Taken under the Direction of the Philippine Commission in the Year 1903*. Washington, 1905, vol. III, pp. 578~582. 以下同様の史料を引用する。
- 24 Zaide, *The Political and Cultural History*, p. 96.
- 25 *The Census of the Philippine Islands.....in the Year 1903*, vol. III, p. 581.
- 26 Cavada. Tomo I, p. 414, Tomo II, p. 423.
- 27 Marcos, Ferdinando E. *Tadhana: The History of the Filipino People*. n. p., ca 1977, vol. 2, Part 2, p. 239.
- 28 Corpuz. "Education", pp. 206~207.
- 29 Zaide, *The Political and Cultural History*, vol. II, p. 95.
- 30 Schumacher, John N. *The Propaganda Movement: 1880-1895: The creators of a Filipino consciousness, the makers of revolution*. Manila, Solidaridad Publishing House, 1973, p. 11.
- 31 Cavada, Tomo I, p. 414, Tomo II, p. 423 を参照。Tomo II では五八〇人となつてゐるが、五四〇人が正しいと思はれる。

- 32 Schumacher. *The Propaganda Movement*. pp. 94~107.
- 33 プロバガンダ運動については、Schumacher 前掲書を見よ。
- 34 Constantino. p. 151. 池端雪浦「一九世紀の東南アジア社会——フィリピン社会の経済変化と革命」『岩波講座世界歴史』第二一巻、一〇七—一〇八頁参照。
- 35 リサールによるフィリピン民族意識の構築については次を参照。S. Ikehata. "José Rizal: The Development of National View of History and National Consciousness of the Philippines", *Developing Economies*, VI-2 (June 1968), pp. 176-192.

第二章 革命の原因と舞台——その二——

フィリピン社会全体に共通する革命の背景が前章で分析した諸点にあるとして、それでは革命の閃光がほかならぬタガログ六州で炸裂し、その後も一貫してこの地域が闘いの中心舞台になった原因はどこにあるのであろうか。それには例えば次のような社会的条件が指摘される。それはこれらの六州が首都に近接していて、首都との交易や往来が盛んだったので、首都の知識人らの改革運動や外来の自由主義思想、あるいは首都に集住するスペイン人らの腐敗した生活や人種差別などのニュースが、毎日のように伝達され、人々の心に反抗の機運を高めたのである。しかしこうした首都との近接性や情報伝達の容易さ、あるいは商品経済の発達といった社会的条件の指摘では、それらの条件を完全に備えたパンパンガ州が九七年一〇月頃まで革命に参加しなかった事実を説明することができない。

筆者はタガログ六州が革命の先導隊となつた基本的な条件は次の三点にあると考える。第一はこの地域がタガログ語を共通の母語とする地域であつたこと、第二に修道会アシエンダが集中している地域であつたこと、第三に一八九〇年代前半の経済不況の影響をもろに被つた地域であつたことである（以上の順位は重要性の順位ではなくて説明の便宜に従つた順位である）。第一の条件は革命が秘密結社カティプーンンによって創出されたことと密接な関係を持つてゐる。多言語民族社会で、しかも植民地権力の厳しい監視下に、革命組織を拡大することは容易なことではなかつた。革命運動に先立つプロパガンダ運動では思想伝達の用語としてスペイン語を用いたので、言語集団の壁は突破することができたが、反面、運動は階層的限界をもつた。革命組織カティプーンンは民衆の日常言語であるタガログ語を思想伝達の用語とすることによって、運動の階層的限界を乗り越えることはできなかったが、言語集団の壁にその進展を阻まれたのだった。カティプーンンの地方支部がヌエバ・エシー・ハ州には相当浸透していたにもかかわらず、パンパング州にはほとんど浸透しなかつた一斑の理由は言語圏のちがいにあつたと言へる。革命組織が言語の異なる地域に容易に進出できなかった理由は、伝達手段のちがひという技術的な問題だけではなかつた。スペインが植民地統治の手段として煽り立てた言語ナシヨナリズムによって言語集団間には感情的な確執や反目が強く、ために他言語集団のリーダーシップを容易に受け入れない風潮がフィリピン全体に強かつたのである。⁽¹⁾カティプーンンはフィリピン民族全体の解放をめざす革命組織であつたが、現実の活動は革命開始期までほとんどタガログ地域に限られていた。

次に、修道会アシエンダ⁽²⁾の集中という問題であるが、この条件こそがタガログ地域に革命情勢を激化させた最大の要因であつた。革命勃発時に修道会がどの程度の土地を所有していたのか、確実な数字はわからない。しかし一つの目安となるのは、一九〇三年にアメリカのタフト委員会が修道会所領の買上げ交渉を行うに當つて実施した調査結果で

第1表 修道会アシエンダの州別土地所有面積
(1903年現在)

州	面積 (ha)
カビテ	48,244
ラグーナ	24,913
ブラカン	22,095
リサール	18,388
(以上が革命の中心となったタガログ4州)	
バタアン	2,110
イサベラ	23,000
セブ島	8,901
ミンドロ島	23,266
合計	170,917

(出典) U. S. Bureau of Insular affairs,
Report of the Philippine Commission. I.
(Washington, 1904), pp. 199-203 より作成。

フィリピン革命のリーダーシップに関する研究

ある⁽³⁾。それによれば(第1表参照)、修道会は八つの州で一七万〇九一七ヘクタールの土地を所有していた。この数字は当時のフィリピンの個人所有地面積一九八万ヘクタールと比較してそれほど大きなものではない⁽⁴⁾。しかしそのうちの約七割が革命の中心舞台となつたタガログ四州(革命時の行政単位では五州)⁽⁵⁾に集中していたことは注目すべきことである。これらタガロ

第2表 タガログ4州における修道会アシエンダ

州名	(A) 修道会アシエンダ面積 (ha)	(B) 農地面積 (ha)	(C) 総面積 (ha)	$\frac{A}{B} \times 100$ (%)
カビテ	48,244	40,881	160,321	118
ラグーナ	24,913	86,426	162,911	29
ブラカン	22,095	90,220	303,807	24
リサール	18,388	14,787	189,847	124
合計	113,640	232,314	816,886	49

(出典) (B)(C)の数字は、*Census of the Philippine Islands taken under the direction of the United States Philippine Commission, 1903, Vol. 4.* p. 181 による。

グ四州では、修道会アシエンダは第2表に見るように、州の農地面積あるいは総面積と比較してきわめて大きな比重を占めていた。しかも注目すべきことは、第1表の調査にはかなりの遺漏がみられることである。例えばブラカン州で最大の修道会アシエンダであったブエナビスタ・アシエンダや、ラグーナ州のサンロドリゴトゥナサン・アシエンダ、バタンガス州のリアン・アシエンダ、バタアン州のディナルピハン・アシエンダは第1表の調査には含まれていない。この四アシエンダの面積だけでも四万一六一八ヘクタールに上るといわれている。⁶⁾これらのアシエンダは恐らく巧みな口実ないしは奸策を講じて、「修道会アシエンダ」という規定を免れたものと考えられるが、そうした工作はすでに革命が勃発する数年前から、体制転換の危機を察知した一部の修道会によって進められていた。⁷⁾

そこで以下ではまず革命勃発前夜に、これらタガログ四州にどの程度の修道会アシエンダが存在したかについて、できうる限り具体的に明らかにし、その上で修道会アシエンダの問題点について検討していきたい。まず最大の修道会アシエンダが存在したカビテ州からみていくと、同州の修道会アシエンダは恐らく全て、タフト委員会の調査対象となり、従って同委員会に買上げられたものと判断される。⁸⁾その内訳を示すと、第3表の通りである(各アシエンダの名称はいずれも所在地のプエブロ名と同じである)。第3表から明らかのように、カビテ州の修道会アシエンダは、同州の全農地面積を凌いでおり、従ってその中には当然農地以外の山林原野が含まれていたものと想像されるが、アシエンダの所在地はいずれも南シナ海に向けて開けた海岸平野であったことから、アシエンダの大部分が農地であったことは疑いない。その状況を一九世紀後半の二つの史料は次のように記している。

デラライカバードの『フィリピン地誌・統計』によれば、一八七〇年当時、カビテ州には一万八四八ヘクタールの農地が存在したが、このうち一万二九〇ヘクタールはドミニコ会とレコレート会の二つの修道会によって所有され、

第3表 カビテ州の修道会アシエンダ

名 称	面 積 (ha)	所 有 者	備 考
Imus	18,420	レコレート会	Imus 町のほか、Bacoor, Dasmariñas, Kawitの3町の一部分を含む
San Francisco de Malabon	13,000	アグスティノ会	San Francisco de Malabon 町及び Rosario 町を含む
Santa Cruz de Malabon	8,902	ドミニコ会	
Naic	7,922	ドミニコ会	

(出典) *Report of the Philippine Commission I.* pp.199~203 及び S. M. Borromeo (1974), pp.69~80.

残り五五八ヘクタールが一般の個人によって所有されていたとい⁽⁹⁾う。またGIIサンシアンコは一八七三―七四年度のカビテ州の農業状態を次のように記している。

この州は狭い。人口はすでに一五万人に達しているのに、面積は一二万三八九〇ヘクタールしかない。農業はかなり進んでいて、上質のコーヒーや大量の米、砂糖、小麦、カカオ、胡椒、さまざまな種類の果物を生産する。しかし住民は一般に日雇労働者(Jornaleros)か小作人(Colonos)⁽¹⁰⁾で土地所有者(proprietarios)はきわめて少ない。なぜなら、土地の大部分は修道会に属しているからである。⁽¹¹⁾

州の農地の大部分が修道会に所有され、フィリピン地主はほとんど存在しないという七〇年代の状況は、そのまま革命前夜の状況であったといえる。

次にブラカン州の場合についてみると、フィリピン委員会の調査では同州の修道会アシエンダ面積は二万二〇九五ヘクタール

第4表 ブラカン州の修道会アシエンダ

名 称	面 積 (ha)	所 有 者	備 考
Santa Maria de Pandi	12,070	ドミニコ会	
Lolomboy	4,330	ドミニコ会	所在地は Polo 町と Bocaue 町の2ヶ所に分れている。
Malinta	3,432	アグスティノ会	
Dampol	972	アグスティノ会	所在地は Quingua 町
Guiguinto	706	アグスティノ会	
Binagbag	294	アグスティノ会	
Santa Isabel	104	アグスティノ会	
Calumpit	75	アグスティノ会	
Toro	58	ドミニコ会	
Barasoain	54	アグスティノ会	
合 計	22,095		

(出典) *Report of the Philippine Commission I*, pp. 199~203.

で、その内訳は第四表のようになっていた。この数字は一九〇三年センサスの同州の農地面積の二四％に相当する。しかし実際には一九世紀後半のブラカン州にはこれよりもはるかに広大な修道会アシエンダが存在した。少し古くなるが、一八六二年に政庁財務部が各州知事に命じて行なった土地所有状況の調査によると、ブラカン州では、「(州の)土地の半分以上が修道会によって所有され、平地部の残り半分を(一般の)個人がさまざまなたイトルで所有している。荒蕪地として残っているのは山すそや谷あいの土地だけである」と記されている。また先に引用したデララカバードの『地理誌・統計』はこの州のアシエンダについて次のように記している。

「ブラカン州の」農地の大部分は、サン

については問わない。問題はアングット、ブエナビスタの両アシエンダとサンタクララ尼僧院のいくつかのアシエンダが第四表には含まれていないことである。

ブエナビスタ・アシエンダについては、一八八八年に出版されたA⁽¹⁵⁾_{II}ピヤ著『ブラカン州誌』にいく分詳しい記述がある。ピヤはブラカン州には五つの農業アシエンダがあるとして、ブエナビスタ、ダンボル、マリント、パンデイ、ロロンボイの各アシエンダを挙げ、それぞれの所有者や所在地、経営方法などについて簡潔な記述を行なっている。ダンボル以下四つのアシエンダは第四表に含まれているが、そのうちパンデイとロロンボイについては所有者が異っている。第四表では両アシエンダの所有者はいずれもドミニコ会になっているが、ピヤの著ではいずれもレコレート会になっている。ピヤが著述をした時期からタフト委員会の調査までの間に、所有者の移動が生じたのかもしれない。ところでピヤによれば、ブエナビスタ・アシエンダの所有者はアグステイノ会が経営するサン⁽¹⁶⁾_{II}ファン⁽¹⁶⁾_{II}デ⁽¹⁶⁾_{II}イオス病院で、その所在地はサン⁽¹⁶⁾_{II}ラファエル、サン⁽¹⁶⁾_{II}イデルフォンソ、ブストスの三つの町と、バリウアグ町及びサンミゲル⁽¹⁶⁾_{II}デ⁽¹⁶⁾_{II}マユモ町の一部に及ぶ広大なものであった。デ⁽¹⁶⁾_{II}ラ⁽¹⁶⁾_{II}カバ⁽¹⁶⁾_{II}ダはブエナビスタの面積を八三・五五平方キロメートルと記しているが、アグステイン会宣教師M⁽¹⁶⁾_{II}ブセ⁽¹⁶⁾_{II}ータらの編纂になる地理統計辞典では一万六七四〇ヘクタールとなっていて、こちらの方が信憑性が高いとみられる。これにデ⁽¹⁶⁾_{II}ラ⁽¹⁶⁾_{II}カバ⁽¹⁶⁾_{II}ダ及びピヤの史料から指摘される第四表の遺漏部分を考慮に入れると、革命前夜のブラカラ州の修道会アシエンダの総面積は四万ヘクタールを越えるものとみられ、その規模は州の農地面積の半ば近くに達したものと考えられる。一八六二年の州知事の報告書に記された土地所有状況は、革命前夜の状況でもあったのである。

次にラグーナ州とリサル州の場合についてみていくと、タフト委員会によって調査された修道会アシエンダは、

第5表 ラグーナ州の修道会アシエンダ

名 称	面 積 (ha)	所 有 者
Calamba	16,424	ドミニコ会
Santa Rosa	4,750	ドミニコ会
Biñan	3,739	ドミニコ会
合 計	24,913	

(出典) *Report of the Philippine Commission*
I, pp. 199~203.

第6表 リサール州の修道会アシエンダ

名 称	面 積 (ha)	所 有 者
Muntinlupa	5,398	アグスティノ会
Tala	5,197	アグスティノ会
Mandaloya	4,033	アグスティノ会
Piedad	3,604	アグスティノ会
San Fuan del Monte	156	ドミニコ会
合 計	18,388	

(出典) *Report of the Philippine Commission*
I, pp. 199~203.

表には調査漏れのある可能性が高いが、それを確証する史料を見つけることができなかった。⁽¹⁹⁾

以上のほか、最初に蜂起した六州の一つであるバタングラス州にも、リアン(Lian)⁽²⁰⁾とナッスグブ(Nausugbu)の両町に修道会あるいはマニラ大司教庁のアシエンダが存在した可能性がひじょうに高いが、これについても一九世紀後半の史料を見つけることができなかった。いづれにしても、以上に概観したところから、タガログ四州には一九世紀後半に、ひじょうに大規模な修道会アシエンダが存在したことが明らかになったであろう。

それではこれらの修道会アシエンダではどのような経営方法がとられていたのであろうか。D||M||ロスの研究に

それぞれ第五表、第六表の通りであった。ラグーナ州には第五表の他に、サン||ペドロ||トゥナサン(San Pedro Tunasan) 町にドミニコ会のサン||ホセ学院が所有するかなり大規模なアシエンダが存在した。⁽¹⁷⁾ またその北隣のトゥナサンシリョ(Tunasancillo) にもかつてはレコレート会のアシエンダが存在したが、一八九〇年に売却された。⁽¹⁸⁾ リサール州についても第6

も見られるように、⁽²¹⁾スペイン体制の末年にはほとんどの修道会アシエンダで、筆者がインキリーノ・カサマ制度と呼ぶところの経営方法が採られていた。この制度では修道会はその所有地を借地人、インキリーノ *inquilino* に定額で賃貸し、インキリーノはこの賃借地をカサマ *Kasama* (スペイン語ではアパルセーロ *aparcerero*) と呼ばれる刈分け小作農を使って経営した。一九世紀末葉のカビテ州の社会経済史を研究した S || M || ポロメオは、借地人が修道会へ支払う地代は通常、一カバン (四四キログラム) の種粃を播く土地について粃米五カバンの割合であったと述べているが、その額及び支払い方法 (現金か現物かといった) はアシエンダによって異なり、後述するように革命前夜には相当急激な値上げが行われた模様である。インキリーノとカサマの間の刈分け率は、カサマが自分の役牛と農具を用いて耕作に従事した場合には、アシエンダに支払う地代を差引いた残りの収穫物を、五対五の割合で折半し、インキリーノがかれの役牛と農具を提供した場合には、六対四の割合で分けるのが習わしであった。

ところで借地人のなかにはみずからも耕作に従事しつつ他方で小作人を使って借地経営を行なった者と、自分ではまったく耕作に従事しないで刈分け小作経営に専念した者との二つのタイプがあった。この点についてロスは一つの推測を行なっている。ロスによれば、一八世紀初期にはほとんどのアシエンダで、インキリーノは小規模の借地をみずから耕作していた。ところが一八世紀末頃から修道会アシエンダの外で、売戻し契約⁽²²⁾ (*gacío de retro*) による民間人のアシエンダ形成が進み、それらのアシエンダでは刈分け小作制度が盛んに採用されるようになった。こうした外部世界の変化に影響されて、修道会アシエンダにおいてもインキリーノの借地規模の大規模化と刈分け小作経営者への專業化が進行したのであると。⁽²⁴⁾ ロスの推測は修道会アシエンダの形勢形態の変遷を考える上で興味深いが、一般化して論ずるためには、推測の根拠となった史料が余りに限られている。さらに注意しなければならないことは、イ

ンキリーノの経営規模が大規模化して刈分け小作経営が採用されるようになったからといって、直ちにインキリーノが耕作を放棄したと考えるのは短絡にすぎることである。先に紹介したプヤ著『ブラカン州誌』はこの問題について、きわめて興味深い叙述を行なっている。プヤはかれが列挙した五つの修道会アシエンダの経営形態を述べるに当たって、次のようにインキリーノとコロノという二つの言葉を使い分けている。⁽²⁵⁾

「この立派なアシエンダの正面には一人のヨーロッパ人差配人 (administrador) が住んでいて、かれは俸給のほかにアシエンダに帰属する収益の一定パーセントを受けとっている。……中略……」

このすばらしい農場を耕作するのは、動物や立派な農具をもったひじょうに多くのインキリーノたちである。かれらはアシエンダ事務所 (administración) に少額の地代を支払うが、収穫物は自分の都合のよい所で、誰に売ってもかまわない。しかし一般にはアシエンダが他よりもよい値段を支払うのでアシエンダに売り渡す。(プエナビスタ・アシエンダ)

「土地は定額地代 (canon)、すなわち借地料 (arrendamiento) を支払うかなりの数のコロノスに賃貸されており、その年間借地料は総額八〇〇〇ペソから一万ペソに達する。」(ダンボル・アシエンダ)

「この農場の正面には一人の平修道士が立派な石造りの家を構えて住んでいる。そしてそこからコロノスたちを監視し、監督している。コロノスたちはそこに住みついて耕作に従事している。」(マリインタ・アシエンダ)

「このアシエンダは一人の差配人 (encargado) によって運営されている。かれはコロノスたちから借地料を現物でとり立て、それを「アシエンダの」正面に建てられた立派な穀倉に収納する。」(パンディ・アシエンダ)

「このアシエンダにはかなりの数の原住民のコロノスがいて、毎年小額の定額地代 (comon) を支払う」(コロノボイ・アシエンダ)

インキリーノ *inquino* という言葉は、本来家屋または家屋の一部を賃貸して住んでいる人を指す言葉で、借地人の義に使われる場合には一般に宅地の借地人を指すという。これに対してコロノ *colono* は賃貸した土地に住みついてその土地を耕作している人を指す言葉である。⁽²⁶⁾ 従ってインキリーノという言葉には本来賃貸地の耕作者という含意がないのに対して、コロノという言葉の中心的内容はまさにその点にある。

プヤの叙述ではブエナビスタの借地人だけがインキリーノという言葉で表現され、他の四つのアシエンダの借地人はいずれもコロノという言葉で表現されている。ブエナビスタが一万六〇〇〇ヘクタールに上る広大なアシエンダであったことと、その広大なアシエンダが一人の差配人によって運営されていたことから推察して、このアシエンダにはきわめて大規模な借地人が多かったと推測され、かれらはまさしく本来の字義通り耕作に従事しないインキリーノであった可能性が大きい。これに対して他の四つのアシエンダのコロノは、引用部分の表現からも明らかのように、定額地代を支払って自ら耕作に従事する借地人であった。

もっともコロノが自ら耕作に従事する借地農であったからといって、かれを純粹な定額小作農とみることはやはりむづかしい。コロノもまた借地の一部を刈分け小作によって経営していたとみるべきであろう。そのことを直接

に証明する史料はまだ見つからないが、次の点を考慮に入れておく必要がある。それは修道会では借地人が借地を又小作に出すことを公けには認めていなかったことである。⁽²⁷⁾従ってアシエンダに関する叙述の中でインキリーノやコロノが非合法的に行なった刈分け小作経営は無視されることが多かった。事実、ロスはドミニコ会関係のアシエンダ文書には刈分け小作制度について言及したものはまったく見つからなかったと述べている。⁽²⁸⁾みずからも耕作に従事しつつ、他方で刈分け小作経営を行なった借地人の代表的な一例は、ホセリサールの一家である。リサールの一家はラグリーナ州カランバ・アシエンダのインキリーノで、ドミニコ会から三八〇ヘクタールの土地を賃借して砂糖きびの栽培を行なっていた。一家は教家族のカサマを抱えており、農繁期には日雇労働者も使用していた模様であるが、リサールの父親や長兄は、みずから手に汗して働く農民であった。⁽²⁹⁾このように修道会アシエンダの経営はインキリーノカサマ制度がもっとも一般的であったが、インキリーノのなかには二つのタイプが存在したのである。

それでは修道会アシエンダの存在は、いかなる意味で革命の主要な原因となったのであろうか。修道会アシエンダに対する住民の不满には大別して二つの要因があった。一つはアシエンダの存在それ自体に対する不满、二つは修道会アシエンダの苛斂誅求に対する不满である。アシエンダの存在それ自体に対する不满にはさらに二つの異なる根拠があった。すなわち一つは、修道会アシエンダが住民の土地を不当に強奪して形成されたことに対する不满であり、いま一つはアシエンダの存在が住民社会の経済発展を阻害していることに対する不满である。アシエンダが住民の土地を強奪して形成されたという不满は恐らくあらゆる修道会アシエンダの住民のあいだでくすぶっていた。たとえば一八八八年一月にカランバ・アシエンダの住民がマニラ政庁へ提出した訴状の中にもそのことが明記されており、⁽³⁰⁾また革命開始以後革命軍がフィリピン人に向けて出したアピールでもこの問題の解決が主張されている。⁽³¹⁾

修道会アシエンダのそもその起源は、フィリピン征服の初期にスペイン国王が征服者たちに与えた下賜地にあることが最近の研究で明らかになっているが、その規模が先述したように大規模化した過程には、修道会による原住民私有地の強奪や村落共有地の囲い込みなどがあった。その顕著な一例は一七四五年にタガログ諸州で起きた、修道会所領周辺部の諸町での農民反乱であった。バタングス州のリアン町とナッスグブ町、ラグーナ州のビニャン(Binan)町、カビテ州のイムース(Imus)町、シラン(Silang)町、カウイット(Kawit)町、バコール(Bacoor)町、リサル州のサンマテオ(San Mateo)町、タギグ(Taguig)町、パラニャーケ(Paranaque)町、ブラカン州のアゴノイ(Agonoy)町の住民らは、イエズス会とドミニコ会によって強奪されたかれらの耕地と村落共有地を奪回するために、修道会アシエンダに乱入して激しい抗議行動を展開した。住民らの主張に間違いがなかったことは、反乱原因の調査に当ったマニラ司法行政判事P||カルデロン(Pedro Calderon Enriquez)によって部分的ながら証明された。カルデロンは、バタングス州のリアン町とナッスグブ町、及びカビテ州のシラン町、イムース町、サンニコラス(San Nicolas)町、カビテ町(カウイット町)が、それぞれイエズス会とドミニコ会によって不当な囲い込みを受けた事実を明らかにしたのである。⁽³²⁾これ以後、この種の激しい抗議行動は文献史料の上には現われない。しかし先述のような不満が革命期においてもなお多くのアシエンダでくすぶっていたとすれば、修道会の土地強奪はその後もさまざまなかたちで進行したとみななければならないであろう。しかしながらこの問題の解明は、カビテ州イムース・アシエンダの起源に関するボロメオの調査からも明らかなきわめてむづかしい問題を含んでいる。

ボロメオによればイムース・アシエンダの成立には二つの異説がある。アシエンダの住民らが主張するアシエンダの成立経過はこうである。一九世紀初頭頃、一人のスペイン人がイムース町にやってきて牧場を開き、そこに灌漑用

のダムを作った。そこで住民らは使用料をはらってこのダムを使用させてもらうようになった。ところがこのスペイン人はまもなく町を去り、ダムの管理権はレコレート会の教区司祭の手に移された。教区司祭はこのダムの使用料を値上げする一方さらにいくつかのダムを増設した。そこで近隣のバリオの住民たちもこれらのダムを使用するようになった。ところがそのうちにダムの使用料はますます値上げされ、住民らは書面で使用契約を結ばされるようになった。そしてやがて気がついた時には住民たちは水の使用料ばかりでなく、土地の使用料までも請求されるようになっており、修道会はそれらの土地に所有権証書を獲得していたというのである。これに対してカビテ州庁文書課(Record Office)の土地台張は、これとはまったく異なるアシエンダの歴史を誌している。それよればアシエンダの起源は一六世紀末年に三人の総督が六人のスペイン人に与えた下賜地にあり、この下賜地と隣接地がその後合法的な売却や寄進を経てレコレート会の所有となったのであった。⁽³⁴⁾

以上二つのアシエンダ成立史のいずれを是とすべきかその判定はきわめてむづかしい。しかもその判定が第三者によってつけられたからといって問題は何一つ解決しないのである。問題の核心はアシエンダ住民が信じているアシエンダの成立経過と、修道会が主張するアシエンダの成立過程が食い違うというまさにその事実にあったからである。修道会アシエンダの存在それ自体に対する第二の不满は、プロバガンダ運動の指導者M H デルピラールによって積極的に主張されている。かれはその名著『フィリピンにおける修道会の絶対支配』のなかで、修道会支配もたらす経済的弊害の筆頭として、永代寄付(amorization)による修道会の土地所有を挙げている。デルピラールによれば、地方の最良の土地と農場は、修道士に煽られた住民の無知と狂信から修道会に永代寄付されてしまつて、譲渡不能になっている。従つて土地は経営意欲のない所有者(修道会)と希望を喪失した耕作者(小作人)の手に委ね

られて、生産に積極的にとり組もうとする人の手には渡らない。永代寄付制度を廃止しない限り経済の繁栄は望めないというのである。⁽³⁵⁾

この論議はフィリピン革命の階級的性格を考える上で示唆に富む。土地が修道会に強奪されたという不満は、修道会アシエンダの住民一般——次章で検討するプリンシパリアから一般民衆にいたるまで——の不満であったが、修道会アシエンダの譲渡不可能性に対する不満は、明らかに一つの階層、すなわちプリンシパリアの不満であったと考えられるからである。プリンシパリアの経済力の源泉は土地にあった。従ってかれらの最大の関心事は土地所有の拡大にあったが、修道会アシエンダの内部及びその周辺部では、すでにその実現性が閉ざされていたのである。修

第7表 カランバ・アシエンダ地代収益
(1876—1895)

年 度	粃 米 (cavan)	現 金 (peso)
1876	6,296	6,953
77	6,214	6,960
78	6,314	7,458
79	6,390	7,957
80	6,449	9,361
81	6,602	11,107
82	6,682	11,561
83	7,042	13,331
84	8,500	14,650
85	7,465	14,136
86	7,920	3,572
87	7,928	18,807
88	8,371	5,024
89	8,650	9,929
90	3,639	3,621
91	6,967	8,733
92	10,012	8,796
93	9,452	16,249
94	11,384	23,793
95	11,190	44,842

(出典) Roth, D. M., *The Friar Estates in the Philippines*. p. 136

(注) 現金収益のうち約1,000ペソは宅地の地代。残りは主として砂糖きび栽培地の地代。

道会アシエンダ地帯でプリンシパリアが革命の先頭に立った原因の一つは、この経済的制約性にあったと言える。

次に修道会アシエンダの苛斂誅求についてみてゆくと、アシエンダ住民の不満の中心は地代の急激な値上りにあった。修道会アシエンダの地代値上りは、革命と修道会アシエンダとの関係を論ずる際の半ば常識になっているが、それを数量的に実証する史料はほとんど見つからない。われわれが今日参照できる唯一の史料は、ロスがドミニコ会古文書館 (Archivo de la Provincia de Santicmo Rosario) から発掘したカランバ・アシエンダの地代収益一覧表た一つである。それによれば革命勃発までの二〇年間におけるカランバ・アシエンダの粃米と現金による地代収益は第七表のようになっていた。表中の年代を四つに分けたのは、一八八八年から九一年までの時期は、注36に説明する「カランバ事件」⁽³⁶⁾で修道会の収益が著しく減少した特殊な時期であること、一八八〇—一八七七年の時期はロスの調査によればアシエンダの米作地面積がほとんど変化していないことがはっきりしている時期であることから、この二つの時期を区別しておきたかったからである。⁽³⁷⁾二〇年間を通じてアシエンダの地代収益は全体として確かに著しい上昇を示した。その一部は耕地面積の拡大による可能性もあるが、少くとも八〇年代については地代の値上げによる増収と断定することができる。この事実は注36に記したカランバ事件発生の背景とも完全に一致するものである。

地代上昇を裏づける具体的データはこの一例に尽きるが、一般的証言はいくつか存在する。たとえば修道会アシエンダに関するアメリカ上院の調査でFIIカルデロンは次のような証言を行なっている。革命前、カビテ州の修道会アシエンダでは毎年のように賃貸地の測量が行われ、その度ごとに土地の表示面積が広くなった。地代は現物払いとされ、その価格評価は市場価格のいちばん低い時期のもので行われた。穀物の計量には「悪魔のカバン」と呼ばれる正規の秤よりも容量の大きい秤が用いられ、借地人はその上さらに、その穀物が収納庫で鼠に食い荒される分を追加し

ておかなければならなかった。⁽³⁸⁾

I II デーロス II レイエスの『革命回顧録』によれば、マニラ市郊外にあるサン II フアン II デル II モンテ・アシエンダでは、借地人が畑に植えた果樹や若竹から鑑賞用の花の一輪にいたるまで、追徴金が課せられた。⁽³⁹⁾ 同様の指摘は注 36 に紹介したカランバ・アシエンダの借地人らの訴状にも見られる。一九世紀末葉の修道会アシエンダでは、こうした不正な手段や名目によって、地代の実質的な値上げが行われていたのである。

地代の値上りは、当然、これを分担するインキリーノとカサマの双方に被害を及ぼした。インキリーノとカサマは一面で搾取者と被搾取者として対立する利害関係にあったが、他面では修道会の収奪に対しては一致してこれに抵抗すべき共通利害を持っていた。修道会アシエンダ地域が他に率先して革命に立ち上った一つの理由は、インキリーノ・カサマ間のこの共通した経済利害にあったと言える。しかもインキリーノはプエブロの政治的支配層でもあったから、この階層がひとたび蹶起すれば、カサマ階級の政治動員はきわめて容易であった。これに対してパンパンガ州のように修道会アシエンダがほとんどなく、フィリピン人自身の地主制度が発達した地域では、地主層を革命に立ち上がらせる経済的理由は稀薄であり、従って一般民衆の政治動員化もまた容易ではなかったのである。

タガログ地域を革命に立ち上がらせた第三の要因は、九〇年代初頭にはじまる経済不況であった。輸出商品経済が進行した中部ルソンや南タガログの農村では、一九世紀後半に入ってから一般農民の生活は絶対的にも相対的にも悪化する傾向にあった。⁽⁴⁰⁾ 小農層は仲買商人や高利貸しの餌食にされたばかりでなく、八〇年代からとくに煩雑化した税負担や、治安警察隊・地方官史などのゆすり、たかりにも苦しめられた。窮乏した小農の多くは負債の抵当流れで土地を喪失し、刈分け小作農（カサマ）へと転落した。カサマは収穫物の五割を地主に収奪されたので、生活はもとより

苦しかったが、その上さらに商品作物の栽培を強制されて、食糧の自給が覚束ない者も多かった。フィリピンは一八七〇年代初頭に米の輸出国から輸入国に転じ、革命期の九七年にはシャムや下ビルマ、コーチシナなどから六万五〇〇〇トンの米を輸入するにいたった。⁽⁴¹⁾ また八〇年代に入ると、それまで順調な発展を続けてきた砂糖の輸出が、世界的な過剰生産によって伸び悩み、八〇年代後半には価格低下も重なって、輸出向け砂糖の生産に従事していた中部ルソンや南タガログ地方は不況の色を濃くした。

九〇年代前半の世界的恐慌はこうした経済不振に追討ちをかけるかたちでフィリピンを襲った。この不況は銀価格の低落に伴うペソの交換価値の低下を特徴とした。従って、砂糖やアバカ(マニラ麻)など輸出品の価格は下落する一方、輸入商品価格は高騰し、なかでもとくに米価の上昇は一般大衆の生産を著しく圧迫した。⁽⁴³⁾ かてて加えてカビテ、バタンガス、ラグーナのコーヒー栽培地帯では、九〇年頃からコーヒーの根瘤病が蔓延して潰滅的被害を受け⁽⁴⁴⁾ た。九五年には砂糖とアバカの輸出価格が急激な落ち込みを示し、⁽⁴⁵⁾ 九六年には旱魃と蝗害が中部ルソンの米田を死に瀕せしめた。通貨不安を特徴とするこの不況は首都圏の賃金労働者にも深刻な打撃を与えた。こうしてタガログ諸州には現状に対する不満が高まった。

1 革命開始後スペイン政庁は、革命はタガログ族がスペイン人に代って他部族を支配するために企てた叛乱であるとの宣伝を浸透させた。革命の初期にはこの宣伝を信じて、スペイン政庁に協力する部族も多かった。その事例については、Zaide, *The Philippine Revolution*, p. 157. Atavado, Elias M. *The Philippine Revolution in the Bicol Region*. (Volume One), Manila, The Encal Press, 1953, pp. 62~64.

2 アシエンダ hacienda は農地、資産などの意味を持つスペイン語であるが、フィリピンでは一般に大規模な農地、あるいはフィリピン革命のリーダーシップに関する研究

大規模な土地所有一般を指す言葉として用いられる。

- 3 次を参照。U. S. Bureau of Insular Affairs. *Report of the Philippine Commission*. Part I. Washington, 1904, pp. 143~203.
- 4 滝川勉「フィリピン土地制度史序説」『農業総合研究』第一七卷一号、三四頁参照。
- 5 第一表中のリサール州は一九〇一年に旧モロン州とマニラ州の一部の町を併合して設立された。従って革命時の行政単位に従えばマニラ州にも修道会アシエンダが存在した。また第一表中のパタアン州もタガログ地域に入るが、革命の中心舞台ではなかった。第二章の考察対象から除く。
- 6 Pelzer, Karl J. *Pioneer Settlement in the Asiatic Tropics: Studies in Land Utilization and Agricultural Colonization in Southeast Asia*. New York, Institute of Pacific Relations, 1945, p. 91.
- 7 例えば一部の修道会では、アシエンダを外国籍の企業団体に売渡して、みずからはその大株主となった。Mañal, Cesar Adib. *Mañal and the Philippine Revolution*. Quezon City, University of the Philippines, 1960, p. 29. 参照。
- 8 第三表に挙げられたアシエンダ以外のアシエンダは他の史料にも見当たらない。
- 9 Cavada, Tomo I, p. 166, Tomo II, p. 446.
- 10 この小作人のなかには借地人も含まれていると考えられる。本章の後段を参照のこと。
- 11 Sanchanco y Goson, Gregorio. *El Progreso de Filipinas: Estudios Económicos, Administrativos y Politicos*. Parte Economica. Madrid, Imprenta de la Viuda de J. M. Perez, 1881, p. 195.
- 12 Sanchanco, p. 220.
- 13 Cavada, Tomo II, pp. 440~441.
- 14 Cavada, Tomo I, p. 68.

- 15 Puya y Ruiz, Adolfo. *Filipinas: Descripcion General de la Provincia de Bulacan*. Manila, Imp. de la "R. Mercantil," de Diaz Puertas y Ca, 1888. pp. 71~73.
- 16 Buzeta, Manuel & Felipe Bravo. *Diccionario Geografico, Estadistico, Historico*. Madrid, Imprenta de D. José C. de la Peña. 1850, Tomo I, p. 192.
- 17 Cavada, Tomo II, p. 455.
- 18 Roth, Dennis Morrow. *The Friar Estates of the Philippines*, Albuquerque, University of New Mexico Press, 1977, p. 65 の地図を参照。
- 19 第六表と Roth, p. 66 の地図を比較せよ。
- 20 一七四五年の修道会ブシエンダに対する反乱はリオンとナッスグブから起きた。本章後段を参照。
- 21 Roth, p. 120.
- 22 Borromeo, Soledad Masangkay. "El Cadiz Filipino: Colonial Cavite, 1571-1896." Unpublished Ph. D. dissertation, University of California, Berkeley, 1973, p. 82.
- 23 売り戻し契約とはスペインの売買契約に付随した一種の協定で、売り手が買い手に、買い手が支払った金額を一定期間内に返却した場合、または協定の規定に基いて売り手がそれを要求した場合、買い手は売り手に購入物品を返還する義務を負うという協定であるが、フィリピンではこれが土地その他の物品をなかには喜んで実質的には質金融として行われた。
- 24 Roth, pp. 117~124.
- 25 Puya, pp. 71~73.
- 26 Real Academia Española. *Diccionario Manual e Ilustrado de la Lengua Española*. Madrid, Espasa-Calpe, S. A. 〇定義に従う。

- 27 Borromeo, p. 82.
- 28 Roth, p. 120.
- 29 Roth, pp. 143, 171.
- 30 Guerrero, León Ma. *The First Filipino: A Biography of José Rizal*. Manila, National Heroes Commission, 1963, p. 183
- 31 坂本好太郎, Achutegui, Pedro S. de, S. J. & Miguel A. Bernad S. J. *Aguinaldo and the Revolution of 1896: A Documentary History*. Ateneo de Manila, 1972 所収の Documents 123 & 124 参照。
- 32 Schumacher, John N. "Review Article: Church Lands and Philippine Socioeconomic Development," *Philippine Studies*, 25 (1977), p. 458.
- 33 一七四五年の反乱については次を参照。Montero y Vidal, José. *Historia General de Filipinas desde el descubrimiento de dichas Islas hasta nuestros dias*. Madrid, M. Tello, 1887. Tomo I, pp. 478~479. Zaide, *Philippine Political and Cultural History*, vol. 1, pp. 356~357.
- 34 Borromeo, pp. 73~77.
- 35 Del Pilar, Marcelo H. *Monastic Supremacy in the Philippines*. Quezon City, Philippine Historical Association, 1958, pp. 24, 110.
- 36 カランパ事件は、革命前夜に修道会アシエンダで生じた最大の紛争事件であった。Guerrero, *The First Filipino*, pp. 180~186 に従ってその概略を示すと次の通りである。カランパ・アシエンダは面積約一万六四〇〇ヘクタール、借地人一五二人（一八九七年現在）を擁するラグーナ州最大のアシエンダで、砂糖きび栽培を主としていた。このアシエンダで一八八〇年代中頃から地代値上げに対する借地人たちの不満が高まった。折しも砂糖輸出価格の低落期と重なり、借地人たちの窮状は深刻

だった。借地人らの不満はいく分屈折したかたちで政庁の耳に達した。すなわち、修道会は地代の徴収に当って、金額を明記した領収証を発行していかないと言うのである。修道会はアシエンダからあがる収益の十分の一税を政庁に支払う義務を負っていたので、地代の徴収に当って金額を明記した領収証を発行していかないとするれば、アシエンダの実収益と政庁への申告収益との間にごまかしがある可能性があった。そこで政庁は一八八七年後半からカランバの地代支払い状況について調査を開始した。丁度この時ヨーロッパ留学から帰国したばかりのリサールは、政庁の手による改革の可能性を信じてみずから率先して筆をとり、政庁の調査に対する回答というかたちで、借地人らの訴えを政庁に提出した（一八八八年一月）。本文中にカランバ借地人らの訴状と記したのはこれである。それによると、借地人らは地代のほかに、その土地に植えた竹の一本一本、にわか造りの納屋の一軒一軒にまで追加の納付金を課せられた。収穫が二度あると地代を二度支払われる時もあった。借地の一部が瘠れているので返還しようとする、全部の借地を返せせと脅された。従って、土地の総使用料は上昇し続けており、ここ数年の間に（一カバンの土地当り？）四五ペソから九〇〇ペソへ暴騰した。三カバンないしは四カバンの種籾を播く土地が、あたかも九カバンないしは一四・五カバンの種籾を播く土地のように多額の地代を課せられる。また宅地についても、測量の度ごとに、あるいは借地人が竹垣を石垣にかえるといった改良を施す度に、地代評価額が上げられた。蝗害や洪水、あるいは砂糖の価格低下といった災難に見舞われて、借地人らが地代を支払えないような年でも、差配人が地代を下げてくれることはめったになく、逆に値上げをすることさえあった。その年に支払えなければ、翌年必ず支払わされた。支払いを怠れば土地は取り上げられ、別の人に貸与された。また、このアシエンダには本来ドミニコ会のものではない土地が含まれているので、その部分については地代の徴収を止め、すでに徴収した地代についてはこれを返還して欲しい、といった内容の訴えが記されている。訴状に憤ったドミニコ会は問題を裁判にもち込み、四年間にわたる係争の末、勝利した。その結果、訴状提出に協力した多数の借地人がアシエンダを追われ、リサールの実兄及び義兄らは、ミンドロ島カラパンやボホール島タグビラランへ流刑された。

- 37 Roth, p. 141.
- 38 Borromeo, p. 91.
- 39 Constantino, p. 159 に引用の⁽¹⁾を参照。
- 40 Schumacher, *The Propaganda Movement*, p. 15. Constantino, p. 158 参照。
- 41 Foreman, John. *The Philippine Island: A political, geographical, ethnographical, social and commercial history of the Philippine archipelago embracing the whole period of Spanish rule with an account of the succeeding American Insular Government*. 3rd. ed. Singapore, Kelly and Walsh, 1906, p. 276.
- 42 Legarda, Benito, Jr. "Foreign Trade, Economic Change and Entrepreneurship in the Nineteenth-Century Philippines." Unpublished Ph. D. dissertation, Harvard University, 1955, p. 215 参照。
- 43 Constantino, p. 160.
- 44 Borromeo, pp. 157-158.
- 45 Legarda, p. 215 の統計を参照。

第三章 プリンシパリア

一九世紀のビコール社会(1)の研究を行なっているN||G||オウエンによれば、一九世紀のスペイン語公文書には、フイリピン住民を区別する二つのカテゴリーしか見当らないと言う。二つのカテゴリーとはすなわち、「プリンシパリア Principalia」と「その他一般の人々」という分類である。⁽²⁾「プリンシパリア」は名前の前に「ドン Don」の称号を

つけて、「その他一般の人々」と区別された。プリンシパリアを表わす言葉には別に「町役場の壇那衆 Principales de tribunal」とか「有力者 Pudente」といった表現が見られるが、これらの表現はいずれも一般的でなく、プリンシパリアはプリンシパリア（あるいはプリンシパレス Principales）と表現されるのが、普通だった。一方、「その他一般の人々」には多様な表現があり、一九世紀はじめ頃には「ティマワ timawa」⁽³⁾ないしはこれと同義のスペイン語「plebeyo」が当てられることもあったが、一九世紀を通じてもっとも重要な表現は「強制労働ポロの負担者 polista」という表現であった。その他、「住人 habitantes, moradores, vecinos」あるいは「その他の人々 los demás」といった曖昧な表現もあった。⁽⁴⁾

フィリピン住民に対するこれら二つの範疇分けは、植民地行政に関わる古文書に現われたものであるから、それは植民地支配の立場からなされた住民の区分だと言わねばならない。しかしオウエンの研究によれば、スペイン古文書に現われる二つのカテゴリーは、まさしく当時のビコール社会の身分制度に合致するものであった。そしてそれはE II G ロブレスがフィリピン社会全体について指摘していることも一致する。ロブレスによればスペイン体制下の原住社会は、プリンシパリアと庶民 (timanus or cañianes) に二分されていた。⁽⁵⁾

筆者は本稿の導入部分（はじめに）で、T II A II アゴンシリョと R II コンスタンティーノの二階層区分を紹介したが、両氏の所説はいずれも革命時のフィリピン社会の階層区分としては適合性を欠くと筆者は考える。それは両氏の階層区分が、アゴンシリョの場合は経済力と教養を、またコンスタンティーノの場合はもっぱら教養の有無を基準にしてなされていることによる。当時のフィリピン社会が二階層の階層構成をもっていたことについては筆者も異論はないが、上位の階層のもつ社会的威信は、決して教養の有無のみによって、あるいは経済力と教養の有無によ

って規定されるものではなかった。筆者はオウエンの所説に多くを抛りながら、ここで新たな二階層区分として、プリンシパリアと庶民という二つの範疇を積極的に主張したい。

それでは一般庶民と区別されるプリンシパリアとはどのような身分階層だったのか。プリンシパリアとは何よりもまずスペイン権力が規定した法制上の身分であった。スペイン政庁はプロプロの統治行政に従事する町役場 (*casa tribunal*) の重要な役職者を一括してプリンシパリアまたはプリンシパレスと呼び、かれらに強制労働や人頭税、兵役などの義務を免除する特権を与えたのであった。⁽⁶⁾ そうした重要な役職者を具体的に挙げると、現職の町長 (*Gobernadorcillo* または *capitan municipal*)、⁽⁷⁾ 現職の村長 (*cabeza de barangay*)、元町長 (*capitan pasado*)、⁽⁸⁾ 継続して一〇年以上村長を勤めた経験を持つ元村長、町の小学校の先生、並びにプリンシパリアだけが就くことのできた次の役職——助役 (*teniente mayor*)、⁽⁹⁾ 田畑監視官 (*Juez de sembranzas*)、⁽¹⁰⁾ 家畜監視官、警備監視官など——がこの範疇に入る。しかし以上の役職は法制上真正銘の、言うなればプリンシパリアの核心部分とでも言うべき役職で、現実にはこの他に次の人々も、プリンシパリアと見なされることが多かった。すなわち、町役場の下級役人——第二位から第九位までの助役、下級監視官、バリオ助役、公証人など——、⁽¹¹⁾ 教会で働く聖器係や番人、聖歌隊指揮者などである。⁽¹²⁾

プリンシパリアはプエブロの住民から尊敬され、教会で行われる儀式では常に最上位の席次が与えられた。⁽¹³⁾ こうしたプリンシパリアの社会的権威は、植民地支配の末端に連なることによって、植民地権力から与えられたものであったが、それだけではなかった。プリンシパリアの中核を成すのは村長あるいは村長経験者であったが、この地位は一八世紀末年までブランガイの旧ダト一門によって世襲され、⁽¹⁴⁾ 地域によっては一九世紀後半に入ってもなお世襲制が維持されていた。⁽¹⁵⁾ 従ってプリンシパリアに対する人々の尊敬は、一面でブランガイ社会の伝統的な身分意識に

基いていたのである。バランガイの身分意識が強固に存在している地域ほど、プリンシパリアの社会的威信は大きかったと見ることも可能である。M II デーアスカラガは、⁽¹²⁾タバコの強制栽培のために一九世紀末年まで商品経済が発達せず、従って伝統的な村落社会が強固に維持されたカガヤン州の村長、カマラナンについて、次のように興味深い描写を行なっている。

カマラナンは彼地の言葉でカペラ⁽¹³⁾を構成する四、五〇家族の正真正銘の首長である。かれはこれらの家族に一種の領主権を行使している。一般の村人 (cañanes) は深い尊敬の念を持ってかれを見、かれを壇那樣 (sinon) と呼ぶ。村人たちは日曜ごとにかれの家へ出向いて、本来ならばミサのあとで町役場で行われるべき、強制労働やその他かれらに関係のあることならについて指示を受ける。村人たちはちょっとした問題や争いごとがあると、カマラナンのもとへ行き解決を仰ぐ。当局の指図や命令によって被害を受けた場合にも、村人たちの抗議はカマラナンへ向けられる。村人たちが州知事のもとへ出かけて行くのは、重大な問題がカマラナンや町長に無視されたり、侮辱された場合だけだと言う。しかし、それは稀なケースである。村人は原住民首長をそれほど尊敬しているからである。

カマラナンの土地は、村人たちが交替で、あるいは自発的に耕作する。かれらはカマラナンのためにタバコを移植し、それをしかるべき時期に伐採する。かれらはカマラナンの家を修復し、新たに建築することさえもある。これらの労働に対して村人たちは、その日、食事の供応を受けるだけである。これらのことは法令で村人の義務として定められているわけではない。しかしそれは古くからの慣習であって、もしカマラナンが村人たちの畑仕事に差

しざわりのない日を考えて、かれら呼び集めるのであれば、それは村人に迷惑を及ぼすことはないのである。⁽¹⁴⁾

カガヤン州ではこのように、村長は村人から絶対的な權威を認められていたが、それは植民地權力の後楯によって作り出された權威と言うよりはむしろ、カバラの統率者に対して村人が古くから抱いてきた尊敬の念に基くものと言った方が適切であろう。

プリンシパリアの法制上の身分とそれに付随した社会的威信は以上のようなものであったが、それでは一九世紀後半のフィリピン社会においてプリンシパリアは真に実力ある、支配階層だったのであるか。この点については二方面から否定的な見解が提出されている。一つは右に引用した同時代人デアスカラガの主張で、それによれば、フィリピン人社会にはすでにプリンシパリアを凌ぐ「第三階級」が成立していて、この階級はプリンシパリアを軽蔑し、その一員に選出されるのを忌避していたと言う。⁽¹⁵⁾「第三階級」の具体的な内容は注15に訳出したところから明らかなように、地方まわりの商人や土地所有者、政府事業請負人などで、換言すればそれは輸出商品經濟の発達した地域に誕生した新興有産階級を指している。新興有産階級がプリンシパリアの權威を否定し、その一員に加わることを忌避したとする見解は、現在でも多くのフィリピン史研究者によって支持されている。⁽¹⁶⁾しかし商品經濟が発達したパンペンガやカビテ、さらにはビコール地方に関する最近の緻密な地方史研究によると新興有産階級は第三の階級を形成したのではなくて、むしろプリンシパリアのなかに入り込み、その主要な構成メンバーとなったことを示している。⁽¹⁷⁾それを裏づける一つの事實は、一九世紀半ば頃からこれらの地域のプリンシパリアには中国系メスティーソが増加してくることである。地方の仲買商人や大土地所有者など、一九世紀に登場する新興有産階級の中心

は中国系メステイソンであったが、かれらはプリンシパリアの一員に加わることによつてはじめて、その経済力にふさわしい社会的威信を獲得することができたのであった。従つてプリンシパリアはフィリピン社会の経済的支配階級でもあったのである。この点については後段でさらに詳しく検討しよう。

プリンシパリアの支配力に対するもう一つの疑念は、プリンシパリアが植民地権力の従属者であったことに関連している。Ollidorpusはプリンシパリアの筆頭を占める町長（ゴベルナドルシヨ）について分析した一章で、町長は州知事と教区司祭という二つの上位権力の完全な従属者で、二つの権力が要求してくる諸事業を遂行するために町民から苛斂誅求を行なつたので、一般民衆から憎悪の対象にされていたと述べている。新興の有産階級がこの役職に選出されるのを嫌つたのもそのためであつた。⁽¹⁸⁾しかしわれわれはここで、その行為が良きにせよ悪しきにせよ、プリンシパリアは決して植民地権力の単なる傀儡ではなかつたということを確認しておく必要があるだろう。プリンシパリアはたしかに植民地権力の要求に従つて一般民衆から苛斂誅求を行なつたが、その一方である時は自らの利益を守るために、またある時は一般住民の利益を守るためにさまざまな抵抗を行なつてもいたのである。ポロメオによれば、フィリピン国立文書館には、カビテ州の町長や村長が上級官庁に提出したさまざまな請願書——例えば不作年の地代免除の訴えや山賊からの保護を求める訴え、一部住民に対する人頭税免除の訴えなど——が多数存在すると述べている。またオウエンはビコール地方のプリンシパリアが住民と一体となつて教区司祭や州知事に抵抗したいくつかの事例を紹介している。⁽²⁰⁾ブラカン州では一八八〇年代末にプリンシパリアの指導で町民と教区司祭の熾烈な対決が展開されたことについては第一章でふれた通りである。これらの事實はプリンシパリアが植民地権力に対して一方的に従順な存在でも、また一般住民とつねに利害を異にする対立階層でもなかつたことを示してい

る。ポロメオやオウエンが指摘するように、プリンシペリアと植民地権力はまことに微妙な力関係にあった。スペイン政府はプリンシペリアの協力なしには一片の命令も実行に移すことができなかったので、かれらを一方的に抑圧することは得策ではなかった。従つてプリンシペリアが何かの問題で集団的な抵抗を示した場合にも抵抗者らが公然たる叛乱を宣しない限り、中央政府は容易に軍を動かそうとはしなかったのである。⁽²¹⁾要するにプリンシペリアは植民地権力の手先ではあったが、植民地権力との微妙な力関係のもとで、町の統治行政に一定の自立した指導権を發揮していたのであった。

それではプリンシペリアの経済力は具体的にどの程度のものであったのか。この問題についてわれわれのデータは、すでに度々引用したオウエンとポロメオのビコール地方とカビテ州に関する研究、及びJ・A・ラーキンのパンガ州に関する研究⁽²²⁾に限られている。ラーキンとポロメオの研究は、本稿のようにプリンシペリアと一般民衆という階層区分を用いていないので、内容の組みかえを行なつて参照したことを断っておかなければならない。また、三つの研究が対象とした地域はいずれも商品経済が非常に発達した地域である⁽²³⁾ので、われわれのプリンシペリア像も、そうした地域的ゆがみを持つ可能性があるかもしれない。

パンパンガ州とビコール地方では、プリンシペリアの経済活動の中心はいずれも大規模な土地所有にであった。その規模がどの程度のものであったかを推定することは非常にむづかしいが、オウエンは一八九七年度の「農地統計 Estadística de Terrenos Agrícolas」に基づいて、アルバイ州の二つの町の土地所有状況を次のように整理している。オアス(Oas)町では、町の推定世帯主数の三・五%にあたる一一六人の「ドン」によつて、町の耕地の六〇%が所有されており、これら「ドン」の平均土地所有面積は一三・三ヘクタールであった。これに対してその他一般の土地所有者

の平均土地所有面積は二ヘクタールにすぎず、また推定世帯主数の約八〇%が完全な土地なし農民であった。次にマリナオ (Malinao) 町では町の推定世帯主数の二・五%にあたる七四人の「ドン」が町の耕地の四九%を所有し、「ドン」の平均土地所有面積は二九・四ヘクタールであった。これに対してその他一般の土地所有者の平均土地所有面積は四・四ヘクタールであり、ここでも推定世帯主数の八〇%が土地なし農民であった。⁽²⁴⁾ オウエンはこの他さらにいくつかの町について、具体的な数字は不明であるが、概括的なかたちでプリンシパリアが町のほとんど全ての耕地を所有していることを述べた文書があると記している。⁽²⁵⁾ オアス、マリナオ両町のプリンシパリアの平均土地所有面積は決して大きなものではないが、推定世帯主数の八〇%が土地なし農民であるという状況の下では、この数字は圧倒的な重みを持っている。しかもプリンシパリアの経済活動は土地所有にとどまらなかった。公証原簿 (protocol) に残された「ドン」らの遺言状によると、かれらは大規模な土地所有の他に、金貸し業やアバカの仲買業、政庁事業の請負業 (闘鶏場、市場税の徴収、アヘン専売など)、雑貨店経営などを同時に営んでいた。⁽²⁶⁾ プリンシパリアの経済力はこれらの副業によっていっそう強化されたのである。

パンパンガ州においてもプリンシパリアは大土地所有の他に金貸し業や砂糖・米などの商品作物の仲買業に従事していた。⁽²⁷⁾ パンパンガ州の大土地所有者には中国系メステイソンが多く、かれらの土地所有規模はビコール地方のプリンシパリアのそれよりも相当に大規模であったと考えられるが、具体的な数字は分らない。

ところで州の耕地の大半を修道会に所有されたカビテ州では、プリンシパリアの経済基盤は他の二地域とは大きく異っていた。ここでは自分の土地を大規模に所有するプリンシパリアはほとんど存在せず、大半は修道会アシエンダのインキリーノであった。ただし、かれらも賃貸した土地を自分で耕作することはせず、刈分け制度で小作人に

耕作させ、みずからは小規模な仲買業や金貸し業、織物・刺繍などの家内工業、雜貨店経営などに従事していた。⁽²⁸⁾ 従ってかれらの生活形態は、ビコール地方やパンパンガ州のプリンシパリアときわめて類似したものであった。ただ、修道会に借地料を取奪される分だけ、平均的な経済力では他の二つの地域のプリンシパリアよりも劣っていたと言えるであろう。いずれにしてもこれら三地域のプリンシパリアは、地主、インキリーノ、金貸しなどとしてプロエプロ住民の多くをその経済的支配下に置いていたのである。

ところでオウエンによればプリンシパリア階層は、その経済力・政治力・教育の程度によって、さらに上下二つの副次的階層に分れるという。文献史料の上では一九世紀末年まで両者を区別するチームは現われないが、実態として区別されるというのである。オウエンはこの二つの副次的階層を暫定的に、「super-principal」と「average principal」という言葉で区別しているが、本稿ではこれに「上層プリンシパリア」と「一般プリンシパリア」という訳語を当てて、その内容を見てみよう。ビコール地方で上層プリンシパリアに属したのは、次の基準に適用家族であった。経済的には一〇〇ヘクタール以上の農地、あるいは評価額二万ペソ以上の土地を所有すること、政治的には自分の住むプロエプロをほぼ完全に支配した上で、さらに近隣の二、三町にかなりの影響力を持つていること、教育レベルとしては子弟をマニラやスペイン本国へ遊学させて、スペイン人に匹敵する教育を受けさせていることである。このような家族の名声はプロエプロの範囲を越えて、州社会全体にまで拡がっていたので、オウエンはかれらに「州社会の知識人」という表現を与えている。こうした上層プリンシパリアは、ビコール地方では一万人程度の町に、三、四家族を数える程度であった。これに対して一般プリンシパリアの基準は、経済力では通常土地所有規模が二〇ヘクタール以下、政治的にはせいぜい自分のバラングアイの五〇家族ほどの人々に直接的な支配力を持つ程度で、教育レベ

ルとしてはほとんどスペイン語を知らない人が多かった。⁽²⁹⁾ほとんどスペイン語を知らないということはコレヒオ程度
の中等教育も受けていなかったことになる。

オウエンがビコール地方について指摘した以上の副次的階層は、パンパンガ州とカビテ州についても妥当性を持つ
ていると思われる。ラーキンはパンパンガ州住民をエリートと民衆の二階層に分けて捉えた上で、上層のエリート層
の内部にイルストラードと非イルストラードの副次的階層が存在することを指摘している。ラーキンの言うイルスト
ラードとは次の二つの要件を備えている階層である。すなわち、大規模な土地を所有し、国内あるいは国外で教育を
受けてスペイン語の知識があり、パンパンガ州の外のエリート層とも接触を持っているような人々である。⁽³⁰⁾このイル
ストラードの特徴に、ラーキンがかれの研究の別の個所で分析している、二つ以上のプエブロで町長の経験を持つよ
うな政治力のある家族、⁽³¹⁾という条件が重なれば（事実、重なる場合が多いと判断されるが）、パンパンガのイルスト
ラードはオウエンの言う上層プリンシパリアとほぼ同一の階層となる。ポロメオの研究によれば、カビテ州では一
般庶民の上に「中流階級」と「上流階級」の二つの階層が存在するとされている。中流階級の主体は一般のプリンシ
パリアで、その内容についてはすでに本章で紹介した。これに対して上流階級とは、各プエブロに一家族ないしは
二家族程度しか存在しない一流家族で、多くは町役場や教会の存在する市街地区（ポブラシオン）の広場（プラ
サ）の周辺に、その地域で唯一の石造りの家（Bahay na bato）を建てて住んでいた。そして町の祭には毎年のように
講社長（hermano mayor）をつとめて、町の人々のために大散財をした。⁽³²⁾ポロメオは上流階級と中流階級間の収入格
差についても分析しているが、残念ながら要領をえない。しかしいざれにしても、ポロメオの言う上流階級をわれわ
れは上層プリンシパリアとして捉え直すことができるだろう。

以上のデータから、われわれは上層プリンシパリアの特徴として次の点を指摘することができる。まず第一にこれはフィリピン社会の最大の土地所有層あるいは最大のインキリーノ層で、プエブロ全体を動かすほどの政治力を持ち、さらにプエブロを越えた諸町にも相当の影響力を持っていた。かれらはまたマニラや外国で高等教育を受けてスペイン語に堪能で、スペイン人化された生活を営んでいた。かれらは商売上の取引や子弟の教育を通じてマニラと接触が多く、そうしたことがきっかけで他州のプリンシパリア層とも交流があった。上層プリンシパリアのこうした性格、とくに民族社会大に拡がった行動力と、言語集団の壁を乗り越えることのできるスペイン語の力は、フィリピン民族運動がまさしく民族的スケールで展開されるために必要不可欠なリーダーシップの要件であった。フィリピン民族意識をはじめて創出したプロバガンダ運動が、この階層の子弟によって担われ、さらにまた九年五月以降革命がまさに全国化する段階で、革命のリーダーシップがこの階層の手に握られたのは、この階層の以上に指摘した性格と決して無縁ではない。しかし本稿で分析する一八九六年八月から九八年四月までの革命運動のリーダーシップは一般プリンシパリアによって担われた。従ってこの間のリーダーシップは、一般プリンシパリアのもつ一般的性格によって規定されるところが大きかったといえる。本章の分析からその点を総括すると、まず第一にかれらは、植民地支配の末端を担う地方官吏として、プエブロ住民を統治していく上で必要な最少限の政治的知識と技術を身につけていたこと、かれらは植民地権力の後楯とみずからの経済力によって、プエブロ社会に強力な支配力を発揮したが、かれらの社会的権威は、さらに、プエブロ社会の伝統的身分意識によっても支えられていたこと、しかしかれらの政治的支配力はプエブロ社会の枠内に限定されていたこと、などである。

- 1 ビコール地方とはアルバイ、ソルソゴン、カタンドゥアネス、南カマリネス、北カマリネスの諸州を含む地域を指す。
- 2 Owen, Norman G. "The Principalia in Philippine History: Kabkolan, 1790-1898," *Philippine Studies*, 22 (1974), p. 299.
- 3 timawa はスペイン占領以前のバラングイ社会の中核となる階層。詳しくは池端雪浦「東南アジア基層社会の一形態——フィリピンのバラングイ社会について」『東洋文化研究所紀要』五四冊（昭和四六年）一〇二—一〇三頁参照。
- 4 Owen, p. 301.
- 5 Robles, Eliodoro G. *The Philippines in the Nineteenth Century*. Quezon City, Malaya Books, 1969, p. 61.
- 6 これらの義務はいずれも成年男子に課された義務で、強制労働は一八八四年までは年間四〇日であったが、以後は一五日に軽減された。人頭税は一八五一年まではハレアルであったが、以後増額されて一八七四年までは一二レアル、その後は一四レアルになったが、一八八四年に廃止された。兵役はキンタ(quinta)と呼ばれ、抽選で五番の籤を引いた者が徴兵された。
- 7 オウエンはビコール地方の場合として、この他、放浪民監視警察官(alguaciles de vagamundos)を挙げている。Owen, p. 304.
- 8 オウエンはこの他、権力者に近い存在ということで、スペイン人商人の代理人なども「ドン」の称号つきで呼ばれたと述べているが、どの程度一般性があったのか疑問なのでここでは省く。
- 9 Bowring, Sir John. *A Visit to the Philippine Islands*. Manila, Filipiniana Book Guild, 1962, p. 54.
- 10 一七八六年から選挙になった。Phelan, John Leddy. *The Hispanization of the Philippines: Spanish Aims and Filipino Responses 1565-1700*. Madison, University of Wisconsin Press, 1959, p. 123 参照。
- 11 Bowring, *ibid.*
- 12 Manuel de Azcárraga y Palmero (一八三〇—一八九六)はカガヤン州、ブラカン州、マニラ州の州知事を歴任した。以

下の叙述はその経験に基いている。自由主義經濟の唱道者としても有名。

13 バリオに相当するカガヤン地方の言葉であろう。

14 De Azcárraga y Palmero, Manuel. *La Reforma del Municipio Indígena en Filipinas*. Madrid, Imprenta de J. Noguera, 1871, pp. 71~72.

15 左に關係部分を訳出しておく。

「富裕な階層は町役場の動きや交替からどんどん離れてしまった。かれらは選挙を好まないし、それに参加することも好まない。もしかたが、何かのためにその持てる限りの影響力を行使するとすれば、それは選挙で選ばれることを避けるためである。今やインディオのプロペロはプリンシパールスと一般庶民 (saopes ó calianes) だけで構成されているのではない。

その上に金持が構成するもう一つの第三階級が存在する。地方まわりの商人 (los comerciantes viajeros) と呼ばれる人々や、土地所有者、政府事業請負人などすべての富裕な人々がそれである。これらの人々はプリンシパールスよりずっと上層にあると考えられている。従つてかれらは、町役場の役職を軽蔑し、とりわけ村長の役職を嫌っている。……(中略)……かれらは町長ゴベルナドルシヨという名称は、かれらを卑めるものだと考えている。なぜならそれは示小語であつて、その仕事に従事する人々を低める傾向があると思われるからである。實際この役職は尊敬されていないし、州知事や教区司祭の前では、丁寧に扱われてもいない。町長はつねに二流の人物のあとに位置づけられている。……………(中略)……………

この分野は、金持ちや多少とも教育のある人々からは見捨てられていたので、町役場は失うべき何物も有せぬ人々や、威厳も影響力もなく、多くはその品性が疑われるような人々によつて侵略されてしまった。現在町役場で地位を得ているのはこのような人々であり、富裕な階層はそのような負担をまぬかれるために、横柄この上ない人物や、町役場で生計を立て、たぶん多少の金を手に引退できるのであれば、罰金を被つたり投獄されたりすることぐらひ大したことではないと思つていよう人物が、町長のポストにうまく入り込むのを手助けしている。」De Azcárraga, pp. 17~18.

- 16 例を今日ひじょうに高い評価を持つ次の二書(9)の見解をとりこんだ。Corpuz, O. D. *The Bureaucracy in the Philippines*. Institute of Public Administration, University of the Philippines, 1957, p. 117. Cushner, Nicholas P., S. J. *Spain in the Philippines: From Conquest to Revolution*. Institute of Philippine Culture, Ateneo de Manila University, 1971, pp. 218~219.
- 17 ただし、フィリピンのなかでは特殊な経済発展をとげたマニラ州については、詳細な研究がなく、アスカラガラの主張が妥当する可能性も高い。従ってマニラ州については本章の考察対象からはずし、次章でこれに関連した言及を行う。
- 18 Corpuz, *Bureaucracy*, pp. 112-117.
- 19 Borromeo, p. 57.
- 20 Owen, pp. 311~312.
- 21 Owen, *ibid.*
- 22 Larkin, John A. *The Pangangans: Colonial Society in a Philippine Province*. Berkeley, University of California Press, 1972.
- 23 パンパンガとカビテは首都の食糧供給基地としてスペインの征服直後から開発されたが、一八世紀末年以降はとくに砂糖きびと米の生産地として発展した。またビコール地方はアバカ(マニラ麻)の生産地として一八六〇年代からめざましい経済発展を示した。
- 24 Owen, p. 309.
- 25 Owen, pp. 309~310.
- 26 Owen, p. 310.
- 27 Larkin, p. 80.

- 28 Borromeo, pp. 123~127.
 29 Owen, pp. 319~323.
 30 Larkin, p. 96.
 31 Larkin, pp. 90~91.
 32 Borromeo, 127.

第四章 カティプーナ

「人民の子らのもっとも高く、もっとも尊敬されたる結社 *Katataasan Kagalangalang Na Katipunan Ng Mga Anak Ng Bayan*」略称カティプーナ (*Katipunan*) が結成されたのは、一八九二年七月七日夜のことだった。この日を境にフィリピン民族運動は、改革運動から革命運動へと密かな方向転換を行なった。カティプーナの設立メンバー、アンドレス・ボニファシオらはプロバガンダ運動の底辺を支える活動家であったが、かれらはすでに言論活動による改革運動の無益さを痛感していた。九二年七月七日、ホセ・リサールのダピタン追放が新聞紙上で報ぜられると、かれらのプロバガンダ運動に対する失望感は決定的なものとなった。リサールはこの数日前、亡命先のヨーロッパから帰国して、「フィリピン民族同盟 *La Liga Filipina*」を設立したばかりであったが、その行為が反逆的であると見て、ダピタン流刑を宣せられたのであった。フィリピン民族同盟の穩健な啓蒙活動すら許されないとすれば、フィリピン人はどのようにして民族解放の道を切り拓くことができるのか。この絶望的な苦悩の中から秘密結社カティプ

ーナンが結成されたのであった。

カティプーナンは従来のプロバガンダ運動と比較して、三つの決定的な相違点を持っていた。一つは、それが改革ではなく独立を主張したこと、二つは、独立闘争の担い手として民衆の力を重視したこと、三つは、有産知識階級に替って都市急進主義者が運動のリーダーシップを握ったことである。第一の独立の主張は、カティプーナンの三大目標の一つである政治目標として明確に表明されていた。すなわち、スペイン政府が修道会の追放とフィリピン人への政治的諸権利を認めないならば、実力で分離独立を実現するというのがそれである。⁽¹⁾ ついでながら他の二つの目標についてもふれておくと、一つは、社会目標と言われるもので、それは病める者、貧しい者への相互扶助であった。二つは、道徳目標と呼ばれるもので、それは、民主的行動、礼儀正しい行い、衛生的生活を人々に教育し、修道士がフィリピン人に植えつけた、宗教的狂信主義や柔弱な性格、暗愚主義と闘うことであった。⁽²⁾ これらの社会目標、道徳目標は、第一の政治目標を達成するための主体形成に関わる目標であったと言えよう。

ところで、第一の政治目標に関連して注意しておかねばならないことは、カティプーナンの独立要求はその根拠と理由づけを、もっぱらプロバガンダ運動に負うていたことである。独立要求の根拠はプロバガンダ運動が開示した天賦人權思想と平等思想にあった。そして打倒されるべきスペイン支配の弊害についても、カティプーナンの認識は、プロバガンダ運動家たちの視野をほとんど越えてはいなかったのである。⁽³⁾ このことはカティプーナンの第二の特徴である。民衆重視の立場と重ね合わせて考える時、重大な問題を提起する。なぜなら、カティプーナンがプロバガンダ運動家たちの視野を越えて新たな解放の課題を提起しえなかったとすれば、それはカティプーナンがプロバガンダ運動家たちが見落した民衆の解放の課題に言葉と表現を与えることができなかつたことを意味するからである。カティ

ブーナン思想と表現は、コンスタンティノが指摘しているように、確かに多くの点で未熟であつた。⁽⁴⁾

カティブーナンが革命の担い手として民衆を高く評価していたことは、カティブーナンの文献にも明らかである。たとえば「カティブーナンの教え」は、人間の尊さを次のように説いて、高潔で祖国愛に燃えた庶民に、最大の尊敬を与えている。「人間は王であるから尊いのも、鼻が高いから、あるいは膚の色が白いから、神の代理人たる司祭であるから尊いのも、はたまたこの世で誇るべき地位に就いているから尊いものでもない。たとえ森の中に生まれた人間であらうとも正し、性格を持ち、自分の言葉に背かず、人間として品位と名譽を持って、他人を抑圧せず、また他人を抑圧する人を助けず、みずからの生まれた土地に責任と愛を持つ人は、純乎として真に尊い人である」⁽⁵⁾。

また、「カティブーナン入会者の行動規範」は、「貧しい者も富める者も、愚かな者も賢い者も、ここでは全員が平等であり兄弟である」と説いた上で、カティブーナンが求める同志の姿を次に述べている。「ここではただ行動だけが求められている。行為のみが重んぜられる。従つて何も為しえぬ人間は、たとえどのように有弁家であろうとも、入会を思いとどまるべきである」⁽⁶⁾。カティブーナンは民衆蔑視の人間觀を否定し万人の平等を説いた上で、教養ある口説の徒よりも、たとえ無学ではあつても廉直な心と祖国愛に燃えた行動の人に、革命運動の担い手を求めたのであつた。カティブーナンのこうした民衆重視の思想は、言論のみあつて現実の行動を欠いた知識人のプロバガンダ運動に対する反省から生じたものと推察される。プロバガンダ運動はエリートと言語であるスペイン語を用いて思想の伝達を行なつたが、カティブーナンは民衆の言語であるタガログ語を用いて、無学の人々にも分りやすい文章で、革命の大義を説いた。こうした民衆重視の思想が、現実の組織化の過程でどのように実現されたかについては、後段でふれることにしたい。

そこで次にカティプーナンのリーダーシップの性格について見ていくと、一八九二年七月七日夜、マニラ市アスカラガ街の一角に参集した会の創立メンバーは次の人々であった。

アンドレス・ボニファシオ (Andres Bonifacio, ドイツ人経営フレッセル商会倉庫番)

デオダート・アレリヤノ (Deodato Arellano, 海軍兵器工廠書記)

バレンティン・ディアス (Valentin Dias, 第一審裁判所事務員)

テオドローロ・ブラータ (Teodoro Plata, ミンドロ島第一審裁判所事務員)

ラディスラー・ディオワ (Ladislao Diwa, パンパンガ州第一審裁判所事務員)

ホセ・ディオソン (Jose Dizon, 商人)

その他姓名不詳の人々数名⁽⁷⁾。

ブラータとディオワの職場は地方の裁判所になっているが、この職に就く以前には兩人ともマニラで別の職業に就いていた⁽⁸⁾。この職に就いて以後もマニラの仲間と密接な交渉をもっていたのであろう。それではこれらのカティプーナンの創立メンバーは前章で検討した二つの階層のいずれに属するのであろうか。かれらの氏名にドン⁽⁹⁾の称号がみられないこと、及びかれらの職業から予想される収入から考えて、かれらをプリンシパリアに分類することはむづかしい。しかし一方、かれらの教養に着目すると、その力は一般のプリンシパリアをはるかに凌ぐものであった。たとえばアレリヤノは、アテネオ・ムニシパルで中等教育を終了しており、またボニファシオは経済的理由で中学校を中退していたが、独学でスペイン語をマスターし、リサールの『メリ・メ・タンヘレ』や『エル・フィリプス・テリスモ』をはじめ、ヴィクトル・ユーゴーの『レ・ミゼラブル』、ユージン・スーの『さすらいのユダヤ人』、アメリカ合衆国

大統領伝、フランス革命、並びに国際法に関する書物を読破した、当時一流の知識人であった。⁽⁹⁾ 地方社会と異なつて首都では、たとえ経済力はなくとも教養を身につける機会が存在したのである。

前章でも指摘したように当時首都圏では、すでに二階層制の身分秩序は崩れはじめていた。二階層制の身分秩序は、村落社会の伝統的身分意識を前提にして形成された植民地統治行政上の身分階層が、同時に、経済階層でもあるということによって成立していた。しかし首都圏における経済活動の多様性と住民の流動性は、この相関性を崩しはじめていた。当時の首都圏におけるフイリピン人の職業を概観すると、次のような職種が挙げられる。不在地主、仲買商人、小規模製造工場経営者（タバコ会社、製糖工場、セメント工場、ロープ・傘・帽子・綿布等の製造工場）、職能人（医師、弁護士、薬剤師、教師）、政府専売事業請負人、政庁・裁判所などの下級の事務員、手工業者（家具、食品、製本、印刷、履物等）、小売商人、スペイン軍傭兵、一般企業・商会などの労働者、清掃夫、洗濯婦、メイドなど。これら多様な職種に従事する人々は必ずしも首都の定住者ではなかった。たとえば、不在地主や職能人らは、土地所有のかたちで資産を蓄積している故郷を持っており、政庁の下級事務員や兵士には出稼ぎ労働者の様相が強かった。首都の生活をいっそう流動的にしたのは地方出身の学生たちであった。学生は当時、最高の知識階級として民族運動に重要な関わりを持ったが、かれらもまた首都の定住者ではなかった。こうした首都の特殊な生活環境の中で二階層制の身分秩序は、すでに実質を失っていたのである。従つて首都圏については、前章とは異なる階層構造の分析が必要であるが、本稿ではこの問題に立入る準備がない。そこでわれわれは、首都のこうした特殊事情を念頭に置いて、カティブナーンのリーダーシップを当面とらえず、都市急進主義勢力と規定しておくことにしよう。都市急進主義は、革命という大義を掲げて、「貧しい者も富める者も、愚者も賢者も、ここでは全員が平等であり兄弟である」

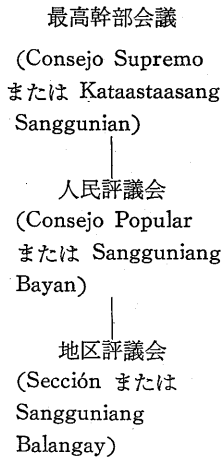
という万人平等の思想を意識的に実践しようとした人々の集団であった。そして事実その実体は一つの階層枠組では捉えざることをできないものであった。

カティプーナ指導部には、ドンの称号を持つ者もいた。第二代カティプーナ総裁ローマン・バーサ (Roman Bass)、第三回最高幹部会議委員で医師のピオ・バレンスエラ (Pio Valenzuela) 博士らがそれである。バーサはカビテ州カビテ市の出身で海軍士官であった。⁽¹⁰⁾ かれの一族はカビテ市のかなり富裕な一門でプリンシパリアに属した。⁽¹¹⁾ M・アルティエーガス著『アンドレス・ボンファシオとカティプーナ』所収のカティプーナ員名簿によると、かれの兄弟もしくは近親者とみられるホセ・バーサも九二年末にカティプーナに加入している。⁽¹²⁾ カティプーナ幹部には大学教育を受けている者もいた。九四年にカティプーナに入会し、ボンファシオと並んでカティプーナの頭脳といわれたエミリオ・ハシント (Emilio Jacinto) は、サント・トマス大学の学生であった。かれはトンドの貧民街トゥローン地区に生まれ、家は父親が小さな商売を営み、母親が助産婦業を営む貧しい一家であったが、叔父の援助でサン・フアン・デ・レトウラン学院からサント・トマス大学へと進むことができた。⁽¹³⁾ このように創設期のカティプーナの指導部は、富や教育による身分的差別を身をもって否定し、身分の違いを越えて団結した知識人グループであった。しかし、カティプーナ指導部のこうした性格は、九五年以降組織が地方へ浸透しはじめると、大きく変更を迫られた。その問題に入る前に、ここでカティプーナの組織拡大過程と組織構成を一瞥しておこう。

カティプーナの組織構成の中で最初に設立されたのは最高幹部会議であった。一八九二年末、第一回最高幹部会議が組織され、初代総裁にディオダート・アレジャーノが就任した。同幹部会議は九三年二月に改組され、先述のローマン・バーサが第二代総裁に就任した。第一回、第二回最高幹部会議による組織拡大はひじょうに難行し、九三年

末現在で入会者は約三百名にとどまった。⁽¹⁴⁾そこで第二回最高幹部会議は九三年末、組織拡大委員会を結成して、マニラ州の四つの地域で重点的な組織拡大運動を展開した。⁽¹⁵⁾すなわち、トンド (Tondo)、トゥロロン (Trozó, トンドのなかの一地域)、サンタクルス (Santa Cruz)、ビノンド (Binondo) の四地域がそれである。これらの地域は、いずれも下層労働者が密集している地域であった。運動は効を奏し、一年後の九四年末にはマニラ州に四つの人民評議会と八つの地区評議会が結成されるにいたった。⁽¹⁶⁾そして恐らくこの過程でカティプーナンの組織構成も整備されるにいたったと見られる。⁽¹⁷⁾

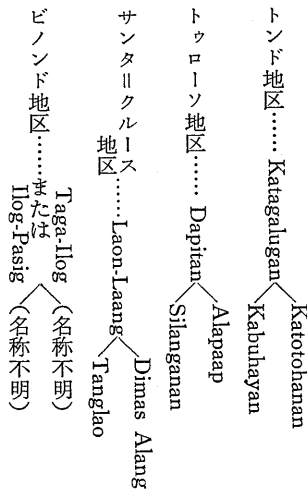
カティプーナンの全国組織は次の三段階に分れていた。⁽¹⁸⁾



最高幹部会議は総裁、書記、監査、会計の各委員と数名の評議員から成っていた。人民評議会は各州に一ないし二 (マニラ州の場合には四) 組織され、その下にいくつかの地区評議会が置かれた。地区評議会は通常はプエブロごとに組織されたが、マニラ州のようにプエブロの規模が大きく、従って入会メンバーも多いところでは、一つのプエブロに複数の地区評議会が組織されることもあった。⁽¹⁹⁾人民

評議会並びに地区評議会は最高幹部会に準ずる委員構成を持った。⁽²⁰⁾九四年に結成されたマニラ州の人民評議会と地区評議会は次の通りである。

(人民評議会) (地区評議会)



四つの人民評議会の組織基盤はこの地域の労働者、事務員、兵士らであった。たとえば、サンタクルースのタンラオ (Tanglao) 地区評議会はマニラ鉄道会社の車掌や清掃夫らによって構成されていた。同評議会の議長はアンドレス・ポニファシオの弟のプロコピオ・ポニファシオで、かれもマニラ鉄道会社の荷物係だった。⁽²¹⁾ ビノンドのイログ・パシグ (Ilog Pasig) 人民評議会はスペイン軍騎銃兵部隊に所属するフィリピン兵士とパシグ河の通運その他に従事する労働者で構成されていた。⁽²²⁾ ビノンドには数千人の労働者を擁するフィリピン・タバコ会社も存在したので、カティブナンの組織はこの方面にも拡がったことであろう。⁽²³⁾

九五年一月、最高幹部会議が再度改組され、アンドレス・ポニファシオが第三代総裁に選出された。従来から会の実質的指導者であったポニファシオが総裁に就任して以後、会の活動はこれまでになく活発になった。マニラ州ではほとんど全てのプエブロに人民評議会が結成され、またマニラ州以外のタガログ諸州でも支部結成の運動が開始され

(24) カビテ州ではこの年半ばに四つの人民評議会が結成された。カウイット (Kawit) 町に本部を置くマグダロ (Magdalo) 人民評議会と、ノベレータ (Novelata) 町に本部を置くマグデーワン (Magdiwang) 人民評議会がそれである。(25) タガログ諸州に対する組織拡大運動は、九六年三月にカティプーン機関誌『カラヤーン Kalayaan (自由)』が発行されるにいたって、いっそう著しい進展を示した。『カラヤーン』は第一号だけで終りになったので、この第一号はカティプーン人の革命思想を編集し、普及させた唯一の文献となった。それには、ボニファシオの「タガログ人が知らねばならぬこと」と題する論説と「祖国愛」と題する詩の他、ハシントとバレンスエラ博士の論説などが収められている。(26) カビテ州サンフランシスコ・デ・マラボン町でカティプーンに入会したアルテミオリカルテは回想録の中で、「タガログ語で編集されたカラヤーン誌の記事を読んで、教育のない人々はスペイン支配下にある祖国の腐敗した悲しむべき状況を学んだ。その結果、何十人、時には何百人という人々が競ってこの会に入会した」と述べている。(27) 『カラヤーン』発行後の組織拡大はボニファシオを驚かすほどのものであった。『カラヤーン』発行以後カティプーン支部はカビテ州からブラカン州、パタンガス州、ヌエバ・エシ・ハ州、パンパンガ州、ラグーナ州へと拡がり、この年八月に革命が開始された時には、結社員数は三万人に達していた。(28) この驚異的な組織拡大の背景には、『カラヤーン』誌に施された二つの偽装があるいは何らかの影響を持っていたかもしれない。『カラヤーン』の印刷はマニラで行われたが、新聞に記された発行地は「横浜」となっていた。また、その編集者は実際にそれを担当したハシントではなくて、デル・ピラールになっていた。第一の偽装は当局の捜査の目をくらすための工作と考えられるが、第二のそれはカティプーン人の威信を増すために、カティプーン指導部がデル・ピラールの名声を利用したものと推測される。身分意識がいまなお濃厚な地方へ勢力を拡大するに当って、カティプーン指導部はこうした工作を必要

と考えたのであろう。

地方におけるカティブーンナの拡大は、首都圏の場合と相様を異にした。地方での組織拡大は、多くの場合、プリンシパリアの働きで進化した。たとえば、カビテ州の場合、マグダロ人民評議会設立の基礎を作ったエミリオ・アギナルドはカウィット町の町長であり、この人民評議会に所属するイムースやバコオル、シランなどの地区評議会委員もほとんどが町長その他の役職にあるプリンシパリアであった。⁽²⁹⁾ マグディーワン人民評議会の場合にも議長はノベレータ町の町長マリアーノ・アルバレスで、これに所属する地区評議会の委員も同様にプリンシパリアが圧倒的多数を占めていた。ヌエバ・エシエーハのカビヤオ、ガープンの両町でもカティブーンナの組織者は町長であった。⁽³⁰⁾

地方では何故プリンシパリア階層が最初のカティブーンナ入会者になったのか。それはプリンシパリアが次の三つの点で、一般民衆よりも多くの可能性を持っていったからであろう。すなわち、一つはプエブロ外の世界との接触の機会、二つは組織的革命的運動に対する理解力、三つは秘密結社へ参加する自立した決断である。ひとたびカティブーンナへ入会したプリンシパリアは、その階層的指導性を發揮して、自分の影響下にある民衆を次々に組織へ勧誘した。アギナルドの回想録にはかれが町長の地位を利用していかに巧みに町中の人々をカティブーンナへ入会させていったかが、詳細に記されている。⁽³¹⁾

カティブーンナは身分階層秩序を否定する都市急進主義者によって結成され、当初は首都の労働者階級を中心に組織の育成をはかったのであったが、マニラ州を越えて地方へ進出する過程で、地方社会に現存する身分制度を十分に対象化することなく、むしろそれに依拠するかたちで組織の拡大をはかってしまったのであった。組織拡大過程で生じたなかば無意識の組織方針のゆがみは、直ちにカティブーンナの指導体制に深刻な問題を投げかけることはなかつ

た。しかし革命の火蓋が切られ、命がけの権力奪取が開始されると、身分階層制を否定する都市急進主義指導部と身分階層制に依拠する地方プリンシパリーの間には、新たに樹立されるべき権力の性格をめぐって、鋭い対立が顕在化することになった。

- 1 De los Reyes, Isabelo. *La Religión del Katipunan*. Madrid, Tipolit de J. Corrales, 1900, p. 34.
- 2 De los Reyes, *ibid.*
- 3 カナムーンナンの思想を表わす文辭は次で収めらるゝ。 Retana, W. E. *Archivo del Bibliófilo Filipino*. Madrid, Imprenta de la Viuda de M. Minuesa de los Rios, 1897, Tomo Tercero, Documentos Políticos de Actualidad, pp. 52-68. Agoncillo, Teodoro A. (collected and translated), *The Writings and Trial of Andres Bonifacio*. Manila, 1963, pp. 1~12, 67~80. Agoncillo, Teodoro A. *The Revolt of the Masses: The Story of Bonifacio and the Katipunan*. Quezon City, University of the Philippines, 1956, pp. 83~96.
- 4 Constantino, p. 166.
- 5 Agoncillo, *The Revolt*. p. 84.
- 6 Agoncillo, *The Revolt*. pp. 85~86.
- 7 Agoncillo, *The Revolt*. pp. 43~44.
- 8 Constantino, p. 161.
- 9 Constantino, p. 162.
- 10 De los Reyes, p. 34.

- 11 Borromeo, p. 139.
- 12 Artigas y Cuerva, Manuel. *Andrés Bonifacio y el "Katipunan"*. *Reseña Histórica Bio-Bibliográfica*. Manila, Imp. de "La Vanguardia", 1911, p. 24.
- 13 Zaide, Gregorio F. *Great Filipinos in History*. Manila, Verde Book Store, 1970, pp. 217~218. Agoncillo, *The Revolt*, p. 81.
- 14 Agoncillo, *The Revolt*, p. 47.
- 15 Agoncillo, *The Revolt*, p. 59.
- 16 De los Reyes, p. 32.
- 17 Agoncillo, *The Revolt*, p. 54.
- 18 De los Reyes, pp. 31~32.
- 19 Agoncillo, *The Revolt*, p. 54. 人民議院、地区議院および各州の、各地の立法機関の組織と運営の歴史を詳述する。次を参照せよ。Ricarte, Artemio. *Memoirs of General Artemio Ricarte*. Manila, National Heroes Commission, 1963, p. 7. De los Reyes, pp. 31~32.
- 20 De los Reyes, p. 32. この構成は九五年の改組を以て。
- 21 Artigas, p. 29.
- 22 Artigas, p. 30.
- 23 Foreman, p. 299.
- 24 De los Reyes, p. 33.
- 25 Aginaldo, General Emilio F. (translated by Luz Colendrino-Bucu), *My Memoirs*. Manila, 1967, pp. 24~27. Ricarte,

- p. 7. Agoncillo, *The Revolt*, pp. 24~26. デルロスマンレイエスはカウイット町とバコオール町に人民評議会が置かれたと言っている。 De los Reyes, p. 33.
- 26 Retana, Tomo Tercero, Documentos Politicos, pp. 52~68 に『カラヤーン』のスペイン語訳が収められている。
- 27 Ricarte, p. 6.
- 28 Agoncillo, *The Revolt*, p. 97.
- 29 Agunaldo, pp. 23~85 を参照。
- 30 Agoncillo, *The Revolt*, p. 158.
- 31 Agunaldo, pp. 36~42.

第二部 闘争とリーダーシップ

第五章 蜂 起

一八九六年八月三〇日未明、ボニファシオの率いるカティブーンの一隊は、マニラ市郊外にあるサンフランシスコモンテ (San Juan del Monte) の弾薬庫を襲撃して革命の火蓋を切った。しかし、カティブーン蜂起は、決して十分に準備された蜂起ではなかった。情況に追いつめられたのっぴきならない蜂起というのが実情に則している。『カラヤーン』一号の発行以後、首都一帯では一触即発の革命情勢が日増しに深まっていた。カティブーンでは、組織の急速な拡大に伴って会員間に蹶起を求める声が強まった。一方スペイン当局は、実体は定かでないもの

の、住民の間にしだいに漲ってくる不穏な空気に神経を尖らせていた。なかでもとくに、スペイン体制の護持者をもって任ずる修道会勢力は、忍び寄る危機の影に平静さを失っていた。宗教界はこぞって密偵活動を強化し、証拠薄弱なデータをもとに、「反逆分子」の取締りを政庁に迫った。時の総督ブランコ (Ramon Blanco y Erenas, 在任一八九三—一九〇) は、宗教界からメイソンと非難されたほど自由主義的な人物であったが、それでも革命勃発までのかれの在任中に四〇〇人以上にのぼる人々が反逆者 (フィリプステロ) として遠地流刑に処せられた⁽¹⁾。ブラカン州マロロス町では、一八九五年秋に町役場の全役職者を含む町の主だった人々が、ミンダナオ島へ流刑された。九六年初頭には同様の事態がバタンガス州タアル町でも発生した⁽²⁾。これら二つの事例に典型的にみられるように、遠地流刑者の大半はプリンシペリアであった。修道会ハスベイン当局は反逆的勢力としてプリンシペリアをもっとも警戒していたのである。革命前夜にマニラで発行されたスペイン系の新聞は、「反逆者」に対する弾圧と迫害の記事であふれていた。この見境のない弾圧がカティブナン勢力をいっそう増大させることになった⁽³⁾。

この緊張した情勢の中でカティブナン指導部は蜂起の時期を真剣に考慮しはじめた。会員数が急増した現在、組織の発覚はもはや予断を許さなかった。最高幹部会議総裁ボニファシオは九六年五月⁽⁴⁾、リサール州パテロス町ナピندان村 (Napindan, Pateros, Rizal) に近いガヘット川 (Gahet) の船上に総会を召集して、この問題を討議した⁽⁵⁾。総会の議論は武器問題に集中した。武装革命を実行するためには、何よりもまず武器の準備がなされねばならなかったが、カティブナンではまだこの問題をほとんど解決していなかった。ボニファシオ指導部では武器を日本あるいは香港で購入しようと考えていたが、それには資金が必要であった。そこでこの日の総会では蜂起は武器調達後のこととして、さし当ってはそのための募金活動に全力を尽すこととし、そのために、今後はフィリピン人有産階級にも接触し

て資金面での支援を仰ぐことが決定された。しかしその後の武器調達工作は、資金面でもまた購入先の開拓に関しても容易に進展しなかった。そうした努力の一環としてカティブーン指導部では、九六年五月日本海軍練習艦金剛がマニラへ入港した際、艦長カニムラと接触して日本軍の武器払下げを要請したが、何の成果も得られなかった。⁽⁷⁾八月の蜂起までにカティブーンが入手しえた武器は結局のところ、スペイン海軍の兵器廠から二人のカティブネーロが盗み出したわずかなライフル銃と連発ピストルだけであった。

ところで五月のカティブーン総会では、いま一つの興味深い決定がなされた。それはダピタン島へ流刑中のリサールを訪ねて蜂起についての意見を求めたのであった。カティブーン代表バレンスエラ博士は、六月中旬、隠密裡にこの使命を果たした。しかしリサールの蜂起に対する見解はカティブーン指導部を失望させるものだった。リサールは十分な武器の準備ができないうちに革命を起こすことに反対した。のみならず、かれ自身そのような革命に関わりを持つことを断った。⁽⁸⁾ リサールらの穏健な改革運動に失望して革命運動を開始したカティブーン指導部が、鬭争の将来を左右するこの重要な時点で、リサールに情勢判断を求めた真意はどこにあったのか。筆者の推測では、カティブーンのリサール訪問の真意は、単にかれの情勢判断を仰ぐことであつたのではなく、むしろ革命開始に対するリサールの承認をえ、できうればかれにカティブーン代表者の地位を引受けてもらうことであつたのではないかとみられる。有産階級から資金の援助を獲得するためにも、また組織内部の統一を強固に維持してゆくためにも、カティブーンではリサールの超越的な名声と権威を必要としていたのではあるまいか。その証拠にカティブーン指導部では、リサールのこの冷やかな対応にも懲りず、八月上旬、かれがスペイン従軍医としてキューバで働くために、ダピタン島からマニラへ護送された際に、かれをスペイン軍艦から奪い出す作戦を実行したのであつ

た。しかしこの企てもリサールの拒否にあって再び成功しなかった。⁽⁹⁾ リサールに対するこれら一連の働きかけは、ポニファシオ指導部がみずからの指導力をどのように認識していたかを判断する上で、興味深いデータを提供している。

七月に入ってからカティブナーンの秘密はいよいよ危くなつた。七月五日、パシッグ町駐屯の治安警察隊長Mシテイアールはマニラ州知事に親書を送り、首都近辺の諸町——とくにサンフアンデルモンテとマンダルーヨン(史料中では Mandalayon)におけるカティブナーンの動きを詳細に報じた。⁽¹⁰⁾ (サンフアンデルモンテとマンダルーヨンにはドミニコ会とアグステイノ会のアシエンダが存在した。第二章第六表を見よ。) この報告は——恐らく新聞紙上でも報ぜられたのであろう——カティブネーロの知るところとなり、かれらの心胆を寒からしめた。⁽¹¹⁾ 幸い総督ブランコがこの情報を無視したのでカティブナーンはことなきをえた。しかし八月に入って、カティブナーンの存在はついに官憲の知るところとなつた。八月一九日、マニラ新聞社(Diario de Manila)の印刷所に勤めるカティブネーロの一人Tリバティニーヨ(Teodoro Parino)が、仲間同志との個人的な争いのもとで、会の存在をトンドの教区司祭ヒル(F. Mariano Gil)に告白したのだった。首都警察軍(Guardia Civil Veterana)はバティニーヨの自白に基いてこの印刷所で印刷されたカティブナーンの会費領収書や、カティブナーンの重要文献など物的証拠を押収し、会員名簿の一部を入手した。⁽¹²⁾ 大規模な革命集団の存在が、動かしたい証拠を伴って明らかにされると、首都のスペイン人社会は恐慌状態に陥つた。かくして権力の狂乱の如き弾圧がはじまつた。

この夜、ポニファシオらカティブナーン指導部は危くマニラを逃れて首都の北バリンタワーク(Balintawak)へ脱出した。情況の急変を知つた一般のカティブネーロもこれに続いた。⁽¹³⁾ その数は千名を越えたという。しかし官憲の手に

捕えられてビルビット牢獄やサンチャゴ要塞で拷問に暴された同志も多数にのぼった。カティプーナン指導部は今や決断の淵に立たされた。多数の同志を官憲の犠牲にしたまま、かれら自身は地下の逃避行を続けるのか、あるいは徒手空拳にも等しい状態でスペイン権力との戦いを開始するののか。ボニファシオはこの夜、直ちに各地のカティプーナン指導者に伝令を送り、二四日バリントワークで総会を開き今後の方針を討議する旨伝えた。⁽¹⁴⁾しかしカティプーナン指導部とこれに従った一群の人々は、この総会を待つことなく、二三日には、蜂起の決定を行なった。かれらは一九日夜から三〇日未明にかけて、官憲にあとを追われながら、今日のケソン市の市境を縫うように北から東へと移動して、将来の方針を討議していた。その足跡を辿ると次のようになる。バリントワーク→カンコン→プガッドラーウイン→パーソンタモ→バララ→マリキーナー→ハグダンバト。従って二四日にカビテ州のマグダロ人民評議会代表がボニファシオのもとへ到着した時には、すでに蜂起の日時が決定されていた。八月二九日土曜日夜、ルネタの灯が消されるのを合図に、一斉にマニラを攻撃すると言うのがそれだった。⁽¹⁵⁾マグダロ代表はこの決定を冷やかに受けとった。⁽¹⁶⁾決定はマニラ周辺に住む全てのカティブネーロに伝えられる予定であったが、翌二五日には、ボニファシオらは治安警察隊と歩兵部隊の襲撃を受けて、パーソンタモからバララへと移動しなければならなかったのだ、それがどの程度実行されたかは分らない。こうした状況の中で八月二八日、次の蜂起宣言がボニファシオによって発せられた。

指導者並びに同志諸君へ

全ての諸君にこの宣言文を送る。今牢獄で束縛と拷問に苦しめられている同胞たちが被っているいわれない暴虐

を、われわれは一刻も早く一掃しなければならぬ。従って同志諸君、今月二十九日土曜日を期して、かねて計画された革命の灼熱の溶岩を爆発させよう。全ての町が蹶起して、城壁都市〔注 マニラ〕に突入するのだ。民族のこの神聖なる理想に反対する者は、病人あるいは身体的欠陥のある者を除いてすべて裏切り者、敵対者とみなされる。かような者は、決められた規則に従って容赦なく厳重に処罰されるであろう。

自由の山にて、一八九六年八月二八日

アンドレス・ボニファシオ⁽¹⁷⁾

民族史の一大転換点を画するボニファシオの蜂起宣言は、決して名文と言えるものではなかった。そして蜂起の理由も、大上段に構えた大義名分はなくて、一九日以來カティプーナンを襲った苛酷な弾圧だけに絞られていた。

だが、二九日の蜂起は遂に実現されなかった。蜂起宣言を發したボニファシオ指導部自体、この日、闘争に踏み切ることができなかった。革命の狼火は翌三〇日未明になって漸く挙げられた。それも蜂起宣言に記された城壁都市マニラへの突入という形ではなくて、マニラの城門から馬上で一時間半ほどの郊外にあるサン・ファン・デル・モンテの弾薬庫襲撃という形で実行された。蜂起の意志統一、準備の都合などで、当初の計画を実行に移すことができなかったであろう。しかも一日遅れの蜂起は、無惨な結果に終わった。革命軍は一三〇名に上る死者を出して敗退した⁽¹⁸⁾のである。

総督ブランコはこの日の午後、ルソン八州が戦争状態に入ったとして、この地域に戒厳令を發したが、サン・ファン・デル・モンテの闘い以外に、この日蜂起が実行されたという記録は見当らない。各地の同志に一斉蜂起を呼びか

けたボニファシオの期待は裏切られたのであった。その原因は蜂起の指令が事前に十分伝達されなかったこと及び、一部の支部で蜂起へのためらいがあったことによるものと考えられる。⁽¹⁹⁾しかしサン＝フラン＝デル＝モンテの銃声は即日にしてマニラ近辺の諸州に拡がり、一部のカティブネーロの浚巡を断ち切った。翌三一日になるとカビテ州ノベレータ町、サン＝フランシスコ＝デーマラボン町 (San Francisco de Malabon)、カウイット町が蜂起し、続いて九月上旬にはその他のカビテ州の町々、及びマニラ州、ブラカン州、ヌエバ＝エシーハ州の町々が蜂起した。その後の闘争の拡大状況は第一章で略述した通りである。

革命開始時の蜂起状況を概観すると二つの形態が指摘される。一つは山地を拠点にした蜂起であり、いま一つは町を拠点とした蜂起である。一般には第一の形態が多く、第二の形態は地域的にはカビテ州に限られていた。カビテ州で町を拠点にした闘争が可能だった理由は、カビテ州では革命支持勢力が町の大勢を制するほどに強力だったので、町ぐるみの蜂起を組織することができたこと、またマニラからカビテ州に至る陸上交通路はマニラ湾沿いの地狭を通過するものだけだったので、中央からのスペイン軍隊の派遣がむづかしく、ためにカビテの蜂起は町単位の比較的小規模な権力組織を相手にすることができたことなどによる。山地を拠点にした蜂起の具体例としてまず挙げられるのは、ボニファシオ兵団の蜂起である。この一隊はマニラ州の町々から当局の追求を逃れて集まってきたカティブネーロによって組織されていた。かれらはサン＝フラン＝デル＝モンテの戦いに敗れたあと、ふたたびマリキーナ (Marikina)、サン＝マテオ (San Mateo)、モンタルバン (Montalban) の山地に逃れてそこに陣を張りこれを根城にマニラ郊外のスペイン軍駐屯地に奇襲を繰り返した。⁽²⁰⁾

ヌエバ＝エシーハ州では九月二日、カビアオ町 (Cabiao) の町長マリアーノ＝リャネーラ (Mariano Lanera) とカー

パン町 (Gapan) の町長パンタレオン・ベルモンテ (Pantaleon Belmonte) の率いる三〇〇〇人の革命軍が州都サン・イシドロ (San Isidro) の攻略に成功した。しかしスペイン増援部隊の到着で四日には州都はふたたびスペイン権力の手⁽²¹⁾に落ちた。そこでリャネーラは、ブラカン州の天然の要塞、ビアクナバト (Bak-na-bato) に逃れて、そこに根拠地を築き、そこからヌエバ・エシーハ州やバタアン州、ブラカン州の町々にゲリラ戦を展開した。⁽²²⁾ ビアクナバトにはリャネーラの他、タルラク州ラパス町 (La Paz) のプリンシパリア、フランシスコ・イカプロス⁽²³⁾ (Francisco Makabulos y Solman) やブラカン州マロス町のイシドロ・トルレス (Isidro Torres) がそれぞれ自分の兵を率いて野営していた。そこには傷病兵の収容施設も設けられていた。

ブラカン州にはこの他、丘陵地や沼沢地にある小さな町を解放して築かれた要塞があった。ボカウエ、ビガア、キングア (Quingua, 現在のプラリデル)、ブストス、サン・ラファエル、アンガットの町々に取り囲まれた丘陵地の小村カカロン (Cacaron) には、ブラカン州の各地から当局の迫害を逃れて集まってきたカティプネーロや、資産家・知識人らによって一大要塞が築かれた。⁽²⁴⁾ スペイン当局は革命は知識階級の先導で起こされたと信じていたので、プリンシパリアに対する迫害はいたる所で峻烈をきわめた。カカロンにはブストス町の小学校教師エウセービオ (Eusebio) や、サン・ミゲル・デ・マヌエモ (San Miguel de Mayumo) 町のメレシオ・カルロス、シメオン・テクソン、マキシモ・ビオラ博士兄弟など、各町の指導的人物が集まった。要塞には一七丁の散弾銃と、手製の小さな大砲 (lanata) も備えられ、中に居住する人口は一万人を数えた。人々はこれらの武器でスペイン軍の相次ぐ襲撃を撃退し、九六年八月から九七年四月まで要塞を堅持した。しかし九七年四月、要塞の兵力の約半数がサン・ラファエルの襲撃に出かけた留守に、要塞はスペイン軍の手で大虐殺を被り潰滅した。

ブラカン州マロロス町の南に拡がる沼沢地の中のマスコル (Masucol) とビナコッド (Binacod) の小村には、マロロス町のインドロロトッレスが兵を組織していた。カカロン陥落後、九死に一生を得た革命軍兵士たちは南に逃れてトッレスの軍に加わった。しかしマスコル及びビナコッドはいずれも周囲を大きな町に囲まれ、スペイン軍の近づき易い平坦な地形にあったので、カカロンの二の舞を恐れたトッレスは、險阻の地を求めて東部の山系に向い、ビアックナバトーに辿りついた。⁽²⁵⁾このようにしてビアックナバトーは九七年七月、アギナルドの革命政府が設置される以前から、革命軍の主要な根拠地の一つになっていた。

これに対してカビテ州の蜂起は、それぞれの町の住民がそれぞれの町権力を打倒して、新たに町革命政府を樹立するという形で進められた。同州で最初に蜂起したのはサンフランシスコデーラマラボン町だった。マラボン町のカティブーン地区評議会は、八月三一日早朝、上位組織のマグディーワン人民評議会との間に、同日午後二時を期して蜂起する旨の約束を交していた。しかしマラボン町のカティブネーロは、同町の小学校教師アルテミオ・リカルテ (Artemio Ricarte) の指揮の下に早くも午前一〇時頃から行動を開始した。かれらはまず町役場を急襲して町警察 (Caudilleros) を武装解除し、五丁の散弾銃を獲得した。それからかれらは治安警察隊 (Guardia Civil) 駐屯所に向い、翌朝未明まで続く長い戦いのすえに、これを解放した。町権力を支える二つの武力組織の解体に勇気づけられた革命勢力は、続いて同町の土地所有者であるアウグスティノ会のアシエンダ館に向い、修道士、差配人、平修道士各一名を逮捕した。このようにしてマラボン町のスペイン権力は解体された。⁽²⁶⁾

マラボン町の蜂起はノベレータ町のカティブネーロを奮い立たせた。ノベレータ町では町長のマリアーノ・アルバレス (Mariano Alvarez) がマグディーワン人民評議会の議長を勤めていたので、町役場はすでにカティブーン人の勢

力下にあった。従つてここでの闘争目標はこの町に地域本部を置く治安警察隊の武装解除に集中された。カティブネーロが手にした武器は竹槍と大鉞にすぎなかったが、かれらは圧倒的な兵員と奇襲戦法によって、治安警察隊を打ち負かし、短時間のうちにこれを降服させた。⁽²⁷⁾

マグデューワンと並んでカビテ州を二分したマグダロ人民評議会では、注19でもふれたように蜂起には消極的だった。かれらの反対理由は武器がないことだった。マグダロ人民評議会の実質的な最高指導者で、カウィット町の町長でもあったエミリオ・アギナルドはこの問題を解決するために八月三十一日朝、カビテ州庁に州知事を訪ねた。⁽²⁸⁾かれはカウィット町の治安維持を口実にできるだけ多くの軍隊を州政府から派遣してもらい、その時がきたらかれらを捕縛してその武器を奪い取る計画を秘めていた。しかし州知事はかれに、前日三〇日にルソン八州に戒厳令が公布され、カビテ要塞の軍隊は兵器廠の防衛に当る一個中隊を除いてすべてマニラに送られたことを告げたのだった。この情報はかれに蜂起決行の決意を固めさせた。いままし穿つていえば、この情報がアギナルドに蜂起の成功を確信させた。アギナルドの蜂起の決意は、ライバルのマグデューワン人民評議会がこの朝すでに蜂起したという知らせを受けていっそう動かしがたいものとなった。かくして三一日午後、カウィット町の蜂起が開始された。しかしカウィットの場合も町政府及び町警察はすでにカティブナーンの勢力下に入っていたので、蜂起の目標は治安警察隊の武装解除に置かれた。カウィット駐屯の治安警察隊はわずかに三名であったから、かれらの武装解除は容易であった。この光景を教会の窓から目撃した教区司祭は、思いがけない事態の展開に狼狽して逃走した。そこでアギナルドはこの日の夕刻、町の中央広場に集まった一、〇〇〇人ほどの住民の前に、従来の町政府の廃止とこれに替る新しい革命政府の樹立を宣言した。町長アギナルドもみずからその職を辞して、新たに革命軍指揮官となった。新しい革命政府の町長に

はカンディード・ティローナ (Cándido Triona) が選ばれた。このあとアギナルドは、かれとティローナ及びアンヘル・ハニ・ホルヘ (Angel Jani Jorge) の名で、カビテ州のその他の町の町長に蜂起を呼びかける檄を送った。(アギナルドらが、蜂起の日から、カティプーン支部の名においてではなく、かれら自身の名において蜂起の呼びかけを行なったことは、後の章との関連で注目されることである。)

カウィット町蜂起の知らせは、マグダロ統轄下の町々を奮い立たせた。翌九月一日にはイムース町が蜂起し、続いて二日にはバコオール町 (Bacoor)、四日にはダスマリーニャス町 (Dasmariñas)、そして五日にはシラン (Silang) 町⁽²⁹⁾が蜂起した。こうして九月上旬にはカビテ州のほとんどの町が革命軍の手に落ちた。マグダロ地区の蜂起はカウィットの場のようにスムーズに進行したものでばかりではなかった。例えばイムース町の蜂起は多数の犠牲者を出す激烈な闘いとなった。イムース町のカティプネーロは九月一日早朝、同町の町長でカティプーン地区評議会の議長でもあるホセ・タグレ (José Tagle) に率いられて蜂起した。この蜂起にはアギナルドに率いられた約二〇〇〇人のカウィット町民も参加した。革命軍はまず、町の中央広場に面した修道院 (教会に隣接していたらしい) に向ったが、修道士とこれを防衛する治安警察隊はすでにアシエンダ館に逃走していた。イムース町は町の全域がレコレイト会のアシエンダになっていて、アシエンダ館はその中の石塀で囲んだ約五ヘクタールほどの敷地に建っていた。革命軍はこの石塀を取り囲んで、敷地内の穀倉に火を放った。この包囲作戦の過程で多数の革命軍兵士が、屋敷地の四方の見張塔から発射された銃弾の犠牲となった。屋敷地内に立籠った修道士たちは翌二日まで抵抗を続けたが、この日隣のバコオール町で展開された戦鬪の銃声に度を失い、アシエンダ館から自暴自棄的な脱出を図ったので、籠城者全員が革命軍に捕えられ、修道士と治安警察隊員は全員殺された。イムース・アシエンダ館の開城で革命軍はレミント銃三〇

丁、ウインチエスター・ライフル二丁、大砲一門を捕獲した。イムース町の蜂起は犠牲も大きかったが、戦利品もそれに劣らず大規模だった。

以上、革命開始時の情勢を跡づけてきたが、ここで、この時点におけるリーダーシップについて整理しておく、蜂起の決定はカティブーン最高幹部会議を構成するボニファシオ指導部の主導権によって行われた。しかしボニファシオ指導部は民族革命の組織者としてはいまだ十分な力量を持っていなかった。そのことは革命の準備過程で肝心の武器調達を実現しえなかったことや、一斉蜂起の計画を実行できなかったことなどに明らかである。蜂起の準備過程でボニファシオ指導部がリサルと接触を試みたのも、かれら自身、指導力の限界を自覚していたからである。革命開始以後、ボニファシオの統率力はいつそう低下した。その理由は第一に蜂起は個々の地域でそれぞれの指導者の個別的な判断と創意によって自律的に展開されたこと、第二にボニファシオ軍の緒戦の敗北が、ボニファシオの革命指導者としての威信を著しく傷つけたことなどである。ところで蜂起には山地を拠点とする蜂起と町を拠点とする蜂起の二つの形態がみられた。この蜂起形態の違いはそこに形成されるリーダーシップに微妙な相違をもたらした。山地を拠点とした革命軍は、従来の日常生活から断絶された人間関係と生活空間のなかで、新しいリーダーシップを樹立したが、町を拠点としたカピテ州の革命勢力の場合には、新たな革命権力の再構造化もまた、従来と同じ人間関係と生活空間のなかで進められねばならなかった。そこに形成された新しいリーダーシップは山地におけるそれよりも旧体依然たる体質のものとなったことである。この問題はのちの章で実証的に検討されるだろう。

- 2 Le Roy, I, p. 87.
- 3 Aginaldo, p. 36.
- 4 Agoncillo, *The Revolt*. p. 120 では総会開催日は五月一日となっているが、Aginaldo, p. 34では五月九日となっている。
- 5 カティブーン総会は最高幹部会議委員と人民評議会議長、及び地区評議会議長から構成された。
- 6 明治二十九年九月三〇日付『日本』新聞(三面、雑報)によれば、「練習艦金剛は艦長世良田大佐以下の乗組員と、候補生二十三名、兵学校生徒二十名を乗せて去る四月十一日品海を抜錨して南航し五月四日マニラに着し」云々とあって、金剛の艦長の名は正しくは世良田である。
- 7 Agoncillo, *The Revolt*. pp. 131~133.
- 8 Agoncillo, *The Revolt*. pp. 117~127. Aginaldo, p. 35.
- 9 Agoncillo, *The Revolt*. pp. 143~145.
- 10 Retana, Tomo Tercero, Documentos Politicos, pp. 79-84.
- 11 Aginaldo, p. 43.
- 12 Zaide, *The Philippine Revolution*. pp. 107~108. Agoncillo, *The Revolt*. pp. 138~141.
- 13 Agoncillo, *The Revolt*. p. 147.
- 14 Agoncillo, *The Revolt*. p. 146 以下。マコンシヨの事実を Pio Valenzuela が会見して得たもの、この日は二〇日である。二二日のものはなにかと思われる。マギナルドは二二日を受けとってなり (Aginaldo, p. 46) 一九日夜に出されたとする時間がかなりすぎている。
- 15 Aginaldo, p. 47.
- 16 Ricarte, p. 7.

- 17 Artigas, pp. 55~56. 本稿の再校時で、この蜂起宣言のタガログ語原文が、Agoncillo, *The Writings*, p. 70 に収められてゐることに気がついた。Artigas のスペイン語訳は、細部において原文と多少異なつてゐる。
- 18 Foreman, p. 368.
- 19 例えばプギナルドの率いるマングダロ地区評議会では、二九日の蜂起決定に強い批判があつた。かれらは武器の準備なしに蜂起すれば、その結果は「灯火にあかりに近づきすぎて羽を焼かれてしまふ蛾のように痛ましい惨状となるだろう」と考えた。
- Aguinaldo, p. 49.
- 20 Ricarte, pp. 24, 85~86.
- 21 Zaide, *The Philippine Revolution*, p. 116.
- 22 Zaide, *The Philippine Revolution*, p. 76, Manuel, E. Arsenio, *Dictionary of Philippine Biography*, Quezon City, Filipiniana Publications, 1955-1970, vol. 2, pp. 368~370.
- 23 ヤンロンのはびこつた Zaid, *The Philippine Revolution*, p. 168, n. 49 を見よ。
- 24 以下カカロン要塞の状況にこつた Ricarte, pp. 69~70 を参照。
- 25 Ricarte, pp. 69, 71.
- 26 Ricarte, pp. 8~9, Agoncillo, *The Revol.*, pp. 173~174.
- 27 Ricarte, pp. 9~10, Agoncillo, *The Revol.*, pp. 174~175.
- 28 以下、カウイット町が蜂起にいたる経過及びマングダロ人民評議会統轄下の町々の蜂起状況については、Aguinaldo, pp. 50~80 を参照。
- 29 ダスマリーニャス町蜂起の指揮者は町長プラシード・カムホス (Placido Campos) だった。
- 30 シラン町蜂起の指揮者は前町長ビートル・インランミン (Vito Belarmino) だった。

第六章 マグダロ人民評議会

植民地権力を完全に打倒したカビテ州では、スペイン権力の解体と同時にそれに替る新たな革命権力の構造化が緊急の課題となった。本章ではこのプロセスを、マグダロ人民評議会に焦点を絞って跡づけたい。

前章で触れたように革命勃発直前のカビテ州には、マグダロ(Sangguniang Bayan Magdalo)・マグディーワン(Sangguniang Bayan Magdiwang)という二つのカティプーナン人民評議会が存在した。このうちマグダロ人民評議会は州の東部の七町——カビテ・エル・ビエッホ(Kavite el Viejo 別名カウイット)・バコオール、イムース、ペレス・ダスマリーニャス、シラン、メンデス・ヌーニェス(Mendez Nunez)・アマデオ(Amadeo)——に設立された地区評議会(Sangguniang Balangay)を統轄下に置き、その本部はカウイットにあった。⁽²⁾カティプーナン人民評議会並びに地区評議会の委員の構成は、最高幹部会議に準じて(第四章参照)、議長、監査、会計、書記の四委員と、その他数名の評議員から成っていた。マグダロ人民評議会の議長はバルドメーロ・アギナルド(Baldomero Aginaldo)であったが、実際の指導権はバルドメーロの従兄弟でカウイット町の町長を勤める、エミリオ・アギナルドの手にあった。(以下本章ではエミリオ・アギナルドをアギナルドと呼び、バルドメーロ・アギナルドについてはフルネームで表記することにする。)

マグダロ地域における革命権力の構造化は二つのレベルで進化した。町のレベルとそれらを統轄するマグダロ人民評議会のレベルにおいてである。解放後の町政府はカティプーナン地区評議会によって掌握された。このことは次の事実によって裏づけられる。P・S・デーア・チューテギとM・A・ベルナッドが編纂した『アギナルドと一八九六年

革命』と題する史料集⁽³⁾を検討すると、カビテ州の解放から九七年三月頃までに出されたマグダロ人民評議会の公文書は、町の長を次の二つの言葉のうちいずれかで記している。すなわち Plong Bayan かあるいは Plong sa S. B. である。前者は文字通り「町の長」であるが、後者は「地区評議会 (Sangguniang Balangay) の長」である。従って町長はすなわち地区評議会の長であったということになる。また解放後の町政府の役員構成を見ると、先述したカティブーン地区評議会のそれと同様の構成をとっており、この判断を補強する。⁽⁴⁾

町レベルにおける権力交替の具体的一例は、アギナルドの『回想録』に述べられたイムース町の場合である。⁽⁵⁾ 九月三日夕刻、三日間の激戦のちにイムースの解放が達成されると、アシエンダ館に集った町の民衆は、支援に駆けつけたアギナルドの司会のもとに新しい町政府 (アギナルドはそれを従来のスペイン人の政府に対立させる意味で、タゴグ人の政府と記している) を樹立することに同意した。そして新しい町長にカティブーン・ハリゲ地区評議会 (イムース町に置かれた地区評議会の名称) 議長ホセリタグレを選出した。そこでアギナルドは、タグレに同志を選んで町政府と町の革命軍を組織するよう命じた。アギナルドのこの命令は、ハリゲ地区評議会の上位組織であるマグダロ人民評議会の代表として行われたものと解される。

マグダロ人民評議会は蜂起当初から統轄下の七町を、全体として組織し指導する明確な意志を持っていた。その組織化の方法は以下に見るようになまことに行き届いたものであり、ボニファシオ指導部の組織力の弱さと比較して著しい対照をなしている。九六年九月一〇日、アギナルドは早くもマグダロ本部 (史料原文では Pueblo consultant. 本稿ではマグダロ人民評議会の組織全体を指す場合にマグダロ人民評議会と呼び、マグダロ人民評議会の指導部を指す場合には、マグダロ本部の呼称を用いることにする) 最高司令官の肩書で、かれの統率下にある各町の軍隊長に次のよう

な回状を送り、町ごとに自発的に結成された義勇軍の統一的把握に乗り出している。すなわち回状はかれの下に四人の副司令官を任命したのでかれらの指揮に従うよう求めると同時に、最高司令官から町の部隊長、大佐、軍曹などにいたる階級別の腕章と胸章を定めたので直ちにそれらを用意すること、及びこれらの軍指導官に従う兵士は赤い腰帶を帯びるよう要請している。⁽⁷⁾この回状で注目されることは、その冒頭で以下に記された要請内容は地区評議会の長たちによって決定されたものと明記していることである。マグダロ本部の統率力はこの段階ではまだ十分確立していなかったため、マグダロ地域全体に及ぶ重要事項の決定には、このような形式をとる必要があったのであろう。

しかし九月後半に入ると、マグダロ本部の構成並びに統率力は、従来のカティプーナン人民評議会としてのそれを、はるかに凌ぐ強力なものになった。マグダロ本部の構成は恐らく九月後半頃に改組され、大統領以下五人の大臣と一人の総司令官を擁する革命政府としての陣容を整えるにいたった。この推定はアギナルドの『回想録』に基くものであるが、⁽⁸⁾『回想録』のこの部分の記述は注8に記したように混乱があり、断言は憚られる。従ってマグダロ本部改組の確定的な時期については留保せざるをえないが、しかし遅くとも一〇月末までには中央政府として改編されたマグダロ人民評議会が活動を開始していたことは確かである。一〇月三十一日、マグダロ本部は四つの重要な文書を出している。一つは「フィリピン国民へ——自由、平等、博愛」と題するアギナルドの宣言文であるが、これについては次章で検討することにして、残る三つの文書に仮りの表題をつけると次のようになる。(A)スペイン軍の無差別虐殺に対するアギナルドの抗議文、(B)マグダロ統轄下の町長に宛てたアギナルドの要請文、(C)マグダロ統轄下の町長に宛てた福祉大臣リセリーオ・トパシオの要請文、である。文書(A)は、一〇月一八日と二三日に、バタンガス州ナッスグブ町とレメリイ町 (Lemery) で行われたスペイン軍の無差別大量虐殺に抗議した文書であるが、その後段でアギナルド

はフィリピン市民に蹶起を呼びかけ、自分たちはすでに解放地区に暫定政府を樹立したと告げている。⁽⁹⁾そして暫定政府の組織は革命委員会と議会、及び町委員会から成るとされている。注9に記したように、この文書の内容については慎重でなければならないが、そしてまたこの暫定政府は次章で検討するようにすでにこの段階から全民族を統率する革命政府を主張したという点で大きな問題を含んでいるが、いずれにしてもこの文書で紹介された暫定政府は次の文書(B)及び(C)によってその存在を裏づけることができる。

文書(B)でアギナルドは各町の町長たちに町の革命軍の行動を次のように統制して欲しいと要請している。すなわち、無計画な軍事行動は銃弾とエネルギーの浪費であるから、兵士らが当戦争本部(Cito sa Pandigma)の許可なしに勝手に出撃するのを禁じて欲しい。勝利の見込みがある時は自発的に出撃してもよいが、その時は結果を当本部に連絡すること。また銃や弾薬を発見したらそれも当本部へ報告するように、と。⁽¹⁰⁾この要請は明らかに、従来町単位で自律的に行動してきた軍を本部直轄の指揮系統下に統合しようとして出されたものである。マグダロ本部が上級の中央政府として統率下の町の軍事行動に干渉しはじめている様子を見てとることができるであろう。文書(B)にはマグダロ本部が中央政府として整備されはじめたことを窺わせるもう一つの証拠がある。それは文書(B)の書式である。文書(B)の第一頁左肩にはこの文書が回覧さるべき町の名前がまず列記されている。そしてこれに続く本文は、「上記の諸町の町長へ」という言葉ではじまる。この書式はこれ以後マグダロ本部から出される公文書に共通した書式である。中央政府から町政府への公文書の形式がこの時期までに定式化されたと見てよいであろう。ついでながら文書第一頁の左肩に列記された町名を見ればその時点でのマグダロ本部の統轄地域を知ることができる。文書(B)では八つの町名が列記されている。発信地カウィットを除く州東部の六町と、バタンガス州のマタリロン⁽¹¹⁾(Mataring)タリサイ

(Talisay) の二町が記されている。バタンガス州の二町が恒常的に公文書の送付先として出てくるのは一二月に入ってからのことであるが、この段階でもすでにマグダロの影響力が強かったのであろう。

文書(C)では福祉大臣トパシオが、武器購入のために資金が緊急に必要なので、現金寄付を集めて欲しい旨の要請を各町長に対して行なっている。⁽¹²⁾ 各町への募金依頼額はすでに財務大臣から連絡済みであるとも記されている。⁽¹³⁾ マグダロ本部が中央政府として再編され、マグダロ地域の統一的支配を開始していたことは明らかであろう。ところで文書(C)でいま一つ注目されるのは宛先の町名の一部が、革命町名に改められていることである。革命軍はスペイン支配を解体したあと、町の名称を一新した。文書(C)はこの町名変更が公文書に現われた最初の事例と見られる。一二月に入るとマグダロ地域のすべての町名が、革命町名に変更する。革命町名にはカティプーン地区評議会の名称を採用したものが多かった模様であるが、それらをここで整理しておくことと次のようになる。

(旧町名)

(革命町名)

Kawit	Magdalo, または Bakay
Bacoor	Gargano
Inus	Halgue
Dasmariñas	Magpuri
Silang	Sumilang, または Magsilang
Amadeo	Mapagibig
Mendez Nuñez	Alapaap, または G. Mapalad
Bayunungan	Maraliong

マグダロ本部の中央政府としての編成は一月末に至って確固たるものとなった。一月二六日 マグダロ人民評

マグダロ人民評議会幹部名簿

氏名	仮名	役職
Baldomero Aguinaldo	Mabangis	大統領兼検察官兼官房長官
Santiago Daño	Sabakan	第一顧問
Agrifino Rieta	Bakal	第二顧問
Eusebio de Castro		第三顧問
Licerio Topacio	Mabaku	第四顧問兼福祉大臣
Felix de Cuenca	Linkod	公共事業大臣
Cayetano Topacio	Magtipon	財務大臣
Daniel Tirona	Nahahanda	戦争大臣
Emilio Aguinaldo	Magdalo	総司令官
Edilberto Evangelista	Ipilar	陸軍中将
Crispulo Aguinaldo	Makunat	陸軍少将
Vito Belarmino	Ualang gulat	少将
Salvador Estrella		少将
Pio del Pilar	Pang una	大佐
Tomas Mascardo	Ualang gulat	同上
Marcelino Aure	Alapaap	同上
Gregorio Bautista		少佐
Gil Ignacio	Laban	同上
Francisco San Miguel	Ualang gulat	T. I. Causal (歩兵中尉?)
Lazaro Macapagal		同上
Agustin Recto	Uakas	同上
Jose Elises	Masulong	主計中尉
Placido Martinez	Cabangisan	法務官

(出典) P. S. de Achútegui & M. A. Bernad, *Aguinaldo and the Revolution of 1896*, p. 160.

議会議長バルドメーロ・アギナルドは次の表書きを添えて、二通の文書を町長宛送付した。

欄外へ記載の町長へ。ここに宣言文一通を同封しますので、公表の上同じく同封のマグダロ人民評議会幹部名簿とともに、公衆の目にふれやすい場所に掲示して下さい。命令遂行の上は文書をマグダロ人民評議会へ返送して下さい。貴殿の上に神の加護がありますように。一八九六年一月二十六日（マグダロ）バカイにて。マバンギス。⁽¹⁴⁾

二つの文書とは右の表書きに述べられた「宣言文」と「マグダロ人民評議会幹部名簿」であった。「名簿」の方から見てゆくと、マグダロ人民評議会はここにその構成を確立したことがわかる。名簿中に仮名（Pamasa）とあるのは、カティプーナンへ入会した際にもらう組織内での仮名である。「宣言文」には次の内容が記されていた。

〔命令宣言⁽¹⁵⁾ バカイ（マグダロ）一八九六年一月三〇日 ニュース〕

宣言

マグダロ人民評議会の統轄地域に真の秩序が確立され、指導者が指導される者と明確に区別されたかたちで尊敬されるように、また指導者が相互にしかるべき敬意を表し合うように、マグダロ人民評議会大臣並びに顧問の承認を得て以下の通り宣言する。

第一項、大統領、大臣、総司令官、顧問、及びその他中将、少将は高い地位の人々であるから、すべての人がかれらを尊敬し、その命令に従わねばならない。

第二項、上記の指導者はその地位に応じて、すべての町長に命令を下すことができる。しかし、中将、少将、大佐並びに兵站將校（Comisarios）は、かれらがマグダロ人民評議会あるいは総司令官の代理人であって、しかるべき

權威を与えられているという信任状を町長に提出しなければならない。

第三項、人々が上記の指導者をよく認識するように、以上の指導者全員の名前を列挙した一覽表を、すべての町役場と兵營に掲示すること。

第四項、マグダロ人民評議会の指導者は、軍事指導者であろうと町長であろうと、みな互いにその地位にふさわしい尊敬を払わねばならない。低い地位の者は高い地位の者を尊敬しなければならない。

第五項、各町の町長並びに檢察・財務・書記の各委員の地位を明確にするために、かれらにそれぞれ、大佐、少佐、大尉、中尉の階級を与える。かくして各人はその階級にふさわしい敬意を払われることになるであらう。

刑罰

(省略)

一八九六年一月一七日、マグダロ・バカイにて承認。

マグダロ人民評議會大統領 マバンギス⁽¹⁶⁾

省略した刑罰の部分には、第一項から第五項の規定にそむいて不敬の罪を犯した者は、相手の階級に従って一ヶ月から五ヶ月の道路工事の重労働に処せられること、事前に計画された不敬罪の場合には六ヶ月の重労働あるいは場合によっては死刑に処せられることなどが定められている。宣言文は指導するものと指導される者の立場を峻別し、指導する者の間の上下關係を上げ大統領から下は町の書記にいたるまで一系列の位階制度に統一した上で、この秩序を

犯す者に対して厳しい罰則規定を定めたのであった。右の宣言文と人民評議会幹部名簿によって、マグダロ人民評議会の権力機構はひとまず確立されたと言えるであろう。新しい権力機構は上からの一方的支配という性格をきわめて濃厚に持っていた。その原因は一つにはこの権力機構が革命という非常事態に対処すべく設立されたものであったからであるが、いま一つの重要な原因はこの権力機構がマグダロ本部の上からの働きかけによって設立されたものであったことによる。マグダロ地域の革命はまぎれもなくマグダロ本部に指導された革命だったのである。

九七年一月二一日、大統領マギンバスは、マグダロ地域九町の町長並びに軍隊長に書簡を送り、人民評議会の行政が整然と進行するように、今後は本部への連絡はそれぞれ関係の省に宛てて行うように求めて、各省の任務分担を次のように示した。⁽¹⁷⁾

戦争及び武器の製造について……………戦争省

米や食料に関すること……………財務省

要塞に関すること……………労働省⁽¹⁸⁾

その他重要なこと……………人民評議会

兵士たちが必要としているもの、規律違反、自町並びに他町の住民の往来に関すること、背信者らしき者がいる場合……………総司令官

先に確立された政府機構の効率的な運営が、このようなかたちで追求されたのである。

それでは、マグダロ本部の中央政府としての運営は現実にとどのようなかたちで進められたのだろうか。以下この点について検討していくことにしたい。マグダロ政府にとって最大の行政課題は、革命遂行に必要な資金・食糧・兵士

・武器の調達と治安の維持であった。中央政府の資金調達は三つの方法で追求された。一つは教会や修道会などスペイン権力が残した財産の没収、二つは革命に非協力的な資産階級からの強制的な寄付の徴集⁽¹⁹⁾、そして三つは各町に対する供出金の割当であった。各町への供出金の割当については、先に一〇月三日付福祉大臣トパシオの要請文を紹介したが、他に次のような事例もみられる。九七年一月一五日、大統領マバンギスは各町の財政難を救うために町の市場 (cajipapa) と牛・馬・豚の屠殺に課税するよう町長たちに指示したが、そのなかで、この税収入の余剰部分は本部収入として自家製銃の購入などに当てたいので、税収額を毎月本部へ報告するよう求めている。資金調達に関連してマグダロ本部は次のような指示も行なった。財務大臣カイエターノトパシオは一月一六日付町長宛書簡で、資金の流出を防ぐためにタバコとアルコール類をマグダロ地域以外から輸入しないよう求めている。ついでながらトパシオは、このなかでタバコとアルコール類には敵が毒物を混入する危険性があることをつけ加えている⁽²¹⁾。

敵に四方を包囲されたマグダロ解放区にとって、食糧問題はきわめて深刻な問題であった。財務大臣トパシオは日夜この問題で頭を悩ませていた。一月一七日かれは各町長に対して、戦争で物資の流通が閉ざされていることと、近い将来食糧難が予想されることから、住民が従来にも増して勤勉に働かねばならないことを訴え、とくに飢えを防ぐための季節の作物——さつまいもやとうもろこしなど——の栽培を指導して欲しい旨訴えた。かれはまた、タバコは腹の足しにはならないが資金の流出を防ぐので、これも大量に栽培させて欲しいとつけ加えている⁽²²⁾。しかし、財務大臣のこうした危機感には、いまだ町長や民衆のものではなかったとみえて、トパシオは一二月三〇日に再度同様の要請文を発せねばならなかった。事態を憂慮するトパシオは、今回は実施報告書の提出を求めて、要請の厳格な遂行を迫るとともに、食糧事情の正確な状況把握のために、各町の農場所有者・収穫量・耕地の概算面積を記入した一覧表の

提出を求めている。⁽²³⁾ マグダロ本部は、やがてスペイン軍との一大決戦の時がくることを予想していた。本国からの援軍を得て兵力を増強したスペイン軍は、一月中旬頃からカビテ州に集中攻撃を浴びせていたが、年明けにはさらに大々的な集中攻撃が予想された。⁽²⁴⁾ この決戦の時に備えて財務省では食糧の確保にやっきとなっていたのである。作物と並んで大切な食糧は水牛であった。一月一六日、トパシオは農場所有者と水牛所有者の一覧表を送るよう、町長たちに求めた。⁽²⁵⁾ 一二月二九日になるとかれは、翌年一月一五日に予想されるスペイン軍の襲撃に備えて、米と水牛を集めておくよう町長らに命じた。⁽²⁶⁾

食糧調達の課題は二つあった。一つはこれまで見てきたような一般民衆を飢えから救うための配慮であった。そしていま一つは革命軍に対する糧食の調達問題であった。革命軍の糧食調達は地主への課税というかたちで進められた。財務大臣トパシオは一二月二四日、町長に対して各々の町でどの程度の粃米を町の革命軍に供出できるか一覧表にして答えるよう求めた。一覧表には、土地所有者の居住村名、土地所有者名、粃米の収穫量を記入することになっていた。⁽²⁷⁾ 各町では徴収した供給米の一部を本部へ上納した。九七年一月一三日、トパシオはバカイ（カウィット町の革命町名）とハリゲ（イムース町の革命町名）を除く七町の町長に要請書を送り、（前本部所在地）バカイと（現本部所在地）ハリゲでは食糧難に陥っているので至急米を送ってくれるよう求めた。そしてこれまでは（供出米の）二分の一を各町の兵士用に使わせるつもりであったが、今後はその割合を三分の一に改めざるをえないと述べている。⁽²⁸⁾ 以上のように食糧問題はマグダロ本部にとってまことに頭の痛い問題であった。

ところで、革命軍兵士には正規軍と民兵の二種が存在した。民兵は正規軍以外のすべての成年男子に課せられた義務であった。しかし一般市民のなかには民兵として郷土の防衛に従事することに必ずしも協力的でない人々もかなり

いた。大統領バルドメーロ・アギナルドは二月一六日付各町長宛書簡で、一八歳以上の男子は、銃の所持者と老人を除いてすべて、常時、弓矢と大銃を携帯するよう命じた。バルドメーロはこの書簡で前月一二日にも同様の命令を出したにもかかわらず実行されていないと強い不満を表わしている。そして使用時の効率を考えて、弓は使用者の身長と同じぐらいの長さにおくように、また矢筒には少なくとも三〇本の矢を用意しておくよう指示している⁽²⁹⁾。しかしこの再度にわたる命令も十分な成果を挙げることができなかったため、一月一六日、バルドメーロは三たび命令を発せねばならなかった。三度目の命令は全町長宛の回状形式ではなくて、各町の町長一人一人に宛てて書かれた。そして今回は前回よりも指定年令を三歳下げ、一五歳から五〇歳までの男子に弓矢の携行を求めるとともに、命令を発して以後五日以内にそれを実行しない者は笞打の刑に処すると述べ、さらにこの命令の実施を監督する監視員を指名するよう求めている⁽³⁰⁾。スペイン軍の一斉反撃が目前に迫った情勢のなかで、バルドメーロの苛立ちを押え難いものがあったにちがいない。

正規軍の中核はカティブネーロであったが、それに従う一般の兵士は募集によって集められた。戦争大臣ダニエル・ティローナは一月二一日付の各町長宛文書で、正規軍の募集に関する詳細な指示を与えている⁽³¹⁾。それによれば募集兵の数を決定する際には、革命目的に忠実でかつ勇氣があり、上官の命令に忠順で任務の遂行に誠実な者を選ぶべきで、政府 (Gobierno) からただで食餌を給されることだけを望んでいるような兵士はどんなに多く集めても意味がない、そのような人々はいざという時には頼りにならず、仲間うちに臆病風を撒きちらすだけであると述べている。ついで兵士らの糧食について、祖国を熱愛する兵士たちに十分な糧食 (sustento) を保証するために、かれらにどの程度の食糧及びその他の支給品が必要であるか、私の家まで知らせて欲しい、但し政府 (Gobierno) が負担過剰に

陥らないように少しばかり節約をして欲しい、鉄砲兵と弓兵では糧食の支給量がちがうので、当方に提出される予算には両者の区別をつけて欲しい。歩兵及び弓兵を募集する際には、かれらがそれぞれの部隊に十分溶け込むまでは、糧食の支給をさし控えるように、また弓兵は大鉈兵部隊(sandarahan)に編入されることもあるので、大鉈も携帯するよう、といったことが指示されている。この文書からわれわれは、正規軍は町ごとに募集され組織されたが、かれらに対する糧食は一部分マグダロ本部の負担になっていたことを知ることができる。本部からの支給品は恐らく衣服や武器などであったにちがいない。リカルテによればマグディーワン人民評議会では下級兵士には給料が支給されたということであるが、マグダロの場合そのような史料は見当らなかった。⁽³²⁾ 正規軍にはこうした募集兵の他、マニラ州やブラカン州などカビテ州以外の地域から多数の義勇兵が参加した。⁽³³⁾ スペイン軍からの脱走兵もあった。スペイン政庁の特赦声明や和平交渉文書にはくり返し脱走兵への言及がみられることから、その数は相当多数に上ったものと想像される。⁽³⁴⁾ この脱走兵が革命軍に貴重な武器をもたらした。

『フィリピンにおける対米反乱―校註史料大成』の編訳者J・M・リタイラーによれば革命軍の武器(火器)は次の四つの方法で入手された。(1)スペイン軍の脱走兵から、(2)蜂起時制圧した治安警察隊から、(3)戦闘での捕獲、⁽³⁵⁾ (4)購入。これに第五として革命軍の自家製造を加えるべきだろう。アギナルドの『回想録』によると、イムリス・アンエンダの解放後、革命軍はここに武器弾薬製造工場を建設して、粗製の銃と大砲を製造したと記されている。⁽³⁶⁾ こうした粗製の小火器は他でも製造されていたらしい。先述の一月一五日付大統領マギンバスの文書でもこの種の自家製武器の購入が話題になっている。

次に治安問題について見てゆくと、マグダロ本部がとくに注意を払った問題は、スパイ行為と反革命行為に対する

監視であった。一月四日戦争大臣ティローナは、バタンガス州リアン町の戦いで、リアン町とバラヤン町の住民は裏切り者だということが分つたので、これら二町の住民が各町に入り込んで来た際には直ちに逮捕して本部へ送り届けるよう町長たちに命じた。⁽³⁷⁾ 一月二五日大統領マバングスは、他地区からの移住者に移住許可を与えるのは危険だから禁止するよう各町長に命じた。マバングスが指摘した危険性はスパイ侵入の恐れと食糧不足にあった。⁽³⁸⁾ スパイに対する警戒心は戦局の緊迫化に伴っていっそう増大した。一二月四日には、軍営への入構制限が一段と厳しくなり、商人たちも町長あるいは軍指揮官の署名と役職印のある通行証を携行しなければ入構できなくなった。⁽³⁹⁾ マグダロ本部はまたマグダロ地域住民のなかに存在するスパイや裏切り者を摘発し処罰しなければならなかった。例えばイムース町の町警察隊長 (Capitán de Cuadrillas) カピタン・ポソは、反カティプーナン活動を行なった罪で処刑された。マダログ地域では敵対者に対する処刑はひじょうに少なかったと言われているが、カピタン・ポソの如き有力者の処刑は見せしめの意味を持っていた。⁽⁴⁰⁾ 九七年一月二五日、大統領マバングスは、アマデオ (Amadeo) 町の A Ⅱ メンドーサ他二人の住人の家から焼印を押した七頭の水牛が盗まれたので見つけ次第犯罪者を処罰するよう各町長へ連絡した。⁽⁴¹⁾ 治安の維持は革命政府に住民の信頼感を獲得する鍵であったから、マグダロ本部はこの種の日常的犯罪にも真剣に取り組まねばならなかったのである。民心の掌握という点に関連して注目されるのは、カソリシズムの利用であった。マグダロ本部は激戦に勝利した後や、一大決戦を前にした不安定な状況を迎えると、しばしば民衆に祈りを強制した。例えば一月九日から一四日にかけてのビナカーヤン (Binakayan) ノベレータ地区に対する敵の猛攻撃のあとで、マグダロ本部は各町のカティプネーロがこの勝利を聖母マリアに感謝してロザリオの祈りを捧げるよう、各町長に命じた。そしてさらに、スペインがこうした恥ずべき行為を止めて、フィリピン人に永遠の自由が保証されるよう、三

夜の連袴を捧げるよう命じた。⁽⁴²⁾ 九七年一月一五日には、大統領バルドメーロ・アギナルドが、敵の攻撃は今月二四日に始まる見通しなので監視と防衛準備を怠たらぬよう町長たちに警告したのち、次のように要請した。「民衆、とくに婦人たちにノベナ（九日間の祈り）を行うよう命じて欲しい。村の責任者にこの命令を厳しく実行するよう求められ。全能の神への祈りは敵に対するまことに強力な武器だということをわれわれは理解しなければならぬ。⁽⁴³⁾」マグダロ本部は銃後の民衆を教会の一堂に集めて主への祈りを捧げさせるなかで、連帯の意識と救済の確信を深めさせようとしたのであろう。それは明らかに意図されたカソリンズムの利用であった。

以上本章では、マグダロ人民評議会が中央政府として構造化されるプロセスとその機能について分析した。マグダロ本部を構成したアギナルドをはじめとするカビテ州東部のプリンシパリアが、いかにすぐれた統治行政の練達者であったか、以上の分析から納得せられたであろう。マグダロ地域の革命はまさしくカビテ・プリンシパリアの創出した革命だったのである。

- 1 カビテ要塞やスペイン海軍兵器廠が存在したカビテ半島の部分を除く。
- 2 Ricarte, p. 7.
- 3 Achútegui, Pedro S. de, S. J. and Miguel A. Bernad S. J. *Aguinaldo and the Revolution of 1896: A Documentary History*. Ateneo de Manila, 1972.
- 4 Achútegui & Bernad, Document 43, pp. 145~148.
- 5 Aguinaldo, p. 79.
- 6 回状では“de mis dominios”と記している。

- 7 Retana, Tomo Tercero, Documentos Políticos, pp. 151~153.
- 8 アギナルドは『回想録』の九六年九月半ばの叙述部分 (Aguinaldo, pp. 82~83) で、イムース町にマグダロ本部を移して、そこでマグダロ・グループの革命政府委員を選出したと述べているが、イムース町にマグダロ本部が正式に移されるのは九六年二月二日のことであるから (Achútegui & Bernad, Document 53, pp. 174~175 参照)、この部分の叙述は、叙述する場所をまちがっているか、叙述内容に混乱があるかのいずれかである。筆者は叙述の場所は正しいが、イムース町にマグダロ本部を移してから、革命政府委員を選出したという叙述内容に誤りがあると考えている。
- 9 Achútegui & Bernad, Document 6, pp. 30~33. この文書は、スペイン人とフィリピン人一般を対象にしてスペイン語で書かれた文書なので、その内容については慎重でなければならぬ。なぜなら、マグダロ本部はスペイン人やその他外国人の目にふれる文書はスペイン語で書き、組織内の文書はタガログ語で書いているが、スペイン語で書かれた文書は宣伝を意図しているために、しばしば内容に誇張が見られるからである。
- 10 Achútegui & Bernad, Document 9, pp. 49~50.
- 11 Bayuyungan 村の革命町名。
- 12 この文書の発信人は L. T. と署名されているだけで官職の記入もない。しかし、他の同種の文書から判断して、福祉大臣リセリーオ・トパシオ (Licerio Topacio) であることはまちがいない。
- 13 Achútegui & Bernad, Document 16, pp. 73~74.
- 14 Achútegui & Bernad, Document 47, p. 158. マンギスはアギナルドの仮名。
- 15 この部分は c.o. Halal となっている。c.o. の部分だけはスペイン語で carta orden (命令書) の省略形であろう。Halal はタガログ語で宣言。
- 16 Achútegui & Bernad, Document 43, pp. 145~148.

- 17 Achútegui & Bernad, Document 61, pp. 196~197.
- 18 Pangasiansang Gagawin. 前掲マングダロ人民評議会幹部名簿のなかの公共事業大臣 (T. P. sa Bayani) の所轄省を指すものと思われる。
- 19 マングダロ人民評議会の場合については具体的な実例を得ることができなかったが、マグデューワン人民評議会の場合は、寄付に応じない資産家は縛り手にして最前線の戦線に送り、脅迫したと言ふ。 Ricarte, p. 20.
- 20 Achútegui & Bernad, Document 60, pp. 193~194.
- 21 Achútegui & Bernad, Document 40, pp. 135~136.
- 22 Achútegui & Bernad, Document 42, pp. 141~143.
- 23 Achútegui & Bernad, Document 56, pp. 183~184.
- 24 本國なるの操車の重責を担ひしに付て Taylor, John R. M. comp. *The Philippine Insurrection Against the United States*. Pasay, Engenio Lopez Foundation, 1971, vol. I, pp. 265~266 参照。
- 25 Achútegui & Bernad, Document 41, pp. 138~139.
- 26 Achútegui & Bernad, Document 29, pp. 105~106.
- 27 Achútegui & Bernad, Document 27, pp. 100~101.
- 28 Achútegui & Bernad, Document 59, pp. 190~191.
- 29 Achútegui & Bernad, Document 21, pp. 82~83.
- 30 Achútegui & Bernad, Document 22, pp. 84~87.
- 31 Achútegui & Bernad, Document 14, pp. 65~68.
- 32 Ricarte, p. 20.

- 33 Ricarte, p. 31. Taylor, vol I, pp. 66~67.
- 34 例を以て一八九七年五月一七日付総督ブリキョーリニョの戦闘終結特赦宣言 (Achútegui & Bernad, Document 121, pp. 417~421) ヲノットナニ、トノ和約の政治文書 (Achútegui & Bernad, Document 144, pp. 518~521) ヲ参照。
- 35 Taylor, vol. I, p. 67.
- 36 Aguinaldo, p. 83.
- 37 Achútegui & Bernad, Document 66, pp. 210~211.
- 38 Achútegui & Bernad, Document 67, pp. 213~214.
- 39 Achútegui & Bernad, Document 52, pp. 171~172.
- 40 Ricarte pp. 15~16.
- 41 Achútegui & Bernad, Document 75, pp. 229~230.
- 42 Achútegui & Bernad, Document 11, pp. 56~57.
- 43 Achútegui & Bernad, Document 34, pp. 117~118.

第七章 フィリピン共和国の設立

一八九六年一二月半ば、カティブーン総裁ボニファシオは、マニラ東北部の山地からスペイン軍の警戒線を越えてカビテ州へ到着した。ボニファシオのカビテ訪問の目的は、同州の二つの人民評議会——マグダロとマグデイーワンの対立を調整するためであった。マグダロとマグデイーワンの間には革命開始以前から潜在的な競争意識があった

が、蜂起当初は両者協力してよく戦った。⁽¹⁾ところがマグダロ人民評議会の権力機構が確立されるに伴い、両者の指導権争いが激化し、スペイン軍との戦いでも協力体制の乱れから負け戦を重ねるようになった。ボニファシオはこの対立を仲裁するために、マグディーワンの招請を受けてカビテを訪れたのであった。

一月三十一日、ボニファシオの司会する両人民評議会合同会議がイムース町で開かれた。会議の議題は、カビテ州の指導権問題の解決であった。ところが会議がはじまるとバルドメーロリアギナルドの率いるマグダロは、カビテ州の指導権問題という主題の枠を越えて、カティプーナンに替る新たな革命政府の樹立を主張した。マグダロによれば、革命開始以後カティプーナンはもはや従来の秘密結社ではなくなったのであるから、現状に則した新しい政府が樹立されるべきであるというのであった。これに対してマグディーワン・グループはカティプーナンにはすでに憲法や法律もあり、それに基いてマニラやその周辺部では州政府や町政府が組織されているのだから、新政府の樹立は不要であると反駁した。しかしそれでも敢えて新政府を設立するというのであれば、革命運動全体の組織者であり計画者でもあったボニファシオが選挙無しで大統領に選ばれるべきであり、また大臣の任命権も一括してかれに与えられるべきであると主張した。⁽²⁾一方、マグダロは選挙を主張し、すでに選挙運動を開始していたので、イムース会議は結局、懸案の議題については何の解決も得られぬまま閉会となった。⁽³⁾

ところでマグダロ・グループの新政府設立の主張は、イムース会議に先立つ二ヶ月前からすでに公けにされていた。一月三十一日、アギナルドは革命委員会 (Comité revolucionario) を代表して、「フィリピン国民へ、自由・平等・博愛」と題する宣言文を発表したが、その後半部分でかれは次のような構成をもつ革命政府の樹立をフィリピン国民に呼びかけている。すなわちこの革命政府は、革命中央委員会 (Comité central revolucionario) と町委員会及び革命議

会から成り、中央委員会は戦争の遂行と軍の組織化に責任を持ち、町委員会は中央委員会に兵士と食糧と供出金の分
担責任を負うことになっていた。しかし町委員会は以上の分担責任のほかは、中央委員会から完全に独立して町の司
法と行政に当ることになっていた。また革命議会は中央委員会メンバーと町委員会代表各一名から構成され、軍隊、
食糧、戦争資金の分担額について協議することになっていた。⁽⁴⁾

そこで問題になるのは右の宣言文を出すに当ってアギナルドが代表した革命委員会であるが、その実体は、同じく
一〇月三一日に出された「スペイン軍の無差別虐殺に対するアギナルドの抗議文」で、明らかにされている。「抗議
文」の全体的な内容はすでに前章で紹介したが、後半の暫定政府設立を述べた件を訳出すると次のようになってい
る。

フィリピン市民諸君、われわれは平定した町々に暫定政府を樹立した。その原則は自由、平等、博愛である。こ
の政府は全諸島が解放されるまで戦争継続の責任を負う革命委員会と、各町の代表から成る議会、及び、完全な自
治権を与えられてそれぞれの町の治安と司法及び行政に責任を負う町委員会から構成されている。⁽⁵⁾ (傍点筆者)

すなわち、アギナルドが代表した革命委員会とはこの暫定政府の中心となる革命委員会のことであり、これを当時
のマグダロ人民評議会の実態に則して考えと、それはマグダロ本部を指していることになる。そしてこの革命委員会
は内容的にみて先の宣言文中の革命中央委員会に重なっている。つまりアギナルドはこの時点からすでに、いまだ形
成途上にあるマグダロ本部(＝革命委員会)を、将来達成さるべき革命政府中央委員会へそのまま繋げてゆくグラン

ド・デザインを持つていて、それを二つの文書に巧みに振分けて表現したとみることができよう。RIIコンスタンテ
イノが指摘するように、アギナルド以下マグダロ人民評議会の指導者たちは、蜂起後間もないこのように初期の段
階から革命運動の母体となったカティブーナン組織を捨て去り、革命の指導権を先取りしようと目論んでいたのだ
る。⁽⁶⁾

イムース会議の失敗後、マグダロ、マグデューワンの対立は表面的にはますます激化の様相を呈した。しかしその
底流ではマグダロのマグデューワン支配が着実に伸展していた。この複雑な情況展開の背後には二つの情勢が微妙に
絡んでいた。その一つはマグダロ指導部が展開した反ポニファシオ・キャンペーンである。ポニファシオのカビテ来
訪は、マグダロの攻勢に窮したマグデューワン指導部の要請で実現された。マグデューワン人民評議会議長マリアー
ノIIアルバレスはポニファシオと親戚関係にあったので、マグデューワン指導部はポニファシオの好意ある仲裁を期
待したのである。そこでマグダロ指導部としては、マグデューワンをその支配下に吸収するためにも、さらにまたカ
ティブーナンに替る新しい革命権力を樹立するためにも、カティブーナン総裁ポニファシオの権威を失墜させる必要
があった。かくしてマグダロ指導部による組織的な反ポニファシオ・キャンペーンが、ポニファシオがカビテへ到着
した数週間後から、カビテ州のいたるところで、とりわけかれが逗留するサンIIフランシスコIIデIIマラボン町一帯
で展開された。キャンペーンに用いられたビラには、ポニファシオは筋金入りのメイソンで神を信ぜず、神聖なもの
はことごとく破壊し、十字架を踏みつけにするような男であり、教育はほとんどなく、職業といえどドイツ人商会の
傭人にすぎないような人物だから、決して尊敬したり重んじたりしてはならないと書かれていた。この人物評の出所
はマグダロ人民評議会戦争大臣ダニエルIIティローナであった。⁽⁷⁾このビラはポニファシオの目にもとまりかれを激怒

させたが、それはともかく、ここに書かれた反ポニファシオ宣伝にはポニファシオを貶める二つのポイントがあった。一つは民衆の盲目的なカソリシズム信仰に依拠した人格批判、いま一つは教育や職業の低さに対する身分的軽蔑であった。ポニファシオ並びにマグデューワン指導部はマグダロの悪質な世論操作に、反マグダロ感情をいっそう深めたが、反面、民衆のポニファシオ観はこの世論操作によって著しく損われたのであった。

両派の対立関係に微妙な影響を与えたいま一つの情勢は、スペイン側から行われた和平提案であった。マグダロの首都イムースが陥落する九七年三月下旬までに、三度の和平提案がスペイン側から行われた。第一回は九七年一月ドミニロ神父トマス・エスペーホ (F. Tomas Espejo) が個人の資格で行なった和平提案、第二回は九七年三月ロメンク (Rafael Comenge) に代表されるスペイン民間人が行なったそれ、そして第三回は軍法局長 (El Auditor General de Ejército Filipinas) ニcolas・デラペーニャ (Nicolas de la Peña) の依頼を受けてイエズス会総監督ピオ・ピ (El Superior de la Compañia de Jesús, Pio P.) が行なった和平提案である。これら三回の和平提案がいずれもポニファシオではなくてアギナルドに対して行われたということは、スペイン側では革命の最高指導者をアギナルドとみていたことを示している。第一回の和平提案に対してアギナルドは、これを弾固たる態度で拒否した。⁽⁸⁾ところが三月に入ってから二つの和平提案に対しては、かれの態度は大きく変化した。コメンへの動きとピオ・ピの動きはまったく別個のものであったが、⁽⁹⁾時期が重なり合っていたのと、提案内容が類似していたことからアギナルド側では同一の動きと解し、ピオ・ピを通じて一括これに対応した。ピオ・ピはアギナルドにこれ以上の流血を避けるために和平会議を開くよう呼びかけた。⁽¹⁰⁾これに対してアギナルドはいくつかの条件をつけて応じる旨の回答をした。ピオ・ピの和平提案は戦局のきわめて微妙な時点で行われた。軍法局長デラペーニャがピオ・ピに仲介の依頼をしたのが三

月一三日、ピオリピがアギナルドへ書簡を送ったのが三月一四日、そしてアギナルドがピオリピへ返信を送ったのが三月一七日である。⁽¹¹⁾この時期はあたかも、二月一三日にはじまったスペイン軍のカビテ進攻作戦によってシラン、ダスマリーニャス、サリトウラン (Saluran) が落ち、次はマグダロの首都イムースへ攻撃が開始されるという、東の間の戦闘休止期間に当たっていた。スペイン軍はこの間有利に戦闘を進めてきたが、人的・物的損失は著しく、できることならイムース攻防の激戦を避けたい気持がつよかった。ピオリピへの仲介依頼は軍法局長の名で行われているが、その背後に総督ポーラビエッハが控えていたことは書簡の文面からはほぼまちがいないところである。⁽¹²⁾一方、アギナルドの側でも日ごとに悪化する戦局を前に、徹底抗戦の意志は揺らぎはじめていた。アギナルドの会談受諾の条件は五項目にわたっていたが、そのなかでとくに重要なのは第一項の会談はかれの支配地域で聞くこと、及び第二項のスペイン側代表は政府代表として正式の権限と信任状を与えられた者でなければならぬという二点である。⁽¹³⁾アギナルドはこの回答書でスペイン側がかれの政府とかれの存在を十分に評価し、対等な二政府間の和平交渉として会談を設定するよう求めたのであった。この主張は回答書のなかの「われわれの共和国とあなたがたの政府」、あるいは「わたくしが首長であるところのこの政府」といった表現にも如実に表明されている。しかし、いづれにしてもここで重要なことは、そうしたかれらの立場をスペイン側が認めるならば、アギナルドは和平会談に応ずるつもりであったということであり、条件しだいでは和平に応ずるつもりであったということである。こうしたアギナルドの妥協的態度は、真実徹底抗戦を主張する人々——とくにボニファシオらを激怒させずには置かなかつた。

ピオリピ並びにR||コメンへの和平提案はマグデイワフ指導部へも伝えられた。その際アギナルドは和平協定を結ぶ際の条件として、修道士の追放、議会への代表権など数項目を認めた一覧表を付してきたとボニファシオは述べ

(14) ている。マグデューワン指導部はこの提案を拒否した。そこでマグダロ指導部はアギナルドの名前でマグデューワン管轄下の町長たちに隠密の手紙を送り、和平会談に同意を求め、働きかけを行なった。(15) その後の両派の関係から判断して、この働きかけは相当の成果があったものとみられる。次に述べるテヘロス会議の結果から見て、公式にはボンニファシオとともに和平提案を拒否した指導部を含めて、マグデューワンの大勢はこの時すでに、徹底抗戦派のボンニファシオを見捨てて、スペインに妥協的なアギナルドの支配権を受入れる方向へ動きはじめていたのである。

三月二日、マグデューワン指導部の呼びかけでマグダロ、マグデューワン両派の第二回会合が、サンフランシスコ・デ・マラボン町テヘロス (Tehuacan) 村のアシエンダ館で開かれた。マグデューワン指導部が提案した会議の議題は、和平提案の粉碎と、カビテ州の防衛問題であった。(16) カビテ州の防衛はいまや危機に瀕していた。先述したようにかねて予想されていたスペイン軍の一大反撃は大幅に遅れて、二月一三日から開始された。この反撃作戦でスペイン軍はカビテ州を北部、東部、南部の三方から突いた。北部では F Ⅱ G Ⅱ アベリヤ (Francisco Gablis Abella) 准将の率いる独立旅団がパラニャケ (Paranque) に本部を置いてサポテ (Zapotec) 川の渡河をめざした。一方、J Ⅱ ラチャンプレ (Jose Lachambre) 少将指揮下の一軍団は二手に分れて第一・第二旅団及び司令部付部隊約九〇〇〇人はバイ湖側からはシラン攻撃に投入され、残る三旅団約一、〇〇〇名はバタンガス州から北上をめざした。(17) かくして二月九日には大激戦の末シランが落ち、二月二十五日にはダスマリーニャスが、また三月七日にはサリトワランがスペインの手に落ちた。スペイン軍の次の攻撃目標はイムースであった。そしてもしイムースが陥落すれば、スペイン軍は雪崩れをうってマグデューワン地区へ進入してくることは火を見るよりも明らかだった。マグデューワン指導部はこの決定的事態を阻止するためにテヘロス会議を召集したのであった。マグデューワン指導部が提起した二つの議題のう

ち、和平提案拒否の確認はこの会議で達成された。⁽¹⁸⁾（しかし、その確認がまったく表面的なものにすぎなかったことは、和平提案の受諾者である当のアギナルドが、この会議で革命政府大統領に選出されたことによって明らかである。）しかしいま一つの議題であるカビテ州の防衛問題は、ふたたび議題の枠を越えて、新たな革命政府を樹立するか否かの議論とってかわられた。しかも今回はイムース会議の場合と異なつて、マグデューワン代表のなかから、新政府設立を積極的に主張する人々が登場した。（その先頭に立ったのはセベリーノ・デ・ラス・アラサス (Severino de las Alas) であつた。かれは恐らくこの功績によつて、新設の革命政府法務大臣に就任した。）マグデューワン人民評議会戦争大臣サンチャゴ・アルバレス (Santiago Alvarez) やボニファシオは、イムース会議の際と同様この提案に極力反対したが、会議の大勢は新政府の設立を求めていた。ボニファシオはこの種の決定は、他州の代表も参加したカティブーン総会でなされるべきであると主張したが、この非常時下ではそのような総会を開催するのは不可能であるという意見に押し切られた。⁽¹⁹⁾かくして白熱した議論の末、ついに、マグダロ指導部が主張し続けてきた革命政府の設立が、この会議において決定された。

そこで会議は新政府の執行部選出に移つた。選挙に當つてボニファシオはたとえどのような人物が選出されても、その人の社会的地位や教育に関係なくその人物を承認し尊敬するよう求めた。⁽²¹⁾恐らくかれには選挙結果について危惧するところがあつたのであろう。選挙は大統領、副大統領、総司令官、内務大臣の順序で進められ、大統領、副大統領にはそれぞれアギナルドとマリアーノ・トリアス (Mariano Trias) がいずれもボニファシオを押えて選ばれた。ついで総司令官にはアルテミオ・リカルテが選出され、四番目の内務大臣の選挙でようやくボニファシオが選出された。しかしこれにはマグダロ人民評議会戦争大臣ティローナから異議が申し立てられた。ティローナは「内務大臣の

ポストは大へん重要なポストだから、弁護士資格のない人物が占めるべきではない。われわれの州にはホセ・デル・ロサリオという弁護士がいる。だからわれわれは、いま大喝采をうけて選出された人物に反対せねばならない」と主張した。⁽²²⁾ ティローナの発言はごく少数の支持しかえられなかった。しかし、カビテ州に到着以来、カティブーン創設者としての功績を無視され、数々の辱めに耐えてきたボニファシオの怒りは、ここにいたってついに爆発した。これは議長席から、カティブーン総裁として会議の解散を宣し、この会議で決定されたことはすべて無効である旨宣言して会場を後にした。⁽²³⁾ こうしてテヘロス会議は大混乱のうちに散会となった。

テヘロス会議以後カビテ州には二つの革命権力が対峙することになった。テヘロス会議の翌日、マグダロ支持者はサンタ・クルース・デ・マラボン町（現在のタンサ [Tanza] 町）の修道院に集って新政府の発足式を行なった。前日の選挙で大統領、副大統領、総司令官に選出された三人がそれぞれ就任の宣誓を行なった。しかし総司令官リカルテはこの段階ではまだ新政府の設立に反対していたので、この宣誓は強制された宣誓だった。⁽²⁴⁾ 一方、ボニファシオ・グループは同じくこの日、前日と同じテヘロス村のアシエンダ館に集って、前日の集会で決定されたことは一切承認できない旨の宣言を発表した。「テヘロス会議議事録 Acta de Tejeros」と呼ばれるこの宣言にはボニファシオ以下マグデ・イワン派指導者四四名が署名した。⁽²⁵⁾ さらにこの数日後、かれらはふたたびナイック町 (Naiik) に集合して、いわゆる「軍事決議」を発表し、すべての革命兵士をかれら独自の指揮下に再編成する決意を明らかにした。「軍事決議」はさらに、直接的な表現を避けつつアギナルドに全体的な支配権を認めないこと、裏切者は即座に処罰することを宣言した。⁽²⁶⁾

革命指導部が権力争いに狂奔している間に、カビテ州の要衝は次々にスペイン軍の手に落ちた。三月二五、二六日

にはイムース町とバコオール町が相ついで陥落し、四月一日にはノベレータ町、四月七日にはサンタクルースとデーマラボン町、ロサリオ町 (Rosario)、サンフランシスコとデーマラボン町がふたたびスペインの支配下に入った。こうしてマグダロ地域のほぼ全域を失ったアギナルド政府は四月上旬、本部をナイック町へ移した。ナイックにはすでにボンファシオ派も本拠を移していたので、ナイックは二つの権力の激突の場となった。その具体的な一例は、マグダロ人民評議会財務大臣トバシオの逮捕であった。四月中旬、マグダロ派が拘束中のスペイン人捕虜を釈放しようとしているというニュースがボンファシオの耳に届いた。かれは直ちに配下の兵士に命じて件の捕虜と護送責任者トバシオらを逮捕させた。ボンファシオによればトバシオらはこれらスペイン人捕虜とともにスペイン側へ投降しようとしていたというのであった。⁽²⁷⁾ ことの真相は必ずしも明らかでないが、それはともかく、ボンファシオはこのようなかたちでアギナルド新政府の存在を真向から否定し、カティプーナン総裁としての自己の立場を主張し続けたのである。しかし、ボンファシオは、すでにかれがカビテ州では浮き上った存在であることを十分自覚していた。四月下旬、かれはマニラ東北部の山地へ戻るべく、少数の信頼する部下を連れてナイックを逃れ、インダン (Undang) へと向った。⁽²⁸⁾

復活祭が過ぎて四月二四日頃、⁽²⁹⁾ マグダロ派はナイックで大規模な集会を開き、革命政府の陣容を以下の通り決定した。

大統領 エミリオ・アギナルド

副大統領 マリアーノ・トリアス・クロサス

総司令官 アルテミオ・リカルテ

戦争大臣 マリアーノ・リエゴ・ディアス (Mariano Riego de Dios)

内務大臣 パスクアル・アルバールレス (Pascual Alvarez)

国務大臣 ハシント・ルンブレラス (Jacinto Lumbreras)

財務大臣 バルドメーロ・アギナルド

商務大臣 マリアーノ・アルバレス

法務大臣 セベリーノ・デ・ラス・アラス⁽³⁰⁾

ナイック集会にはマグデューワン派も多数出席した。いなそればかりか、新内閣の大半は、大統領、副大統領、財務大臣を除いて、マグデューワン派で占められていた。副大統領マリアーノ・トリアスもこの年二月、仲間と仲間いをしてマグダロ派へ移るまでは、マグデューワン人民評議会の法務・福祉大臣だった。⁽³¹⁾ マグデューワン人民評議会議長マリアーノ・アルバレスまでが新政府の商務大臣に就任していた。マグダロ、マグデューワンの対立はこの役職配分によって解消され、マグダロ派主導型の両派の統一がここに完成したのであった。Rコンスタンティーノが指摘しているように新政府執行部は、カビテ・エリート⁽³²⁾の集団であった。唯一の例外は北イロコス州出身の総司令官リカルテであるが、かれもマニラの師範学校を卒業後は、サンフランシスコ・デ・マラボン町で小学校教師をつとめていたので、生活基盤はすでにカビテ州にあった。カビテ州の外からカビテ州の戦いに馳せ参じたカティブネーロや、カビテ州の外で闘い続けているカティブネーロは、新執行部メンバーから考慮の外に置かれた。

かくして陣容を整えたアギナルド政府(正式名称はフィリピン共和国)は、四月下旬、力づくでボニファシオ派の一掃にかかった。四月二十七日、アギナルドはAボンゾン(Agapio Bonzon)大佐を隊長とする一隊をボニファシオの

滞在するインダン町リンボン (Limbon) 村へ派遣した。一行は翌二八日、銃撃戦を展開してボニファシオと随行兵団を逮捕した。この銃撃戦でボニファシオの弟シリアコが死亡し、ボニファシオは左腕に銃創を負った。⁽³³⁾ 逮捕された一行は、翌二九日ナイックへ連行され、ただちにアギナルド政府の軍事裁判にかけられた。軍事法廷の審理は四月二九日、三〇日の両日ナイックで行われたのちスペイン軍の進入で一時中断された。そして五月四日マラゴンドンで再開され、この日結審となった。軍事法廷で審問を受けたのはボニファシオと弟のプロコピオ、妻のグレゴリア・デ・ヘスス (Gregoria de Jesus)、及び数名の随行兵士であった。裁判記録を検討すると、この裁判が当初から三つの犯罪を成立させる目的で開かれた捏上げの裁判であったことがよくわかる。三つの犯罪とはすなわち、ボニファシオらはフィリピン共和国政府 (原文を文字通り訳せばタガログ政府 *Pamahalaan ng Sangkatagalugan*) の存在を知りつつ、その許可なしに勝手に鉄砲部隊や大銃兵部隊を組織して政府転覆を企図したこと、金で人をそそのかし大統領暗殺を計ったこと、それらの反逆行為を調査するために政府の偵察隊がリンボン村へ赴いた際、先に発砲をしかけて政府部隊二名を死亡させたこと、であった。軍事法廷の調査結果は直ちに軍司令官会議 (Consejo de guerra) に送られ、ここで形ばかりの再審理が行われたのち、ボニファシオと弟のプロコピオに死刑の判決が下された。ついで判決結果は八日、アギナルドに伝えられた。アギナルドは判決結果を正当であると認めたが、ボニファシオの処刑がひき起こす政治的影響を考慮して、死刑を無期懲役に変更するよう軍司令官会議へ命令した。⁽³⁵⁾ しかしこの減刑命令は軍司令官会議メンバー及びその他のアギナルドを取りまく実力者の反対に会って撤回されざるをえなかった。⁽³⁶⁾ かくして五月二〇日、ボニファシオと弟プロコピオはアギナルド政府によって銃殺刑に処せられた。

ボニファシオはマグダロ、マグデューワン両派の対立を仲裁するためにカビテ州を訪れたのであったが、結果的に

は両派によって革命の指導権を剝奪され肅清されるという悲劇に見舞われた。ボニファシオの敗因、そしてアギナルドの勝因はどこにあったのか。指導者の個性というレベルで言えば、アギナルドにはたしかに革命の最高指導者たるべき一種のカリマス性が備わっていた。カビテ解放に当ってかれが打ち立てた数々の武勲は、かれに神格化された英雄像を創り出した。たとえば人々は次のような使徒信経の一節を創作して口ずさんだという。

われは全能の父にして、天上と地上の万物の創造主たる神を信ず

われは神の選び賜いし指導者にして、フィリピン人の勇気を自在に興喪せしめる、ドン・エミリオを信ず⁽³⁷⁾

これに対してボニファシオのイメージは民衆の求める英雄像からは、はるかに遠いものだった。かれにはプリンシパリアの家柄も富もなく、またサン・ファン・デル・モンテの蜂起以来、敗軍の将のイメージがつきまといっていた。

加えて、ボニファシオとカビテ民衆との間には著しい意識の隔りがあった。ボニファシオがカビテ州の逗留地、サン・フランシスコ・デ・マラボン町に到着した時、民衆のなかから「フィリピン国王万才」という叫び声が上がったのに応えて、かれが「自由フィリピン万才」と冷やかに答えたというエピソードは、両者の意識の懸隔を雄弁に物語っている。⁽³⁸⁾ボニファシオはカソリシズムの信仰に醒めた啓蒙主義者であり、人権思想に目覚めた共和主義者であった。しかしカビテの民衆は盲目的なカソリシズム信仰からも、王政や身分制度の呪縛からも解放されてはいなかった。アギナルド・グループはこの意識のずれを巧みに利用して、反ボニファシオ宣伝を展開したのであった。スペイン軍の進撃でカビテの防衛が危くなると、革命軍の敗北はボニファシオの不信仰が神の怒りを買ったのだという噂まで流された。⁽³⁹⁾

しかしながら、ボニファシオがカビテで敗北したより、本質的な原因は、カビテ・プリンシパリアの階級的利害と

カビテ人至上主義にあったと見るべきであろう。マグデューワン派のポニファシオに対する態度はイムース会議とテヘロス会議の間で変化した。カビテ州の防衛が危機に瀕したなかで和平提案が為された時、マグデューワン派の大勢はポニファシオを見限ったのである。マグデューワン指導部もマグダロ指導部と同様、革命の前途には日和見的であったと言わざるをえない。それはかれらがプリンシパリアという特権的資産階級に属したからであろう。失うべき富と社会的地位を持つかれらには、すべてを投げうって徹底抗戦を主張するポニファシオの革命路線には賛同しがたいものがあつた。マグダロ指導部が蜂起当初からカティプーナンに替る革命政権の樹立をめざしたのは、ポニファシオ指導部の無謀とも言える急進主義に鋭い危惧を抱いていたからである。

ポニファシオを敗北に追い込んだカビテ人至上主義については、アギナルド政府の内閣メンバーがなによりも雄弁にその事実を物語っている。テヘロス会議の選挙では、イムース町の人々が、よその町の人に支配されるのは好ましくないことだから、カピタン・エミリオを大統領に選ぼうとひそかに運動していた。⁽⁴⁰⁾ 民族意識がまだ一部知識人の脳裡のうちにしか存在しなかつた当時において、州レベルを越えた民族的連帯はきわめて困難な課題だったのである。

1 Aguinado, p. 92. Achútegui & Bernad, Document 10, pp. 52~54.

2 Agoncillo, *The Revolt*, pp. 205~206.

3 マグダロ・グループの最高実力者であるアギナルドは、大統領候補にエディルベルト・エバン・ヘリスタ (Edilberto Evangelista) を推していた。アギナルドのエバン・ヘリスタ擁立理由は、かれがもっとも教育ある人物だからというのであつた。エバン・ヘリスタはベルギーのゲーンツ大学で建築・工学を修めた苦学力行の士であつた。Alejandrino, Jose M. *The Price of*

- Freedom*, Manila, M. Colcol & Company, 1949, pp. 15-19.
- 4 Achútegui & Bernad, Document 7, pp. 35~40.
 - 5 Achútegui & Bernad, Document 6, p. 31.
 - 6 Constantino, p. 174.
 - 7 Ricarte, p. 25.
 - 8 Achútegui & Bernad, Documents 90 & 91, pp. 296~298, 300~303.
 - 9 Achútegui & Bernad, pp. 310~313 参照。
 - 10 Achútegui & Bernad, Document 96, pp. 315~318.
 - 11 Achútegui & Bernad, Documents 92, 93, 94, 95, 96, 97, pp. 305~323 参照。
 - 12 Achútegui & Bernad, Document 95, pp. 312~313.
 - 13 Achútegui & Bernad, Document 97, pp. 320~323.
 - 14 Agoncillo, *The Writings and Trial of Andres Bonifacio*, pp. 17, 86.
 - 15 Agoncillo, *ibid.*
 - 16 フォンシリョをはじめ、フィリピン人の革命史研究者は一般にビブックナバトー私約以前の和平提案には、なぜかまったく言及しない。その関連でテノロス会議の議題に和平提案の処理があったことをまったく無視している。しかしこのことは、ホンソンホのメンメント宛書簡に明言されている。Agoncillo, *The Writings*, pp. 17, 86.
 - 17 Achútegui & Bernad, pp. 234~236 参照。
 - 18 Agoncillo, *The Writings*, pp. 17, 86.
 - 19 Agoncillo, *The Writings*, pp. 19, 88.
 - 20 こうして設立された新政府について、ホンソンホはメンメント宛の書簡（九七年四月二四日付）に Gobierno revolucionario と呼んでいるが、その後、この新政府から出された文書には la República de Filipinas, または la República Filipina という名称が用いられている。

- 21 Agoncillo, *The Revolt*, p. 212.
- 22 Ricarte, p. 39.
- 23 Agoncillo, *The Revolt*, p. 214.
- 24 Ricarte, pp. 41~42.
- 25 Agoncillo, *The Revolt*, pp. 222~225 と「テコロソ会議事録」の英訳全文が収められている。
- 26 「軍事決議」⁴⁵ Agoncillo, *The Revolt*, pp. 231~232 と英訳文が収められている。
- 27 Agoncillo, *The Writings*, pp. 21~22, 90~91.
- 28 ホニファシオがナイックからインダンへ向ったのは、四月一六日から二四日の間である。ハシント宛四月一六日付の手紙はナイックの発信となっているが、同じハシント宛四月二六日付の手紙はインダン町リンボン村の発信となっている。
- 29 この日記の推定根拠は、Taylor, vol. I, Exhibit 28, p. 32 に、四月二四日付で内務大臣から各町の町長宛に送られた、新内閣メンバーを知らせる文書のト書きが収められていることによる。
- 30 Ricarte, p. 47.
- 31 Ricarte, p. 32.
- 32 Constantino, p. 181.
- 33 Agoncillo, *The Revolt*, pp. 239~241.
- 34 裁判記録全文⁴⁶ Agoncillo, *The Writings*, pp. 22~63, 91~132 と収録されている。
- 35 五月八日付のギナル・マン・シメーロ＝ギナルの共同署名の命令書。Agoncillo, *The Writings*, pp. 62~63, 130~131.
- 36 Agoncillo, *The Revolt*, pp. 265~266.
- 37 Taylor, vol. II, p. 60.
- 38 Ricarte, p. 24.
- 39 Agoncillo, *The Revolt*, p. 227.
- 40 Agoncillo, *The Writings*, pp. 20, 89.

第三部 アギナルド政権の性格

第八章 革命諸勢力との関係

ポニファシオが銃殺された五月一〇日は、カビテ州におけるアギナルド支配の終末の日でもあった。この日アギナルド政府はマラゴンドンを追われて西南の山地へ退き、ここで翌一日、カビテ放棄の決定をせざるを得なかった⁽¹⁾。カビテ明渡し後のアギナルド政府の脱出先は、マメルト⁽²⁾ナティビダツ、(Mamerto Natividad) の手でブラカン州の天然の要塞ビアックナバト⁽²⁾ーが用意されていた。五月一二日マラゴンドン西南の山地を出発したアギナルドと随行兵団はタグイタイ (Tagaytay)、タリサイ (Talisay)、ムンティンルー⁽³⁾、(Muntinlupa)、サン⁽³⁾ペドロ⁽³⁾マカティ (San Pedro Makati) を経てマリキーナ溪谷、プライ (Pray) 山地へと進み、ここで六月一四日スペイン軍との一大激戦に勝利したのち、翌一五日にはブラカン州ノルサガライ町ミヌヤン村 (Mnuyan, Noragaray) に達した。一行はこの山地に七月三〇日まで滞在して、八月二日漸くビアックナバト⁽³⁾ーへ到着した。この間スペイン当局は、国王アルフォンソ一三世の誕生日に当る五月一七日、総督フェルナンド⁽³⁾プリモ⁽³⁾デ⁽³⁾リベラ (Fernando Primo de Rivera) の名において戦争終結宣言を発表し、「今やカビテ州は合法的権威に服し、フィリピン全土にスペインの旗が翻えることになった」と高らかに宣言した⁽⁴⁾。しかしこの戦争終結宣言が時期尚早に過ぎたことは直ちに明らかになった。カビテ州の山地にはなお多くのゲリラが残留しており、またカビテ州の外ではさらに多くの革命勢力が形成されていたからである。

カビテ州の外の革命勢力とアギナルド政府の關係はきわめて微妙であった。カビテ州に隣接するバタンガス州の革命勢力は、九七年四月上旬頃、ミゲル・マルバル (Miguel Malvar)⁽⁵⁾ を中心に独自の地方政府を樹立し、ボニファシオの指導権に従うことを明らかにした。⁽⁶⁾ マルバルらの行為はテヘロス会議以来露になったカビテ人至上主義に対する反撥であつたと見られる。ナイック会議で新政府の陣容を確立したアギナルドは、ただちにバタンガス地方政府に書簡を送り、新執行部の構成を告げるとともに、新政府に協力しない者は愛国心のない者として即刻嚴罰に処する旨威嚇した。⁽⁷⁾ しかしマルバルらはその後も一貫してアギナルド政府の支配を拒否したかたちで闘争を続けた。

タヤバス、ラグーナ、モロン、マニラ、ブラカン、ヌエバ・エシパーハ、バタアン各州の革命勢力は中央ルソン七州支部政府 (Gobierno Departamental de las Siete Provincias en la Centro de Luzon) を設立してアギナルドの支配権を承認した。⁽⁸⁾ 七州支部政府の設立過程はアギナルドがどのようなかたちで他州の革命勢力を掌握しようとしていたかを理解する上でひじょうに興味深い。七州支部政府の設立についてリカルテは、フィリピン共和国政府がマゴランドンに存在した間 (従つて九七年五月四日から一〇日までの間) に、マニラのフェリシアノ・ホクソン (Feliciano Jocsón)⁽⁹⁾ がアギナルドを訪問してその許可を求めたのに対して、アギナルドがこれを許可したと述べている。⁽¹⁰⁾ ところが T・M・カラウは、前後の叙述からアギナルドがブライ山地に滞在中のことと判断される件で、アギナルドはテオドーロ・ゴンサーレス (Teodoro Gonzales)⁽¹¹⁾ に七州支部政府の設立を許可したとして、そこで選出された詳細な執行部一覽表を挙げている。⁽¹²⁾ 筆者の判断ではこれら二つのできごとはいずれも事実であつたと考えられるが、そのことを明らかにする前にここで一つの推測を行なっておきたい。

七州支部政府に直接関係した史料には言及のない事実だが、筆者の推測ではこの支部政府設立にはマメルト・ナテ

イビダッドが深く関わっていると思われる。ナティビダッドはパンパンガ州バコロル町 (Bacolod) の由緒あるプリ
ンシパリアの出で、父親は弁護士業を営み、一家はパンパンガ州やヌエバ・エシ・ハ州に多くの農場を所有する資
産家であった。(ついでながらかれの妻もヌエバ・エシ・ハ州の著名な大地主、トゥリニダッド・ティニオ Trinidad
Tinio の娘であった。) しかしこうした家柄にもかかわらず、かれの父親は革命が勃発する直前にカティプーナンへ入
会していたので、革命開始と同時にスペイン官憲の手で銃殺された。そこでナティビダッドは父親の仇を討つべく革
命に参加し、九六年末頃にはマグダロ陣営で闘争に従事していた。⁽¹³⁾しかし、ボニファシオがカビテ州に到着して間も
なく、かれはマグダロ勢力を他州に拡げるために、ブラカン州からヌエバ・エシ・ハ州方面へ赴いたらしい。ボニフ
アシオは当時マニラの東北部で革命軍の指揮に当たっていた盟友エミリオ・ハシントへ宛てた手紙の中で再三、ナティ
ビダッドについて言及している。イムース会議の直後に書かれたと見られる日付けのない書簡によると、ボニファシ
オは、マグダロのスパイであるV・フェルナンデスが彼地を去ったら次にナティビダッドが来て人々を勧誘すると思
われるので慎重に行動するようハシントに警告している。⁽¹⁴⁾ついで四月一六日付書簡では、ハシントに戦線を拡大する
ためにブラカン州やヌエバ・エシ・ハ州に赴いたかどうかを尋ね、もしまだであれば自分がそこに出かけよう、それ
を怠ると彼地にはナティビッドが居るので、かれがまたここ(カビテ州)でやったと同じようにわれわれの悪口を
言いふらすだろうから、と認めている。⁽¹⁵⁾さらに四月二四日付の手紙では、「同志のM・ナクピルからかれが調達した
四〇〇ペソほどの金をマメルト・ナティビダッドに渡してよいかどうか問い合わせる手紙をもらったが、それには同
意しないように。なぜならあの男はわれわれに忠実でなく、マグダロの連中とひじょうに親密な男だから」と述べて
いる。⁽¹⁶⁾

ポニファシオの書簡文から推察して恐らくナティダビッドはブランカン州やヌエバ・エシ・ハ州などの諸州を巡って、各地の革命軍指導者にアギナルド支持を説得してまわっていたものと想像される。アギナルドの最高指導権を認める七州支部政府の結成はこうしたナティダビッドの運動の成果であった。かくして先述したホクソンのマラゴンドン訪問となったのである。しかしカビテ州はその後間もなくスペインの手に落ち、アギナルドらはカビテ脱出を余儀なくされたので、かれらのプライ山地到着を待つてふたたび七州支部政府設立問題が論ぜられたのであった。TMM IIカラウが記している事実はこの場面に相当する。そしてここで次の執行部メンバーが選出されたのであった。この執行部メンバーには第五章で紹介した各地の著名な革命軍指導者の名前が多数登場する。

まず閣僚として

- ペドロ・ダンダン神父 (P. Pedro Dandan) 総裁
 - アナスタシオ・フランシスコ (Anastacio Francisco) 副総裁
 - パシアノ・リサル (Pasciano Rizal) 財務長官
 - シプリアーノ・パチエーコ (Cipriano Pacheco) 戦争長官
 - テオドロ・ゴンサーレス (Teodoro Gonzales) 内務長官
 - フェリシアーノ・ホクソン (Feliciano Jacson) 勸業長官
- 次に軍最高司令部メンバーとして

- マメルト・ナティダビッド (Mamerto Natividad) 総司令官
- マリアーノ・リャネーラ (Mariano Llanera) 中將

シンフォロソン＝デーラ＝クルース (Simforoso de la Cruz)……………少将
 メレシオ＝カルロス (Melecio Carlos)……………少将
 リセリオ＝ヘロニモ (Licerio Geronimo)……………少将
 ヘロモ＝ネス＝パウティスタ (Geromogenes Bantista)……………少将
 アンドレス＝パチエーロ (Andres Pacheco)……………少将
 ティブルシオ＝デ＝レオン (Tiburcio de Leon)……………准将
 シモン＝テクソン (Simon Tekson)……………准将
 ナルシオ＝ボルシウンクエラ (Narciso Porciuncula)……………准将
 イシドロ＝トルレス (Isidoro Torres)……………准将
 トマス＝カブリン (Tomas Kabling)……………准将
 サンバドール＝ナティビダッド (Salvador Natividad)……………准将
 フランシスコ＝マカブロス (Francisco Makabulos)……………准将

総裁に選出されたダンダン神父はこの時、カビテ州とバタンガス州の州境にあるピコ＝デーロロ (Pico de Loro) 山
 で従軍司祭としてゲリラ活動に従事していた。⁽¹⁷⁾ 総裁選出の知らせを受けたダンダンにはアギナルドに書簡を送り、でき
 るだけ早くそちらに向い、新しい任務に従事したいと認めている。⁽¹⁸⁾ ダンダン神父の出身地がどこであるのか、詳しい
 ことは分らないが (Pedro Dandan y Masankay という名前から判断すると母方はカビテ州出身の可能性が強い)、七
 州支那政府の長に選ばれたのであるからこれら七州のいずれかの出であろう。かれは一八七二年の「カビテ暴動」の

際にマリアナ諸島へ流刑された在俗神父の一人であった。しかし革命勃発時にはマニラ大聖堂参事会員 (capellan de coro) という地位にあった) に返り咲いていた。往年の在俗神父運動の闘士は、革命が開始されるとふたたび、九七年一月からマグダロ陣営に投じて、重要な役割を果したのであった。⁽¹⁹⁾ 従ってダンダン神父はナティビダッドと同様、カビテ州の出身者ではなかったがアギナルドの腹心ともいべき人物であった。この二人が七州支部政府の総裁並びに総司令官という最も重要な地位を占めたということは、アギナルドが他州の革命勢力を掌握するに当って碎いた苦心のほどを物語っている。かくして成立した七州支部政府はアギナルド政府の指導権を認めた。しかしその協力関係は決して絶対的なものではなかった。なぜなら七州支部政府の実態は一つの地方政府というよりはむしろ、個々の革命指導者が率いる革命集団の連合体に近いもので、個々の指導者は依然強力な自律性を保持していたからである。

ところで前記の七州には、七州支部政府には参加していない革命勢力も存在した。たとえばマニラ州ノバリーチェス町ウウゴン (Uugong, Novriches) には、ブラカン州のポロ (Polo)、メイカワヤン (Meycauayan)、マリラオ (Marikio)、ボカウエ (Bocaue) の四町を支配下に置く独自の支部政府が組織されていた。⁽²⁰⁾ また、七州以外のサンバレス州やタルラク州、パンガシナン州などにも、この時期にはすでに多くの革命勢力が組織されていた。しかし、これら小規模な革命諸勢力の実態はほとんど分らない。ただ第五章で検討した蜂起時の状況から推察して、これら革命諸勢力はいずれも一人の指導者を中心に同一町内あるいは近隣の町々に住む同志が結集して組織されたものであったと考えられる。各組織は結集のシンボルとしてカティプーナンを標榜したが、実際の闘争は指導者各自の自律的指導のもとに展開されていた。アギナルドが九六年一〇月三日に行なった革命政府設立の呼びかけの中で、町政府の独立性を強調していたのも、このような革命諸勢力のあり方と決して無縁ではないと思われる。

いずれにしても、アギナルドは今やこれら他州の革命諸勢力を何らかの方法で自己の統率下に掌握しなければならなかった。七州支部政府の組織化はその一つの方法であったが、その協力体制にはすでに指摘したように限界があった。そこでアギナルドが採用した方法は、各地の指導者一人びとりを一对一の関係で掌握し、かれら一人びとりから忠誠の盟約をとりつけるという方法であった。左の誓約文はその代表的な一例である。

一八九七年八月二七日、ビアックナバトーの幕営において、われわれ署名者は、本共和国の名誉ある大統領エミリオ・アギナルド氏の面前で、以下のもつとも重要なことから盟約した。

- 一、政府の財源を増強するために、われわれはわれわれの個人資産をこれに投ずることを約束する。
 - 二、われわれはまた、われわれが町や村で徴収したすべての税を政府金庫にひき渡すであろう。
 - 三、われわれは大統領の承認と許可なしに右の資金を支出する権利を有さない。
- 以上の全項目についてわれわれは誠実かつ一切の留保なしに同意する。もしわれわれのうちの誰かが上述の約束に違反した際には、政府は処罰としてわれわれの胸に一発もしくは二発の銃弾を打ち込み死に至らしめることができる。以上の証として、われわれはここに参会した多数の人々の面前でこの誓約書に署名し、われわれが常用している花押と印章を添える者である。

シモン・テクソン

フランシスコ・M・ソリマン

インドロトツレス

フィデルアベッリヤ

マリアーノリャネーラ

ペドロ(デラクルース?)

ファウステイノキハーノ

アガピートSガプリエル⁽²¹⁾

署名者八人のうちテクソン、ソリマン、トツレス、リャネーラの四人はいずれも、中央ルソン七州支部政府の軍司令官であった。(フランシスコMソリマンは、一六三頁に挙げた七州支部政府准将フランシスコマカブロスと同一人物である。)七州支部政府のアギナルド政府に対する協力関係は、こうしたアギナルドと指導者個々人の盟約関係によって裏うちされねばならなかったのである。四人の軍司令官はそれぞれ、テクソンはブラカン州サンミゲルデマヌーモ町の、ソリマンはタルラク州ラパス町の、トツレスはブラカン州マロロス町の、リャネーラはヌエバエシーハ州カビヤオ町のプリンシパーリアで、同郷の同志を率いていた。他の四人については出身地を詳らかにしないが、かれらも先の四人と同様各地の有力なプリンシパーリアであったであろうことは、右の盟約第一項から窺える。

この種の盟約は、アギナルドがまだノルサガライ町ミヌヤン山地に滞在していた時にも結ばれている。その盟約書では、諸方の町からこの山地に参集した革命軍指導者たちが、アギナルドの諮問機関を形成して、革命達成のために献身することを、三位(父なる神と子なる神及び聖霊)と聖母マリア及びかれらの出身町(los pueblos natales)の名

において誓っている。⁽²²⁾ アギナルドはカビテ州の外で革命の最高指導権を主張する正当な根拠を持っていなかった。これは革命を開始したカティプーナンの最高指導者でも、またその合法的な継承者でもなかったし、テヘロス会議、ナック会議を通じて形式を整えたフィリピン共和国にしても、それはカビテ州以外の革命勢力を無視して設立されたものであった。革命運動全体の最高指導者として正統性を欠くアギナルドは、従ってあたかも群雄割拠する戦国時代の覇者のように、各地の有力指導者一人びとりから忠誠の誓いをとりつけることによって、フィリピン共和国を具体化してゆこうとしたのである。

ところでアギナルドは、こうした盟約関係によって支配の基礎を固める一方で、かれの常套手段であるいま一つの既成事実作りに邁進した。ナックにおけるフィリピン共和国の形式的樹立がボニファシオ処刑の正当な根拠とされたように、かれはここでフィリピン共和国の形式をいま一度民族的観点から整え直すことによって、これを他州革命諸勢力の否定すべからざる現実に変化しようとしたのである。

一月一日、アギナルドは各地の革命指導者五二名をビアックナバトールの幕営に集めて、フィリピン共和国憲法(通称ビアックナバトール憲法)の批准を行なった。そして翌二日、この憲法に則る新しいフィリピン共和国(通称ビアックナバトール共和国)が発足した。新共和国の執行部は最高会議と呼ばれ、その構成メンバーは次のようになっていた。大統領エミリオ・アギナルド、副大統領マリアーノ・トゥリアス、内務大臣イサベロ・アルターチョ(Isabelo Artacho)、外務大臣アントニオ・モンテネグロ(Antonio Montenegro)、大蔵大臣バルドメーロ・アギナルド、戦争大臣エミリアーノ・リエゴ・デ・イオス。内務大臣と外務大臣の二つのポストが今回はカビテ州出身者以外の人々で占められた。その程度に、ビアックナバトール共和国の構成は民族的になったということである。ビアックナバトール憲法

は一八九五年のキューバ憲法を手本にして、イサペーロ・アルターチョとフェリックス・フェレル (Felix Ferrer) が起草したものであったが、その内容をここで検討することはほとんど意味がない。なぜならアギナルド指導部はこうしたものものしい憲法作りの一方で、スペインとの和平交渉を推し進め、一月二五日には和平協定を締結して香港へ亡命してしまふからである。従つてビアックナバト―憲法はほとんど実行されることのなかつた憲法であつた。憲法制定の背後で進行していたこの状況を考えると、憲法前文に唱われた、「一八九六年八月二四日に始まる現下の闘いで革命が追求している目的は、フィリピンをスペイン王制から分離し、フィリピン共和国と呼ばれる独自の政府を持つ独立国家を形成することである」⁽²³⁾ という文言はいかにも空々しい。

ともあれ、アギナルドがビアックナバト―憲法の制定によつて目論んだ、支配権の強化はある程度達成された。憲法批准に参集し署名した五二名の代表者は、少くともそのようなたちでアギナルドの指導権を承認し支持したのである。さらにまたアギナルドはこの憲法を盾に、各地の自律的もしくは半自律的革命諸組織に解散を迫つた。一月二七日、アギナルドはかれの支配下に設立されたマニラ州知事とブラカン州知事に命令を發して、次の指示を与えた。すなわち最近公布された憲法によつて、ノバリーチェス町ウウゴンに本部を置く支部政府は廃止されたので、同支部政府が統括していた四つの町は今後マニラ州に併合するようにとつた。⁽²⁴⁾ 一月二月には、中央ルソン七州支部政府とバタンガス地方政府に組織解體命令が出された。命令書は、新憲法によつて中央ルソン七州支部政府とバタンガス地方政府は廃止されたこと、従つてこれら二つの政府で機能していた税務官 (Commissioner of revenues) 及び徴税官 (Collector of taxes) は存在理由がなくなつたことを告げ、新しい州及び町の行政組織の編成と徴税方法について指示を与えている。⁽²⁵⁾ 以上二つの命令書は、形式的に制度を作り上げてはそれを既成事実化していくアギナルドの

常套手段を、余すところなく示している。中央ロン支部政府はもととアギナルド支持者の努力で設立されたものであったから、ビアックナバト―憲法の批准後ただちに解散された。しかしバタンガス地方政府は憲法批准式にも代表を送らず、憲法公布後も独自の闘争を継続した。⁽²⁶⁾バタンガス地方政府のような自立した組織は決して少なくなかった。その証拠に、和平協定締結後、アギナルドが革命軍に武装放棄を命じて香港へ亡命して以後も、闘争の火の手は各地で消えることなく燃え続けたのである(第九章参照)。カビテ脱出後のアギナルド勢力は、マグダロ地域で見せた如き組織的指導力を発揮することはできなかった。ビアックナバト―共和国は結局のところ、革命の前途にさまざまな思惑をもってアギナルドの周囲に集った革命諸勢力の連合体にすぎなかった。アギナルドはその中で執権に指導権の確立をめざしたが、それは革命完徹のリーダーシップを確立するためではなくて、次章で検討するように和平交渉をより有利に展開するための指導権の追求であった。

- 1 Aginaldo, pp. 166~168.
 - 2 Aginaldo, p. 166. Manuel, vol. 2, p. 290.
 - 3 Achútegui & Bernad, pp. 409, 422~423 参照。
 - 4 Achútegui & Bernad, Document 121, p. 417.
 - 5 ミゲル・マルバルは一八六五年、バタンガス州サント・トマス町に生まれた。父親は地主で木材伐採業者でもあった。かれは郷里のマラバナシ神父中学に学んだが、学業が嫌いで中退。農業と木材・アバカ・砂糖の商いに精を出し、産を成した。一八九二年サント・トマス町の町長に選出されたが、九三年に町政に介入する教区司祭と衝突し、この年カティプーナンに入会した。フィリピン・アメリカ戦争期には、アギナルドが降服したのち、革命軍の最高指導者となって一九〇二年四月まで闘
- フィリピン革命のリーダーシップに関する研究

- 争を指揮した。Zaide, *Great Filipinos*. pp. 305~310.
- 9 Agoncillo, *The Writings*. pp. 18, 21, 87, 90.
- 7 Taylor, vol. I, Exhibit 28, pp. 301~302.
- 8 この七州には諸説がある。たとえば Taylor, vol. I. Exhibit 35 は、ここに列記した七州のタヤマス州の代りにペンミンガ州を挙げている。また Agoncillo, Teodoro A. & Milagros C. Guerrero, *History of the Filipino People*, Quezon City, R. P. Garcia Publishing Co., 1970, p. 207 は、タヤマス州の代りにミンガンナン州を挙げている。本稿は Kalaw, p. 58 に従った。カラウ説が当時の革命情勢で多少は近いと判断したからである。
- 6 マニラのエスコロルタ街に店舗を持った中国系薬種商で著名なカティンネーロ。Aleandrino, pp. 29~31 参照。
- 10 Ricarte, p. 50.
- 11 マニラ在住の弁護士。第二回カティンネーロ最高幹部会議メンバーの一人。
- 12 Kalaw, pp. 58~59.
- 13 ナチ・ヨスマン・ド・ゴトは Manuel, vol. 2, pp. 289~292 を参照。
- 14 Agoncillo, *The Writings*. pp. 15, 83.
- 15 Agoncillo, *The Writings*. pp. 18, 87.
- 16 Agoncillo, *The Writings*. pp. 21, 90.
- 17 Schumacher, John N. "The Religious Character of the Revolution in Cavite, 1896-1897." *Philippine Studies*, 24 (1976), p. 414.
- 18 Taylor, vol. I, Exhibit 35, p. 336. しかし、かれはこのあとミンナーナ州でタリラの指揮に当り、結局、アギナルドのあとへは行へなくなぐ、ビブックナントー和約締結以前に、戦死した。Schumacher, "The Religious Character," p. 414.
- 19 一八九七年三月、アギナルドがイエヌス会総監ピオロピから和平提案を受けた際、受諾条件の筆頭に修道士の追放を挙げた

の「カタンダ」神父らの影響がよほど言われている。Schumacher, "The Religious Character," pp. 410~411.

- 20 Taylor, vol. I, Exhibit 56, p. 406.
- 21 Taylor, vol. I, Exhibit 42, p. 396.
- 22 Achútegui & Bernad, Document 126, pp. 443~445.
- 23 Taylor, vol. I, Exhibit 47, p. 376.
- 24 Taylor, vol. I, Exhibit 56, p. 406.
- 25 Taylor, vol. I, Exhibit 58, pp. 409~410.
- 26 Riarte, p. 86.

第九章 革命を売る者、持続する者

カビテ州を逐われたアギナルド指導部は、前章で検討したように、カビテ州の外の革命諸勢力をいかにして掌握するかという問題に腐心したが、しかしこの時、アギナルド指導部は、もはや革命を指導する政府であることを止めていた。アギナルド指導部は、ビアックナバトールへ向う道中で早くも、革命主義から改良主義へと後退していた。九七年七月、アギナルドはマラバール (Malabar) という匿名で、「フィリピンの勇敢な息子たちへ」と題する檄を発したが、そのなかでかれは、今後はキューバの戦いに倣ってゲリラ戦術を採用し、長期戦で敵の戦力を消耗させ降服に導くべきことを訴えたのち、かれらの革命目標を次のように整理している。⁽¹⁾

(1) 修道神父の追放とかれらが横領している土地の町への返還。修道神父が占めている聖職禄及び司教職を半島人並びに群島人⁽²⁾に分配すること。

(2) スペインはわれわれ及びキューバ人に、国会への代表権、出版の自由、あらゆる宗派の容認、スペインと共通の法律、行政上並びに経済上の自治を認めねばならない。

(3) 半島人公務員と群島人公務員の待遇並びに給与の平等。

(4) 修道神父に横領された土地を町もしくはほとんどの所有者に返還すること。もとの所有者がいないう場合は、政府がそれを誰もが購入できる値段の小区画に分割して競売に付し、現在の公有地と同じように四年間で支払えるようにすること。

(5) 政府当局による市民の追放並びにフィリピン人に対するあらゆる不正な扱いを廃止すること。半島人たると群島人たるとを問わず、人はすべて民法及び刑法の下で平等であること。

これらはいずれもスペイン体制内での改革要求であって独立要求ではない。九七年三月に和平への動揺を見せたアギナルドは、今度は革命を放棄して改革主義へとも容易に後退したのであった。もっとも右に訳出した改革要求には、プロバガンダ運動期の改革要求とは異なる特徴も見受けられる。第一項、第四項に挙げられた修道会アシエンダの返還要求がそれである。カビテ州をはじめとするタガログ諸州の、より大衆的なレベルでの体制不満がここに表明されていると言えるであろう。しかし修道会アシエンダの解放が、競売というかたちで要求されていることは、要求主体が一定程度以上の経済階層であることを物語っている。ついでにこの檄文ではかれらの政府を「カティプーナ

ン政府」と呼んで、「フィリピン共和国」とは呼んでいない。これに限らず、カビテ脱出以後にアギナルドが出した文書には「カティブーン」あるいは「カティブーン員」への言及が多くなる。革命開始以後、もはやカティブーンンの存在理由はなくなったとしてフィリピン共和国を樹立したアギナルドらも、カビテ州の外ではカティブーンンの存在を無視することができなかったのである。

それはともかく、革命主義から改革主義への急速な後退はアギナルド陣営内部でも強い反撥を招いた。先の檄文に前後してミヌヤン山地から出されたいま一つの檄文がそのことを如実に物語っている。エミリオ・アギナルドの署名でスペイン語で書かれたこの檄文は、スペイン支配を全面的に批判し、自由と独立と祖国の名誉のために武器をとって起ち上がるよう熱烈に訴えている。カビテ脱出以後、アギナルドのスペイン語文を代筆したのはマメルト・ナティビダッドと言われているので、この檄文には執筆者ナティビダッドの主張が盛り込まれているものと推察される。ナティビダッドは九七年一月一日、カビヤオ攻撃で戦死するまで、アギナルドの和平政策にもっとも頑強に抵抗した指導者の一人であった。

ところで、アギナルドの改革主義への後退は、革命の拡大を恐れる人々に和平の好機として受けとめられた。スペイン政庁から和平交渉の全権を委任されたペドロ・アレハンドロ・パテルノ (D. Pedro Alejandro Paterno) が、ビアクナバトリーの幕営へアギナルドを訪れたのは一八九七年八月八日のことだった。パテルノはマニラに住む中国系メスティソの弁護士で、フィリピン人社会きつてのエリートであった。かれは早くも一八七一年に一三歳の若さでスペインへ留学し、一八八〇年にマドリッド中央大学から法学博士の学位を得たのち、文学、民俗学、政治学関係の著書を数多く著わして、フィリピン人の才能をスペイン知識界に知らしめた最初の人物であった。かれの文筆活動はリ

サールらのそのように、スペイン体制を批判するものではなかったので、かれは一八九三年に「カトリック女王イサベルの大十字章」を授与されて、その文学的功績を贅えられた⁽⁴⁾。従ってスペイン政庁の側にはかれを和平の使者として十分信頼できる根拠があったが、かれとは忠誠心の所在を異にするはずの革命軍でも奇妙なことにかれへの信頼は厚かった。「(ビアックナバトリーの指導者たちは)かれに対してきわめて友好的で、カトリック女王イサベラの十字章という勲章を帯びるフィリピン人と接触することを誇りに思った⁽⁵⁾」とリカルテはその回想録に記している。民族社会きつての知識人に対する過大な期待と尊敬がビアックナバトリーの幕営を支配したのであった。

八月九日、パテルノは和平調停の申し出を書面に認めてアギナルドへ提出した。そのなかでパテルノが強調したことは、革命軍が現在求めているものを完全に獲得しようとするれば、それを實現する以前に民族が滅びてしまう。総督は誠実に改革を實行しようとしているのでそれを信じて講和を結ぶようにということであった⁽⁶⁾。パテルノはこの時点で総督の改革意欲を心底信じていたらしい⁽⁷⁾。ビアックナバトリーに参集した革命軍指導者のなかには、独立なくして和平なきことを主張して譲らぬ者もあったが、すでに改革主義者に後退していたアギナルドは改革の實行を条件にして、パテルノの和平の仲裁に応じた。

八月一日、アギナルドはみずから筆を執って第一回和平原案をとりまとめた⁽⁸⁾。アギナルドの和平原案は三つの骨子から成っていた。すなわち①パテルノを和平協定締結のための仲裁者に指名すること、②革命軍に支払われるべき和平金(compromisos pecuniarios)は三〇〇万ペソが適當だと考えること、③三年以内に諸改革を實施すること、の三点である。そして重要な改革課題として次の五点が指摘された。①修道会の追放、あるいは少くとも修道院から出ること。②国会にフィリピン代表を認めること。③フィリピンにおいて半島人と原住民に平等な眞の正義を適用するこ

と。スペインとフィリピンの法律の統一。民事行政の長に原住民を登用すること。④原住民に有利なように土地所有権 (propiedad)、司祭職、税を調整すること。⑤結社の自由や出版の自由といった原住民の人権を宣言すること。⁽⁹⁾

パテルノはこの和平原案をスペイン総督府へ届けたのち、マニラ周辺の諸州をめぐって、各地の革命軍指導者に和平の説得を行なった⁽¹⁰⁾。この巡行でパテルノは第一回和平原案の内容を力説して回ったらしい。のちにふれるように、第一回和平原案の内容は最終協定の内容以上にルソン島住民の間に浸透した。一二月半ばに調印される最終協定では、第一回原案に盛り込まれた改革要求はまったく無視されてしまうのだが、それにもかかわらず和平協定には右に列挙した改革要求が約束されていると信じている人々がきわめて多かった。

しかし、三ヶ月もの長い検討期間を置いて提出されたスペイン側からの対抗原案(作成者ニセトリョ・マヨラール Niceto Mayoral y Zaldivar の名をとって、以下マヨラール原案と呼ぶ)は、アギナルド政府から出された第一回原案をまったく無視した内容のものであった。マヨラール原案は「総則」と「プログラム」の二部から成り、「総則」では叛乱者の武器提出と引換えに四〇万ペソの和平金を支払うこと、及び叛乱者の降服後の安全保障が述べられていた。また「プログラム」では叛乱者の武器提出、指導者の香港亡命、和平金の支払いと分配などに関する手順と日程が規定されていた⁽¹¹⁾。しかし「総則」及び「プログラム」のいずれにおいても、改革についての言及はまったく見られなかった。スペイン政府は一切の改革抜きで、和平金と降服者の安全保障の約束だけで、革命を終熄させるつもりであった。一月五日、パテルノはマヨラール原案を携えてビアックナバトールを訪れた。だが驚くべきことに、ビアックナバトール政府は改革抜きのこの対抗原案を、大筋において承認したのである。マヨラール原案を受けて一月一四日にアギナルドがとりまとめた第二回和平原案には、わずかに一条の規定が定められているだけであった。一条とはすなわち、

パテルノを和平交渉の仲裁者に指名し、かれに協定締結の全権を与えるというものであった。⁽¹²⁾この一条に付された前文の内容から判断して、アギナルド政府も和平協定の主題を和平金と投降者の安全保障に絞ったことは明らかであった。改革についての明確な言及はどこにもなされていなかった。前文中に、スペイン政府は改革の意志を持っているとパテルノから聞いている、という間接的な表現があるのみだった。アギナルド政府は和平の条件として改革の公約をとりつけることを放棄し、パテルノの口約束に改革の希望を託したのであった。しかしそのパテルノにも、総督への個人的信頼以外改革への見通しは何もなかった。そのことはパテルノから総督ブリモッド・デ・リベラへ送られた一月一四日付の書簡に明らかである。パテルノはこの書簡で和平の具体的な方法を提案したのち、次のように述べている。「私はこれらの方法のなかに、全般的な完全特赦や革命的プログラムに登場するいかなる改革も加えておりません。先見の明ある閣下の政府は当諸島にふたたび平和が確立した暁には、進んでそれらをお与え下さるものと、私は心から期待しているからです。⁽¹³⁾」

第一回和平原案から第二回和平原案までの二ヶ月のあいだに、アギナルド政府の態度は独立はおろか改革すら放棄して、一途に革命終熄の方向へと傾いた。その理由はどこにあったのか。この間、戦局は革命軍にとって決して不利に展開してはいなかった。いなむしろ、八月から一〇月にかけては、カビテ、バタンガス、タヤバス、ラグーナ、ブラカン、ヌエバ・エシージャ、パンパンガ、サンバレス、タルラク、パンガシナンなどの諸州でゲリラ戦が激化し、スペイン軍を窮地に追いつめていた。⁽¹⁴⁾この状況は当時台湾総督府からフィリピン革命の状況偵察に送り込まれていた密使坂本志魯雄の報告にも悉に報ぜられている。⁽¹⁵⁾ゲリラ鎮圧に手を焼いたスペイン政府は七月初旬、叛乱地帯の住民に厳しい移動制限を課し、⁽¹⁶⁾また九月には本国から新たに八、〇〇〇名の援軍が到着するとの偽りの報道を行なって、

革命軍の動きを牽制した。しかしキューバ革命の鎮圧に難渋するスペインにはもはやフィリピンへ援軍を送る力は無かった。そこで総督プリモ・デ・リベラは一〇月一六日、フィリピン義勇兵募集令を発せざるをえなかった。募集令によれば、応募者には次の五項目の特典が与えられることになっていた。

一、応募者及びかれの息子たちは、生涯、強制労働、もしくはその代償金の支払いから免除される。

二、町の役職や巡査の義務の免除

三、人頭税の免除

四、五ヘクタールを越えない範囲で政府の土地を無償で与える。土地の所有権は軍務から解放されてのち一年以内
に与えられる。

五、応募者もしくはその家族に、国家への奉仕を記念する特別のメダルを与える。⁽¹⁷⁾

これらの特典はまことに的確に民衆の願望を捉えていた。強制労働と人頭税及び町の諸役務からの解放、並びに耕地の所有は、民衆がもっとも切望している願望であった。皮肉なことに、アギナルド政府から出された改革要求には、これら一般民衆の願望は具体化されていない。義勇兵募集令は革命勢力がまだ十分に浸透していないイロコス地方やビコール地方、ビサヤ諸島などで相当の成果を納めた。⁽¹⁸⁾ この成果がアギナルド政府に一つの不安材料を与えたことは確かである。一月に入って各地から義勇兵がマニラへ到着しはじめると、これに対抗するようにアギナルド政府でも正規軍を補助する大銃兵部隊の組織化に着手している。⁽¹⁹⁾

しかし、そうした不安材料はあつたにせよ、アギナルドの無節操な和平政策を、三ヶ月間の戦局の推移に帰するこ
とはむづかしい。和平政策の因つて来たる根源はむしろ、アギナルド政府の本質的な性格に根ざしていると見るべき
であろう。本質的性格とはすなわち、(1)機會主義的の革命指導、(2)民族的リーダーとしての力量不足、(3)武力主義、の
三点である。アギナルド政府の機會主義的性格についてはすでに第七章で検討したが、その原因はかれらがプリンシ
パリアという特權的資産階級に属したことに加えて、かれらの内に確固たる革命思想が確立していなかつたことに
あると見られる。加えて、カビテ脱出以後露になつたアギナルド政府の統率力の限界は、その機會主義的指導にいっ
そう拍車をかけた。先述したように九七年八月以來、革命戦線は従来にもまして拡大してゐた。しかしこの拡大す
る革命戦線を十分に自己の統率下に掌握できなかつたアギナルド政府は、長期徹底抗戦の見通しを持つことができな
かつたのである。ビアックナバトール政府の連合体的性格については前章で述べたが、アギナルドの指導力の限界は先
述の大鉦兵部隊結成に関する布告のなかにも明瞭にあらわれている。同布告によれば大鉦兵部隊は次の手續で組織さ
れることになつてゐた。すなわち布告公布後五日以内に各町ごとにカティプーナを組織し、これに参加したカティ
プネーロの義務として大鉦兵部隊を組織するといふのであつた。⁽²⁰⁾しかし、もとよりアギナルドはカティプーナの統
率者ではなかつた。ボニファシオの肅清以後、カティプーナの組織系統は曖昧化してゐたが、アギナルドがカティ
プーナ最高指導者としての地位を継承していなかつたことだけは確かである。アギナルドはカティプーナに替る
別個の権力組織としてフィリピン共和国を樹立し、これをさらに整備してビアックナバトール共和国としたのであつ
た。つまりアギナルド政府はみずからの行政機構を通じて直接に軍を組織する力がなかつたために、みずからは統率
力を有せぬカティプーナを介して、大鉦兵部隊の組織化をはからねばならなかつたのである。

アギナルドを一片の改革約束すらない和平協定へと急がせたいま一つの理由は、その武力主義にあった。一月一日の第二次和平原案以後、和平交渉の中心は和平金の額とその支払い方法に終始した。結局アギナルドは香港亡命と引換えに四〇万ペソの和平金を受取ることになるのだが、かれはこの金で優雅な亡命生活を送ろうと考えていたわけではない。この金で密かに武器、弾薬を購入し、機、あ、ら、ば、革命の再興をはかるつもりであった。⁽²¹⁾アギナルドに革命完徹の自信を喪失させた最大の原因は、彼此の圧倒的な武器、弾薬の差であった。先述したように、かれはカビテ脱出後の「革命第二期」をはじめめるに当って、ゲリラ戦法による持久戦で敵の戦力を消耗させ、最終的勝利を獲得しようと呼びかけたが、⁽²²⁾その実、かれには持久戦の思想はなかったのである。かれは、十分な武器のない蜂起に頑強に反対したあの革命開始時から、一貫して武力主義者であった。かれはボニファシオのようにいかにして革命的主体を形成するかという問題には余り関心を払わなかった。かれの主たる関心はいかにして武器を獲得し、いかなる戦法で敵を攻略するかということに向けられていた。従ってかれは、民衆の革命的エネルギーを掘り起こし、持久戦法によって革命を闘い抜く困難な道を避け、同志の闘いを敵に売り渡したその金で、近代的武力戦の可能性を追求したのである。

ともあれ、アギナルド側の第二回和平原案の提出によって和平協定の方向は決せられた。パテルノとスペイン総督府は直ちに最終協定文の作成に入った。かくして三つの文書から成る和平協定、通称ビアックナバトー和約が、総督プリモ・デ・リベラと革命軍を代表する仲裁者パテルノとの間に調印された。三つの文書とはすなわち、一月一八日に調印されたいわゆる「政治文書」、一月一四日に調印された「プログラム」、一月一五日に調印された「経済文書」である。「政治文書」では革命参加者がどのような方法で降服するかについて、アギナルドら指導者の場合、

スペイン軍からの脱走兵の場合、アギナルドの指導権を認めないグループの場合などに分けて、一〇項目の規定が行われている。⁽²³⁾「プログラム」ではアギナルドら革命軍指導部の香港亡命、革命軍の武器提出、及びそれらと引換えに行われる和平金の支払い等に関する手続が規定されている。それによればアギナルドら指導部は二月二五日にピアックナバトールを發つてリンガイエン(Lingayen)へ向い、二月二七日にここから香港へ亡命することになっていた。この亡命に當つてアギナルドは四〇万ペソの和平金を小切手で受取ることになっていたが、この小切手はあとに残された革命軍が二二五丁の火器と二、三八三の薬包、及び本来スペイン海軍兵器工廠に所屬していた二〇門の大砲と、二丁の軍刀をスペイン側に提出した時、現金化できることになっていた。またあとに残された革命軍に対しては七〇〇丁以上の武器が提出された時(そのうち少くとも半分は近代的武器でなければならなかった)、四〇万ペソの和平金が小切手で支払われることになっていたが、このうち二〇万ペソの小切手はただちに現金化できるが、残り二〇万ペソの小切手はテ・デアム(祝勝の贊美の歌)が神に捧げられ、全面特赦が發表された時にはじめて現金化できることになっていた。⁽²⁴⁾最後に調印された「經濟文書」では、スペイン側が支払う総額一七〇万ペソの和平金の分配方法が規定されていた。すなわち、一七〇万ペソのうち八〇万ペソは先に述べた方法で革命軍に支払われるが、残り九〇万ペソは戦争による一般の被害者に支払われることになっていた。⁽²⁵⁾以上三つの協定文書を通じて、フィリピンの改革にいささかでも言及しているものは、わずかに「政治文書」の末尾のみであった。そしてそれも、次のような間接的表現がとられているにすぎなかった。「パテルノ氏は、かれが代表している人々に代つて、人々は先見の明ある閣下の政府がフィリピンにそれにふさわしい平和と豊かな生活を保障するために、フィリピン人民の願望に考慮を払つてくれるであろうと、確信をもつて希望し期待していると、述べた。⁽²⁶⁾」

三文書の調印が完了すると、アギナルドは直ちに（二月一六日）、「和平命令」を發して次の三個条の遵守を革命軍に命じた。

第一条 私は仲裁者ベドロ・A・パテルノ閣下によって提出されたプログラムのすべての条件を承認する。

第二条 武器を置けという私の命令に従わない者、及びこの和平プログラムの条件を実施に移すことに反対する者は、すべて、革命によって組織された政府の管轄外にあり、反乱者あるいは革命主義者と呼ぶ権利はなく、スペイン政府との協定によってもたらされるいかなる恩恵にも成果にも与る権利はないと宣言する。

第三条 もし私の命令の実施に従わなかったり反対したりする者が、革命政府の地位や任務についている際には、かれらはその地位や任務を剝奪され、われわれの管轄外にある者と宣言される。そして山賊（*curisanes* o *bandidos*）として見捨てられる。⁽²⁷⁾

アギナルドは今や、革命の完徹を目ざして戦う不屈の闘士たちを山賊と呼ぶに至った。そして二月二〇日、名前ばかりのフィリピン民族代表（*los representantes del Pueblo Filipino*）二四名をビアクナバトーに集めて一連の和平文書を批准すると、かれは二月二五日、四〇名の随行者を伴って香港亡命の途についた。

アギナルドらの亡命は、しかし、反乱の終熄を意味しなかった。和平協定締結後も闘いは処々で継続し、九八年二月以降は従来に勝るとも劣らぬ激しさを加えた。闘争の中心は、和平協定に反対して革命完徹を主張するグループであったが、和平協定が誤伝され、それが新たな蜂起への誘因となった地域もあった。ルソン島ビコール地方の住民は

和平協定が調印されるまでは、スペイン政庁の宣伝にまどわされて、革命はタガログ族がスペイン権力に替ってピコラノ族やイロカノ族、ビサヤ族などを支配するために惹き起こした傲慢不遜な企であると信じていた。ところが和平協定が締結されると州政府の公式発表とは別に、アギナルドが降服の条件とした協定内容が人から人へと口伝えに伝えられるようになった。⁽²⁹⁾口伝えに広まった協定内容はほゞ次のようなものだった。スペイン議会へのフィリピン代表権の承認、フィリピン人とスペイン人に平等の正義を施与すること、スペインとフィリピンの法律の統一、民事行政機構への原住民の参加、原住民の基本的人權の宣言。⁽³⁰⁾これらの条件はビコール住民を驚かせた。そこにはビコール住民がまだ十分に対象化することのできなかつたスペイン支配の不正が、明確に提示されていた。アギナルドに率いられたタガログ族はこの不当な支配を覆えすべく蜂起したのであって、スペインに替って他部族を支配しようとしていたのではなかつたのである。この認識はピコラノ族を覚醒させた。かくして九八年四月二三日、北カマリネス州の蜂起を皮切りに、ビコール地方は革命戦線の一翼を担うことになった。⁽³¹⁾まことに皮肉なことではあるが、和平協定の誤った伝達がビコール住民をして革命へと導いたのであった。誤報の内容は、アギナルドがとりまとめた第一次和平原案の改革要求にひじょうに近いものであることから、ここにもパテルノの説得工作の影響を見てとることができる。

和平協定の内容が誤り伝えられたのはビコール地方ばかりではなかつた。坂本志魯雄は九七年一二月下旬に台湾総督付へ送った報告書のなかで、「叛徒の一人なる予審判事ヴァレンチン・クレメンテの言に依れば」、和平協定の主な条件は次の七点であると述べている。「一、出版の自由を與ふる事、二、宗教の自由を與ふる事、三、結社の自由を與ふる事、四、叛徒に対し四十萬弗を支拂ふ事、五、一二月二十四日サンミゲール・デ・マヌモにおいて聯合主催一大媾和祝賀の夜會を開く事、六、一二月二十五日總督の甥ミゲール・プリモ・デ・リヴェラ中佐及仲裁人パテル

(ノ) 兄弟は、『エミリヨ・アギナルド』『マリヤノ・イヤネラ』其他の重なる首領を香港迄見送る事、七、總督は右首領等の香港に着する迄『エミリヤノ・リエゴ・デ・デイヨス』『アルテミヨ・リカルテ』⁽³²⁾の二将官をビヤクナ・パトリーに送りて人質となす事、を締約した。外にアギナルドは各国領事の擔保を希望したが、竟に右は總督側の認める處とならず第五の十二月二十(四)日、官、叛、兩派聯合祝賀会は後日に取消しとなつた。⁽³³⁾坂本の報告から明らかのように、和平協定の内容は革命軍指導者にすら正確には伝わってゐなかつたのである。⁽³⁴⁾従つて九八年二月以降に激化する戦闘には、和平協定には本来約束のない改革条項が実施されないことへの怒りもこめられていた。

しかしいづれにしても、九八年二月以降の闘いの主力は、革命完徹を主張する革命主義者にあつた。なかでも注目されるのは、フェリシアノ・ホクソンを指導者とする首都近辺の闘い、中央ルソンにおけるカビノ・コルテスらの榮光防衛隊(Guardia de Honor)との戦い、ラグーナ州におけるエミリオ・ハシントらのカティプーナ拡大運動、フランシスコ・マカブロス・ソリマンを中心とする全中部ルソン執行委員会の結成などである。中央ルソン七州支店政府の勸業長官を勤めたホクソンは、和平協定の強力な反対者であつた。⁽³⁵⁾協定が締結されるとかれはマニラ州コロローカン町プーガッド・バボイ村(Pugad Baboy, Calocan)に拠点を置いて兵を集める一方、マニラ周辺部の指導者たちに手紙や回状を送つて投降しないよう説得した。⁽³⁶⁾ホクソンの説得に依つてブラカン州では同じく七州支店政府の准将を勤めたインドロ・トレスがマロロス町近辺に二つの陣を築いてゲリラ戦を展開した。⁽³⁷⁾ホクソンらの活動は政庁の膝元にまで及んだ。三月二四日、かれらはマニラ州ビンンド町カンバ街でマニラ市襲撃作戦を検討するカティプーナン集会を開催した。しかしこの集会はマニラ市治安警察隊の察知するところとなり、大惨事を惹き起こした。現場で射殺された者一〇名以上、ビリビット牢獄へ投獄された者六〇名以上を数えた。⁽³⁸⁾ところが、事件の犠牲者の中には

セブアノ族の水夫たちが多数含まれていたために、このニュースがセブ島に伝わるや、かねて蜂起の準備を進めていたセブ島の革命勢力は四月三日を期して蹶起し、セブ市を数日間にわたって大混乱に陥れた。⁽³⁹⁾

サンバレス、パンガシナン地区では栄光防衛隊との闘いが熾烈をきわめた。栄光防衛隊とは修道会が熱狂的なカンリック教徒を組織して、スペイン支配に反抗的な住民の偵察と弾圧に当らせたものである。この売国的宗教団体との戦いの先頭に立ったのがカビノルコルテスであった。九八年三月六日付の坂本志魯雄の報告書によると、カビノルコルテスはカンリック教絶対反対を声明して、カビニスタスと称する一群の異教徒集団を組織した。⁽⁴⁰⁾そしてパンパンガ州及びサンバレス州等に手兵を進め、栄光防衛隊との戦いを展開した。⁽⁴¹⁾九八年二月、パンパンガ州アパリット村(Apali) 附近でマニラーダグーパン鉄道を三度にわたって切断し、スペイン援軍の到着を阻止した勢力は恐らくこのカビニスタスと見られる。⁽⁴¹⁾コルテスはその後間もなくスペイン軍に逮捕されたが、残党はヌエバリエシーハ州、サンバレス州、パンガシナン州に進出して、サンバレス州北部ではマニラーボリナオ間の陸上電信線を切断し、一週間にわたってこれを不通にした。⁽⁴²⁾(ボリナオは香港からの海底電線の上陸地点であった。)

ラグーナ州ではカティプーナンの頭脳と言われ、またボニファシオの片腕と言われたハシントが、アギナルド政府の平和交渉に一切関わることなく、カティプーナンの勢力拡大につとめていた。⁽⁴³⁾坂本は四月一八日付の報告書で「呂宋島に於て、現時最も叛徒の跋扈を逞し居るは、北部にてはサムバレス州、南部にてはラグナ州等にして……」⁽⁴⁴⁾と記している。

和平協定締結後にもっとも組織的に展開された抵抗運動はマカブロスの闘いである。マカブロスは中央ルソン七州支部政府の准将としてアラヤット山カマンシーに要塞を築いてゲリラ戦を指揮していたが、⁽⁴⁵⁾和平協定締結後も攻撃の

手をゆるめず、一二月二八日にはこの地で一、五〇〇名の兵を率いてスペイン軍を邀撃し、多大の損害を与えた⁽⁴⁶⁾。その後のかれの行動は、かれ自身の陳述書に以下のように誌されている⁽⁴⁷⁾。和平協定締結後、かれは自分の配下の兵を率いてタルラク州オドンネル地区のマニギ山(Managi)へ向い、そこに小さな政府を組織した。しかし政治的見解の対立から仲間うちで戦争がはじまりそうになったので、山を下りて軍を解散した。そして九八年一月一日、スペイン政庁の特赦に応じて降服し、一四、〇〇〇ペソの和平金を受取った。しかし本心はあくまでも、スペインから分離独立を獲得することにあつたので、今度はそれを武器によってではなく政治によって達成しようと考え、タルラク州並びにパンパンガ州のすべての町と、ラーウニオン州、パンガシナン州、ヌエバ・エシ・ハ州の一部の町、及びサンバレス州のボトラン町(Botolan)に、議長、副議長、会計、書記の委員構成を持つ地区委員会(Local Junta)を組織した。地区委員会の組織化が進行するに伴って、かれらの政治的見解をさらに広く普及するためには中央政府の設立が必要だということが判明したので、四月一七日、タルラク州ロンボイ町(Lomboy)に集会を開いて、全中部ルソン執行委員会憲法⁽⁴⁸⁾を制定した。全中部ルソン執行委員会憲法、略称マカブロス憲法前文には、同執行委員会の性格が次のように規定されている。

昨年一月一日にビアックナバトーで樹立された当群島の暫定共和政府は、人民の意志に反して敵の希望と要請に従って解体された。それ故、われわれ「中部ルソン」の代表者は、当群島にふたたび共和国全国政府が設立されるまで暫定政府の役割を果す中央執行委員会を創設するために、本日ここに参集し、十分な審議をつくして、以下の規定を全会一致で採択した⁽⁴⁹⁾。

マカブロスらは和平協定は人民の意志に反するものであったと考えていたのである。人民の意志はビアックナバト
ー共和国の確立、すなわち独立の達成にあつた。従つてかれらの中央執行委員会は、ビアックナバトー共和国を継承
発展させた新しい全国政府が樹立されるまで、その繋ぎの役を果そうとしたのであつた。しかしここで注目されるの
は、マカブロスらはこの中央執行委員会に繋ぎの政府としての役割を付与したにもかかわらず、それ自体はあくまで
も一地方政府であると考へていたことである。⁽⁵⁰⁾かれらはアギナルドのフィリピン共和国のように、現実的基盤を欠い
た状態で、全国政府を僭称するようなことはしなかつた。九八年五月、アメリカの事態介入によつて、アギナルドが
亡命先の香港から帰国し、三たびかれの常套手段を發揮して独裁政府樹立宣言を發すると(六月一八日。数日後に革
命政府と改められた)、マカブロスらはこの独裁政府を承認して全中部ルソン執行委員会を解散した。⁽⁵¹⁾この過程は本
稿の分析範圍を越えるのでここでは詳述しないが、リーダーシップの問題に関連していえば、マカブロスらは革命運
動全体の指導権を追求する立場にはないことを十分自覚していたのであろう。アギナルドが革命を放棄して和平協定
へと傾いたもつとも大きな原因の一つは、革命運動全体のリーダーシップを掌握しえなかつたことにあると見られる
が、アギナルドの亡命以後鬭争を継続した革命諸勢力にも統一的指導権を追求する力はなかつたのである。革命主義
者はそれぞれの地域で、それぞれの指導者のもとに、自発的な戦いを展開していたにすぎなかつた。本稿の分析対象
期間を通じて、革命勢力が革命成就のために追求すべくしてついに果しえなかつた課題は、民族革命をめざす鬭争主
体を民族的規模で形成することと、それを率いる民族的リーダーシップの創出であつた。

1 Achútegui & Bernad, Document 123, pp. 432~433. この檄文の以下に訳出した五項目の改革要求の部分を除いた全文が、九月六日にアギナルドの名前で発表されたものである (Taylor, Exhibit 44, pp. 372~373)。(この檄文がアギナルドの筆になることはほぼ間違いない)。

2 半島人は本国生まれのスペイン人のこと。群島人はもともとはフィリピン生まれのスペイン人に対する呼称であったが、ここではフィリピン人を含めて、フィリピン群島生まれの人すべてを指している。

3 Achútegui & Bernad, p. 435 参照。

4 Zaide, *Great Philipinos*. pp. 383~393.

5 Ricarte, p. 58.

6 Taylor, vol. I, Exhibit 38, pp. 357~358.

7 二日後にアギナルドの手でまとめられた第一回和平原案にもマテルノがこの点を強調したことが明記されている。

8 第一回和平原案には日付けがない。しかしアギナルドはこの和平原案との関連で、八月一日にスペイン人捕虜の赦放命令を出しているのが、第一回和平原案の作成も八月一日と推定される。Achútegui & Bernad, pp. 487~489 参照。

9 Achútegui & Bernad, Document 138, pp. 489~494.

10 Achútegui & Bernad, pp. 503~504 参照。

11 Achútegui & Bernad, Document 140, pp. 500~502.

12 Taylor, vol. I, Exhibit 51, pp. 391~392.

13 Taylor, vol. I, Exhibit 52, p. 394.

14 Zaide, *The Philippine Revolution*, pp. 154~156.

15 尾崎卓爾『市民坂本志魯雄』東京、市民会、昭和七年、二六二―二六六頁。

フィリピン革命のリーダーシップに関する研究

- 16 Achútegui & Bernad, Document 122, pp. 427~430.
- 17 Zaide, *The Philippine Revolution*. p. 156.
- 18 Zaide, *The Philippine Revolution*. pp. 156~157. Ataviado, p. 58.
- 19 Taylor, vol. I, Exhibit 50, pp. 384~389.
- 20 Taylor, *ibid*.
- 21 Taylor, vol. I, Exhibit 69, p. 436. Alejandrino, pp. 81~84. リカルテは、トギナルは武器、彈藥を購入するために、四〇万円ペソの金を使つた使用したと云つた。
- 22 Achútegui & Bernad, Document 124, pp. 436~439.
- 23 「政治文書」の原文は、Achútegui & Bernad, Document 144, pp. 518~521 を参照。
- 24 「プロシヤ」の原文は、Achútegui & Bernad, Document 143, pp. 510~512 を参照。
- 25 「經濟文書」の原文は、Achútegui & Bernad, Document 145, pp. 523~524 を参照。
- 26 Achútegui & Bernad, Document 144, p. 521.
- 27 Achútegui & Bernad, Document 146, pp. 526~527.
- 28 Achútegui & Bernad, Document 147, pp. 530~531.
- 29 和平協定のユホート地方の空襲の記録について、Ataviado, Chapter IX, pp. 59~64 を参照。
- 30 Ataviado, p. 61.
- 31 Zaide, *The Philippine Revolution*, p. 118, f. n. 17.
- 32 リカルテは革命軍の准將であるが、この部分の叙述は間違つてゐる。
- 33 尾崎卓爾、二八二~二八三頁。

- 34 和平協定の内容は革命のみならずスペイン人にも正確には伝えていなかった。Foreman, p. 401.
- 35 Alejandro, p. 31.
- 36 Ricarte, p. 65~66. Kalaw, p. 80.
- 37 尾崎卓爾 三〇五頁 Le Roy, vol. I, p. 134.
- 38 尾崎卓爾 三〇二~三〇四頁 Le Roy, vol. I, p. 139. Ricarte, p. 66.
- 39 Foreman, pp. 401~405.
- 40 尾崎卓爾 二九六頁。
- 41 Foreman, pp. 406~407. Zaide, *The Philippine Revolution*. p. 166.
- 42 尾崎卓爾 二九七頁。Foreman, pp. 407~408.
- 43 Fernandez, Leandro H. *The Philippine Republic*. (Reprint), New York, AMS Press, 1968, p. 50.
- 44 尾崎卓爾 三二四頁。
- 45 尾崎卓爾 二七八頁。
- 46 尾崎卓爾 二八七頁。
- 47 Taylor, vol. I, Exhibit 66, pp. 430~431. vol. III, Exhibit 130, pp. 221~227.
- 48 Taylor, vol. I, Exhibit 66, vol. III, Exhibit 130 以下は憲法の名稱は Constitution of the Central Directive Committee of the Centre and North of Luzon となりつつあるが、次に引用する Taylor, vol. I, Exhibit 81 以下は Constitution of the General Executive Committee for Central Luzon となっている。本稿では叙述に混乱を生じなからうと、後者の訳名に統一した。ついでに、憲法条文のなかではこの政府のことを「中央執行委員会 (Central Executive Committee)」と平仮文で示す。

49 Taylor, vol. I, Exhibit 81, p. 469.

50 この点については、例をばマカブロス憲法第一二条を見よ。Taylor, vol. I, Exhibit 81, p. 469.

51 Taylor, vol. III, Exhibit 130, pp. 225~226.

結 び

以上第一章から第九章にわたる分析を通じて、本稿ではフィリピン革命のリーダーシップの解明に努めてきた。

(はじめに断っておいたように、考察対象期間は一八九六年八月から九八年四月までに限られている。)これまでの分析を通じて説明されたことからの要点を示せば、以下の如くなるであろう。

(一) 革命はタガログ六州を中心舞台としつつ、全民族的拡がりをもって展開された。主題との関連で、革命の背景として特に考慮されなければならない問題は、まず民族社会全体に共通する問題として、①本国政治の変動とラテンアメリカの独立を直接の契機として、一九世紀中葉から悪化の一端を辿った政庁行政の腐敗と修道会の抑圧体制、②これに対抗するかたちで、同じく世紀半ば頃から進展したフィリピン人知識階級の形成と、かれらによる改革運動の展開である。この改革運動を通じて革命を生み出す民族主義思想が形成された。一方、タガログ地域に特殊な問題としては、大規模な修道会アシエンダの存在があった。革命の激戦地となるカビテ、ラグーナ、ブラカン、リサールの四州には、これら四州の全農地面積の半ば以上にも達する大規模な修道会アシエンダが存在した。修道会アシエンダの住民は、修道会の土地強奪、苛斂誅求などに対して積年の怒りを持っていたが、ここでとくに注目されるのは、修

道会アシエンダの周辺部に住む地主階級や、アシエンダ内部のインキリーノなど、住民社会の上層部、言いかえればプリンシパリア層が修道会の土地所有に鋭い批判を持っていたことである。かれらは修道会アシエンダの存在が、かれらの経済発展の可能性を阻んでいるとして強い不満を持った。従って修道会アシエンダ地域では、プリンシパリアを中心に全住民が一九〇一となって反修道会闘争（それはすなわち反スペイン闘争になる）に立ち上る条件が熟していたのである。

(二) 首都圏を別にして、革命時のフィリピン社会は、プリンシパリアと一般民衆という二つの基本的階層から構成されていた。革命の指導権はプリンシパリア階層の手に握られた。プリンシパリアは第一義的には、植民地権力から諸特権を与えられて町（プエブロ）の統治行政に従事する階層であったが、同時にかれらは、町の最大の地主階級として、あるいはインキリーノとして、町住民を経済的にも支配した。加えて地方住民は、プリンシパリアに伝統的身分意識に基づく尊敬の念を持っていた。従ってプリンシパリアは町の一般住民に対して絶大な力を持つとともに、かれらを統率していくなにかの政治的技術を身につけている階層であった。しかし、一般のプリンシパリアの政治的、経済的活動圏は町社会を越えることはほとんどなく、またかれらは通常、コレヒオ・レベルの教育も受けていなかったことから、町社会を越えて他町、さらには他州の住民を組織し統率する力に欠けていた。一般のプリンシパリアが持つこうした限界は、プリンシパリアのなかの副次的階層である上層プリンシパリアによってすでに破られていたが、本稿の分析対象期間においては上層プリンシパリアの革命参加はほとんどなく、革命はもっぱら一般プリンシパリアの指導のもとに展開された。従って革命のリーダーシップは、一般プリンシパリアが持つ以上の諸特徴から規定されるところが大きかったのである。

(三) ところで、革命組織カティブーナンは首都において結成された。首都圏のフィリピン人社会の階層構成がどのようになつていたかは、データに乏しく将来の問題として残さざるをえないが、創立期のカティブーナン指導部の性格を敢えて規定すれば、「都市急進主義」と呼ぶことができよう。ここに言う都市急進主義とは、既存の身分制度を否定して、階層を超えて結集した革命集団というほどの意味である。民衆重視の新しい人間観に立つカティブーナンは、当初、首都圏の労働者階級を中心に組織化を進めたが、地方進出（主としてタガログ地域への進出）に当って、プリンシパリアを接近の対象とした。都市急進主義と地方プリンシパリアはスペイン権力打倒の一点で連帯したが、階層社会の否定という点では、両者は共通の理解に達していなかった。この亀裂は革命開始後、深刻な対立へと発展し、ボニファシオ粛清の主要な要因の一つとなった。

(四) 一八九六年八月三〇日、革命はカティブーナン指導部の決定によって開始された。しかし、カティブーナン指導部は革命開始の以前から民族的規模での革命を指導しうる力量のないことを自覚しており、事実、革命開始に当たっても、カティブーナン全体の動きを統率することができなかった。ボニファシオらの蜂起に呼応して開始されたタガログ諸地域の闘争は、各地のカティブーネーロプリンシパリアを中心に、民衆が自発的に開始したもので、これらの闘争を全体的に統率する組織や指導者は存在しなかったのである。ただし、カティブーナンが革命の全期間を通じて、革命勢力結集のシンボルの機能を果し続けたことは無視できない。

(五) カティブーネーロプリンシパリアの自律的革命指導がもつとも強力に展開されたのは、カビテ州のマグダロ人民評議会の場合であった。ここではスペイン権力を完全に追放したあと、カティブーナン地区評議会が町政府に、また人民評議会がそれらを統合する中央政府に転じるかたちで、一つの完結した革命権力が組織された。ここに創出さ

れた権力機構は、カビテ・プリンシパリアの統治技術と、身分意識と、階層利益を全面的に反映したものであった。

(六) カビテ州東部の七町とバタンガス州北部の二町を自己の支配下に収めたマグダロ人民評議会は、ついで革命全体の指導権を追求し、九七年三月、フィリピン共和国の設立に成功した。その結果カビテ州では、それまで革命全体の指導組織として象徴的な役割を果たしてきたカティブーンナの機能が否定され、革命の指導権は名実ともにフィリピン共和国政府の手に移された。この一連の状況展開に捲き込まれたカティブーンナ総裁ボニファシオは、新設のフィリピン共和国の名において大統領アギナルドの手で肅清された。カビテ州において、ボニファシオの指導権が否定され、アギナルドの指導権が確立した背景には、①カビテ・プリンシパリアの階層利益の追求、②カビテ人至上主義、③カビテ民衆の伝統的身分意識や盲目的カソリシズム信仰に基づくアギナルド支持、などを指摘することができる。

(七) しかしながら、フィリピン共和国は、設立後間もなくカビテ州を逐われ、ブラカン州ビアックナバトールへ本拠を移さねばならなかった。ここにおいてアギナルド政府は、カビテ州外の革命勢力をいかにして掌握するかという問題に直面した。アギナルドは次の三つの方法によって、フィリピン共和国の実体化を計ろうとした。①革命諸勢力の間に、フィリピン共和国を支持する支部政府（地方政府と言いかえてよい）を組織する、②各地の指導者と個々に盟約を結んで協力を約束させる、③フィリピン共和国憲法（通称ビアックナバトール憲法）を制定して、共和国を既成事実化し、これを盾に各地の自律的革命組織に解体を迫る。これらの方法はある程度の成功を収めた。しかし、アギナルドによる革命諸勢力統合の努力は、革命貫徹のためではなく、和平交渉を有利に展開するためのものにすぎなかった。

(八) アギナルド政府はカビテ放棄後間もなく、革命主義から改革主義へ後退した。そしてこれを契機に、パテルノを仲裁者とする和平交渉が開始された。ところが和平交渉の四ヶ月の間に、アギナルド政府は改革主義をも放棄して、和平金と降服後の安全保障だけを条件に、和平協定を締結した。この間、革命戦線は従来以上に拡大する勢いを見せていたのであるから、アギナルド政府のこの政策後退は、戦局以外の別のところに原因を求めねばならない。詮ずる所、アギナルド政府の革命放棄は、この政府の持つ基本的性格、すなわち、①プリンシパリアの利害に基く機会主義的の革命指導、②民族的リーダーとしての力量不足、③武力主義、の三点に帰せられるであろう。かくしてフィリピン共和国は、民族政府としての実体を確立しえないままに解体した。しかし、和平協定は闘争の終結を意味しなかった。和平協定締結後も、革命の完徹を求める闘いが各地で従来に劣らぬ激しさを継続された。これらの闘いを指導したのは各地のカティブネーロープリンシパリアであった。状況は、より拡大された規模で、革命開始時のそれに戻ったのである。このいわばアナキーな革命状況を統一に導くのは、ふたたびアギナルドであるが、それは本稿の分析対象期間を越えている。

TIIAIIアゴンシリョやRIIコンスタンティーノが指摘しているように、フィピン革命の担い手は民衆であった。しかしこれを指導したのは、革命の準備期間と蜂起のごく初期を除けば、いかなるレベルにおいてもプリンシパリアであった。この階層の革命指導のありようが、民族革命の成功に決定的な重要性を持っていたことは、本稿の分析から多少とも明らかになったであろう。

(一九七九年七月)